

平成 26 年度

自己点検・評価報告書

平成 26(2014)年 6 月

大阪芸術大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準1 使命・目的等	10
基準2 学修と教授	16
基準3 経営・管理と財務	64
基準4 自己点検・評価	80
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	84
基準A 社会連携	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念としての「5項目の教育理念」

大阪芸術大学の開学は昭和39（1964）年4月1日である。当初浪速芸術大学として設置認可されたが、2年後に大阪芸術大学に名称変更された。開学に当たって学校法人塙本学院創設者である塙本英世が述べた芸術教育に対する考え方があるが、5項目からなる教育理念としてまとめられ、以後の本学の建学の精神及び大学を形成する基本理念の中核として機能している。以下はその原文である。

「自由の精神の徹底」

学と芸の総合大学として秩序ある体系の上に自由の精神に基づき、私学としてのみ可能である学科編成を目指して高等教育にエポックを劃したい。

「創造性の奨励」

本大学芸術学部は芸術における狭義の創造性にとどまらず、科学技術・産業・交通・通信・政治・行政その他社会活動全般にわたり創造性を奨励したい。

「総合のための分化と境界領域の開拓」

近代における学と芸は、専門化の一途をたどりその専攻分野は極端なるセクショナリズムに陥るという弊害がしばしば見受けられるが、本学はこれを絶対に排し総合のための分化及び専門化であることを絶えず確認し、特に境界領域における学と芸の盲点的存在となっている部分を注視し、新分野の開拓につとめたい。

「国際的視野にたっての展開」

東洋の日本、世界の日本という認識のもとに我国特有の学と芸に関する優れた伝統を国際的視野に立ってこれを深く掘り下げ、伝統の形式に囚われることなく、伝統の持つ精神を高揚して新しい芸術の伝統を展開したい。

「実用的合理性の重視」

本学は阪神産業地帯をヒンターランドとして開設されている立地条件にかんがみ、学と芸の実用的合理性を尊重してこれを実現したい。

2. 本学の使命・目的

本学の目的は芸術学部、通信教育部及び大学院の教育課程ごとに定められ、それぞれの学則の第1条で定められている。

大阪芸術大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学通信教育部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学大学院学則

第1章 総則

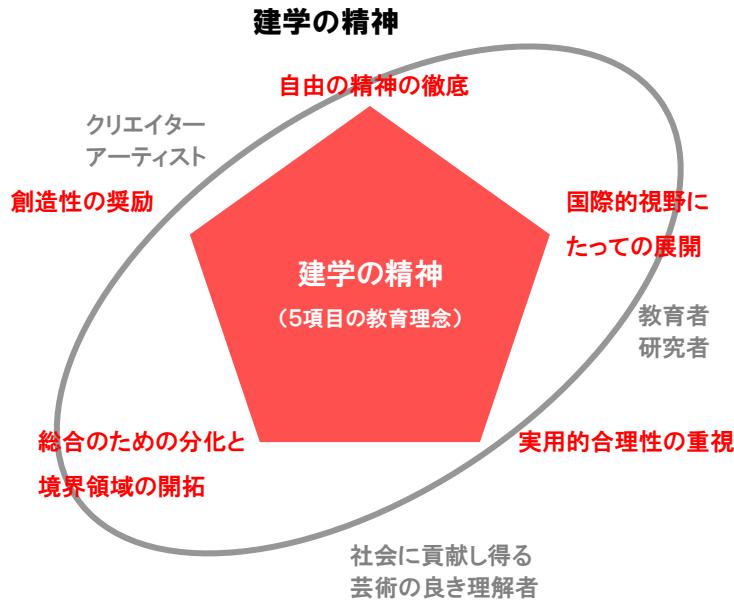
(目的)

第1条 本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

本学では建学の精神をふまえ、大学の使命・目的を補完するため人材育成の基本方針となる「教育目的」を次の通り定めて運用している。

大阪芸術大学の教育目的（人材育成方針）

本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。



大学の使命・目的

(大阪芸術大学学則第1章第1条)

(大阪芸術大学通信教育部学則第1章第1条)

本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

(大阪芸術大学大学院学則第1章第1条)

本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

3. 本学の個性・特色

大阪芸術大学の最大の特色といえるのは、この教育理念を推進するべく構築された「総合芸術大学」ともいえる教育組織である。すなわち、芸術系大学として日本最大級の学科・コース数を擁し、芸術のほぼ全てのジャンルをカバーしており、芸術学部、大学院及び通信教育部の課程を擁し、多様な学びのニーズに対応することが可能である。以下に教育理念との関連をふまえながら、その設立の経緯について述べていく。

昭和 39 年(1964)の開学当初は芸術学部美術学科（絵画・写真・社会芸術専攻）、デザイン学科（グラフィック・インダストリアル＜クラフトを含む＞・インテリア専攻）の 2 学科体制であった。この学科・専攻構成は、狭義の芸術の専門領域だけでなく、関西産業界復興に伴うデザイン教育の重要性、写真や社会芸術といった社会活動の中での創造性の教育を具現化した、当時では先進的な学科・専攻構成であった。

創設者である塚本英世は、「これらを「極端な芸術至上主義を排し、産業社会や日常生活に密着したデザイン部門をはじめとして、絵画、工芸、写真なども社会芸術としての性格を強調したいと考えている」、また「純粋芸術と応用芸術の差別を廃し、自由に材料のもつ法則とか、可能性あるいは材料と人間との相互関係を探究して、豊かな想像力を伸ばしていくことを主眼としている」と述べている（「浪速芸術大学入学案内」より）。いわゆる「自由の精神の徹底」、「創造性の奨励」及び「実用的合理性の重視」の理念をここに見ることができる。

その後、昭和 40 年代の 10 年間に間に学科増設及び施設の拡充・整備を行い、1 学部 14 学科体制となる。その中には放送学科、映像計画学科（現 映像学科）、環境計画学科（現 環境デザイン学科）、舞台芸術学科、芸術計画学科といった、現代では他大学でも設置されているものの、当時としては極めて独創的、画期的な学科がある。

これらは、昭和 39 年の開学時に実施されたキャンパス設計のコンペティション実施要項中に、既に学科設置構想として示されており、まさに「総合のための分化」の過程によって、計画的に作られたものである。

近年では、平成 5(1993)年度以降の大学院芸術文化、芸術制作両研究科の開設及び平成 17(2005)年度の芸術研究科への改組転換、平成 13 年度の通信教育部開設により、教育課程の多様化を進めた。また、従来の専門領域に留まらない分野への対応も積極的に行っており、平成 15(2003)年度に音楽学科ポピュラー音楽コース、平成 17(2005)年度にキャラクター造形学科、平成 22(2010)年度に初等芸術教育学科、平成 24(2012)年度に放送学科声優コース、平成 25(2013)年度にキャラクター造形学科フィギュアアーツコース及び舞台芸術学科ポピュラーダンスコースを開設した。

これらも上記の教育理念、特に「総合のための分化と境界領域の開拓」によるダイナミズムの延長線上にあるもので、今後も教育組織の総合性及び柔軟性を本学の特色として、さらなる展開を目指しているところである。

ここで、「国際的視野にたっての展開」についても触れておきたい。塚本は「芸術の国際交流を盛んにし、現在行っている海外著名教授の招聘のみならず、交換教授、交換留学生を制度化し、国際的視野にたって教育研究を進めていこうと考えている」と述べている（「浪速芸術大学入学案内」より）。平野英学塾を起源とする本学はもともと国際化への志向が強く、昭和 40 年代の学科増設と同時に国際化への取り組みを本格化させた。海外の著名研

究者、芸術家及びデザイナーなどを多数客員教授として招聘し、特別講義を実施した。また、昭和 47(1972)年にアメリカ美術大学連盟（現アメリカ美術大学協会<AICAD>）に加盟した。これは外国の大学として初めての加盟で、現在でも日本で唯一の加盟校である。毎年、夏期に海外セミナーを加盟大学先で実施しており、本学学生が現地での授業、実習を受けるとともに、学生との交流や美術館の訪問を行うもので、授業単位として認定される。これは当時では画期的なものであった。これは後に加盟大学間での単位互換協定、留学制度等への整備に発展し、さらにカリフォルニア美術大学やシカゴ美術大学といった一流校との姉妹校協定を結ぶに至っている。

アジア圏では昭和 47(1972)年に韓国の弘益大学校、昭和 61(1986)年に中国の上海大学美術学院と姉妹校協定を締結した。両校とは交流作品展を毎年相互で開催するとともに、教員・学生がそれぞれを訪問して研修やワークショップを受講するなど交流を強めている。

近年ではウィーン大学、ウィーン音楽・表現芸術大学との姉妹校協定による音楽系学科間の相互留学制度、海外セミナーの実施、ミラノ工科大学への造形系学科による国際セミナーを実施してきており、「国際的視野にたっての展開」という理念を体現しているものといえる。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大阪芸術大学は、昭和 20（1945）年、初代学長塚本英世が平野英学塾を設立したことから始まる。平野英学塾は後に、浪速外国語学校、浪速外国語短期大学、浪速短期大学（現 大阪芸術大学短期大学部）へと発展する。当初、昭和 29（1954）年に設置された浪速短期大学保育科（現 保育学科）と附属幼稚園を中心に、保育・幼児教育への取り組みを主にしていた。

ここから美術・音楽教育への機運が高まり、昭和 32（1957）年の大阪美術学校の開校、昭和 35（1960）年の浪速短期大学デザイン美術科（現 デザイン美術学科）及び広報科（現 メディア・芸術学科）の設置へ至る。これらは戦後の関西美術・デザイン・メディアの大物、新進気鋭を教員として迎え、産業界の期待に応えるべく、関西の美術、デザイン教育をリードし、多数の人材を生み出した。

この美術、デザイン教育への注力を集約して、昭和 39（1964）年に大阪府南河内郡河南町において浪速芸術大学を設置し、2 年後の昭和 41 年（1966）に大阪芸術大学と名称変更した。以後教育理念に基づいた学科増設及びキャンパス・施設の整備が行われ、近年では大学院、通信教育部が設置されるなど、日本最大級の総合芸術大学として、幾多の有為な人材を輩出し、現在に至っている。

以下は本学の主な沿革である。

年	事項
昭和 20（1945）	平野英学塾を開設（昭和 21 年 3 月 31 日迄）
昭和 21（1946）	財団法人浪速外国語学校（3 年制）を創立、平野英学塾を発展的解消
昭和 24（1949）	浪速外国語学校（各種学校）に改称
昭和 26（1951）	学校法人浪速外語学院を設立
	浪速外国語短期大学を設置
昭和 29（1954）	浪速外国語短期大学を浪速短期大学に改称保育科第 1 部・第 2 部を設置
昭和 32（1957）	大阪美術学校を開校
昭和 35（1960）	浪速短期大学にデザイン美術科、広報科を設置
昭和 39（1964）	浪速芸術大学芸術学部美術学科・デザイン学科を設置
昭和 41（1966）	学校法人浪速外語学院を学校法人塚本学院に改称
	浪速芸術大学を大阪芸術大学に改称
昭和 42（1967）	芸術学部建築学科・文芸学科を増設
昭和 43（1968）	芸術学部音楽学科・放送学科を増設
昭和 45（1970）	芸術学部写真学科・工芸学科を増設
昭和 46（1971）	芸術学部環境計画学科・映像計画学科・音楽教育学科・演奏学科を増設
昭和 48（1973）	芸術専攻科（美術・デザイン・建築・文芸・音楽各専攻）を設置
昭和 49（1974）	芸術学部舞台芸術学科・芸術計画学科を増設
昭和 53（1978）	芸術専攻科（写真・工芸・音楽教育・演奏各専攻）を増設

昭和 56 (1981)	塙本英世記念館芸術情報センターを設置 大阪芸術大学附属大阪美術専門学校を設置
昭和 61 (1986)	芸術学部映像計画学科を映像学科に名称変更
昭和 62 (1987)	白浜研修センターを設置
平成 3 (1991)	大阪芸術大学芸術学部の入学定員変更 (900 人→1,590 人 終期平成 12 年 3 月 31 日)
平成 4 (1992)	菅平高原研修センターを設置
平成 5 (1993)	大学院芸術文化研究科芸術文化学専攻（修士課程）を設置
平成 7 (1995)	大学院芸術文化研究科芸術文化学専攻（博士後期課程）を設置 (入学定員 10 人)
平成 9 (1997)	大学院芸術制作研究科芸術制作専攻（修士課程）を設置（入学定員 30 人）
平成 10 (1998)	総合体育館を設置
平成 12 (2000)	大学院芸術制作研究科芸術制作専攻（修士課程）入学定員変更（30 人→60 人） 芸術学部入学定員変更（900 人→1,245 人）
平成 13 (2001)	通信教育部芸術学部美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、写真学科、工芸学科、映像学科、環境計画学科を開設 (収容定員 4,400 人、各学科とも入学定員 100 人 編入学定員 3 年次 20 人)
平成 14 (2002)	大阪芸術大学博物館を設置
平成 15 (2003)	芸術学部環境計画学科を環境デザイン学科に名称変更
平成 17 (2005)	大学院芸術文化研究科博士課程及び芸術制作研究科修士課程を芸術研究科博士課程（前期・後期）に改組転換 芸術学部キャラクター造形学科を設置、音楽教育学科を学生募集停止 通信教育部芸術学部環境計画学科を環境デザイン学科に名称変更 芸術劇場を設置
平成 20 (2008)	大阪芸術大学ほたるまちキャンパスを開設
平成 22 (2010)	芸術学部初等芸術教育学科、通信教育部初等芸術教育学科を開設
平成 24 (2012)	芸術学部環境デザイン学科を学生募集停止 通信教育部芸術学部工芸学科、環境デザイン学科、映像学科、放送学科を学生募集停止
平成 26 (2014)	大阪芸術大学スカイキャンパスを開設

2. 本学の現況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

・大学名 大阪芸術大学

・所在地 大阪府南河内郡河南町東山 469

・学部の構成

・学部及び大学院の構成

[芸術学部] 美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、

工芸学科、写真学科、環境デザイン学科、演奏学科、映像学科、

芸術計画学科、舞台芸術学科、キャラクター造形学科、

初等芸術教育学科

[大学院] 芸術研究科 前期課程 芸術文化学専攻、芸術制作専攻

後期課程 芸術専攻

[通信教育部] 美術学科、デザイン学科、建築学科、文芸学科、音楽学科、放送学科、

工芸学科、写真学科、環境デザイン学科、映像学科、

初等芸術教育学科

・学生数、教員数、職員数

・学部及び大学院の学生数（収容定員は学則上のものを掲載）

[芸術学部]

学科	入学定員	収容定員	在学生数
美術	60	240	310
デザイン	210	840	977
建築	50	200	217
文芸	70	280	292
音楽	45	180	245
放送	160	640	729
工芸	40	160	198
写真	30	120	128
環境デザイン	—	—	14
演奏	90	360	366
映像	80	320	433
芸術計画	30	120	104
舞台芸術	170	680	726
キャラクター造形	160	640	737
初等芸術教育	50	200	194
計	1,245	4,980	5,670

[大学院芸術研究科]

専攻	入学定員	収容定員	在学生数
芸術文化学（前期）	20	40	5
芸術制作（前期）	60	120	62
芸術（後期）	20	60	24
計	100	220	91

[通信教育部芸術学部（編入学含む）]

学科	入学定員	収容定員	在学生数
美術	180	660	121
デザイン	120	440	80
建築	230	860	157
文芸	180	660	84
音楽	240	880	350
放送	—	—	11
写真	120	440	71
工芸	—	—	36
映像	—	—	29
環境デザイン	—	—	19
初等芸術教育	130	460	68
計	1,200	4,400	1,026

・教員数

所属	教授	准教授	講師	助手	計
芸術学部	146	49	9	1	205
大学院	—	—	—	5	5
通信教育部	3	2	1	—	6
計	149	51	10	6	216

・職員数

専任職員 86 人

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は各教育課程の開設以来、芸術学部、通信教育部、大学院の学則第1条に、それぞれ表1-1-1のとおり定めている。この目的は本学の教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則に定めているものである。

また、本学では建学の精神をふまえ、大学の使命・目的を補完するため人材育成の基本方針となる教育目的を「本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする」として定め、運用している。

表1-1-1

規程名	条文
大阪芸術大学学則	第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。
大阪芸術大学通信教育部学則	第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究するとともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。
大阪芸術大学大学院学則	第1条 本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学では、学院創設者の芸術教育に対する思いから、5つの建学の精神を掲げ、大学を形成する基本理念として機能している。本学の使命・目的は、学則第1条において簡潔に定めており、それを補完するため人材育成の基本方針となる「教育目的」も明確かつ簡潔に定めて運用している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的は、教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則に定めているものである。開学以来、本学では建学の精神及び大学の使命・目的を明確に定めて学内外に明示しており、今後もこれを継承していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

«1-2 の視点»

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、建学の精神として、「自由の精神の徹底」「創造性の奨励」「総合のための分化と境界領域の開拓」「国際的視野にたっての展開」「実用的合理性の重視」の5つを掲げている。この5項目は、学院創設者の芸術教育に対する考え方が5つの教育理念としてまとめられたものであり、開学以来、教育研究活動の推進において文字通り精神的支柱として堅持してきた。この教育理念を推進するべく構築された本学は、芸術の多様な学びに対応可能な「総合芸術大学」であり、本学の存在そのものが個性・特色を表しているといえる。また、大学の使命・目的はもとより、それを補完するため人材育成の基本方針となる教育目的を「本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精神をもって育成することを教育目的とする。」と定めているが、この教育目的は、建学の精神と共に本学の特色を形成する大きな根本精神となっている。

1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第83条が定める「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び大学設置基準第2条、大学設置基準第40条の4等の法令を遵守し、適切な目的を掲げているといえる。

1-2-③ 変化への対応

本学を取り巻く環境が開学当初とは大きく異なってきている。建学の精神及び大学の使命・目的の運用には、それらの語句を教育活動にそのまま当てはめるのではなく、込められた価値を時代的あるいは社会的な状況に照らして解釈・整理し、教育活動として実践していく。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神は不変であり、使命・目的及び教育目的においても継承していくべきものであるが、大学に対する社会の要請や社会状況等の変化を考慮し、具体的な教育目的や目標を改善・向上させる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、規程等の制定の際、各部署からの検討・提案を経て規程案が策定される。その後、学長はじめ専任の教授、准教授及び講師で組織される教授会において審議され承認を得ている。教授会での承認事項は、常務会及び最高意思決定機関の理事会へ報告し、承認を得ている。

1-3-② 学内外への周知

本学の建学の精神・大学の基本理念である 5 項目、大学の使命・目的及び教育目的は、教職員及び学生に対しては、大学ホームページをはじめ、大学案内及び学生便覧に掲載し、周知している。また、大学広報誌「大阪芸術大学グループ通信」に適時掲載している。これに加え、学院創立 50 周年(平成 7(1995)年)、同 60 周年(平成 17(2005)年)の際に発行された記念誌においても、創立以来の沿革を現状とともに記載している。受験生においては、大学ホームページ及び大学案内に明示し、大学独自の進学説明会やオープンキャンパスにおいて、パワーポイント等を使って説明するよう心がけている。

特に建学の精神である「自由の精神の徹底」「創造性の奨励」「総合のための分化と境界領域の開拓」「国際的視野にたっての展開」「実用的合理性の重視」の 5 項目は芸術を学ぶものにとって、不変の概念・原理であり、より一層の周知・浸透を図っていく。本学の使命・目的は各教育課程の学則第 1 条に定めて学生便覧に掲載し、学生及び教職員に配付することにより周知を図り、また学外へは大学ホームページへの掲載をもって公表している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、美術、デザイン教育への注力を集約して昭和 39 (1964) 年に大学を設置して以後、教育理念に基づいた学科の増設や施設の拡充・整備を行い、また、大学院、通信教育部を設置するなど、日本最大級の総合芸術大学として構築し続けており、現在に至ってい

る。今後においても、教育組織の柔軟性を本学の特色としてさらなる展開を目指している。

3 つの方針のうち「アドミッションポリシー」においては、建学の精神、教育目的等をふまえ、入学者受け入れ方針を掲げ、各学科別にもアドミッションポリシーを設定している。また、「カリキュラムポリシー」及び「ディプロマポリシー」においても、建学の精神を教育活動の中で実践することを目指して、平成 22 年(2010 年)年度に設定している。これらの方針は、大学案内や大学ホームページに広く公表を行っている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学における教育研究組織は図 1-3-1 に示すとおりである。

図 1-3-1 教育組織・教育課程編成（平成 26(2014)年 5 月 1 日現在）

学部・研究科	学科・専攻	開設年度	コース・分野・研究領域（大学院）	カテゴリー
芸術学部	美術	昭 39	油画、日本画、版画、彫刻	造形
	デザイン	昭 39	グラフィックデザイン、ビジュアルアーツ、情報デザイン、スペースデザイン、プロダクトデザイン	
	工芸	昭 45	金属工芸、陶芸、ガラス工芸、テキスタイル・染織	
	建築	昭 42	(建築、環境デザイン)	
	写真	昭 45	(ファインアート、プロフェッショナル)	
	放送	昭 43	制作、アナウンス、広告、声優	メディア
	文芸	昭 42	(創作、ノンフィクション・文芸批評、出版・編集、翻訳・講読)	
	映像	昭 46	(映画、映像、シナリオ、映像学)	
	芸術計画	昭 49	(アーツ&カルチュラルマネジメント)	
	舞台芸術	昭 49	演技演出、ミュージカル、舞踊、ポピュラーダンス、舞台美術、舞台音響効果、舞台照明	
	キャラクター造形	平 17	漫画、アニメーション、ゲーム、フィギュアアーツ	
通信教育部	音楽	昭 43	音楽・音響デザイン、音楽教育	音楽
	演奏	昭 46	ピアノ、声楽、管弦打、ボビュラー音楽	
	初等芸術教育	平 22	初等教育、芸術療法	教育
	美術	平 13	油画、日本画、版画	造形
芸術学部	デザイン	平 13		
	建築	平 13		
	写真	平 13		
	文芸	平 13		メディア
	音楽	平 13		
	初等芸術教育	平 22	初等教育、芸術療法	教育
	博士課程前期			
大学院 芸術研究科	芸術文化学	平 5	芸術学、文芸学・演劇学、音楽学、環境・建築芸術学	
	芸術制作	平 9	絵画、彫刻、デザイン、環境・建築、工芸、映画・映像、舞台、文学創作、器楽、声楽、作曲	
	博士課程後期			
	芸術	平 17	芸術文化学、芸術制作	

注) コース・分野・研究領域のうち、括弧書きのものは、コース個別のカリキュラムではなく、学科共通カリキュラムの中で設定された、学習可能な分野である。

本学は、建学の精神及び教育目的に則り、これまでの沿革において芸術領域におけるメディア・科学技術の進歩などの社会変化によって生まれる新領域や境界領域に積極的かつ柔軟にアプローチし、整備してきた。これらは同時に「造形」・「メディア」・「音楽」・「教育」のカテゴリーによる体系化が図られており、現在では「総合芸術大学」としての教育研究組織を形成している。このような方針のもと、芸術学部では現在 14 学科が開設されている。近年では社会のニーズに応えた学科・コースの開設が相次いでおり、平成 16(2004)年「音楽学科ポピュラー音楽コース」、平成 17(2005)年「キャラクター造形学科」、平成 22(2010)年「初等芸術教育学科」、平成 24(2012)年「放送学科声優コース」、平成 25 年(2013)年「キャラクター造形学科フィギュアアーツコース」及び「舞台芸術学科ポピュラーダンスコース」を開設した。今後も学科・コースの新設・改組転換による整備を積極的に行っていく予定である。

通信教育部では、平成 13(2001)年に芸術学部に準じた 10 学科を開設し、その後平成 22(2010)年に 7 学科に再構築し、通学課程と同等の教育を実施している。

大学院の教育組織は、芸術学部の学科、コースを基礎に構成しており、学部との一貫性を重視している。芸術研究科博士前期課程には芸術制作専攻と芸術文化学専攻、博士後期課程には芸術専攻を設けている。

このように、芸術のあらゆる領域を網羅し、また複数の課程を擁しているのが本学の教育組織の特色である。それにより、芸術を学びたいという意欲のある者にとって、様々な形で学びの場を提供できること、自らの専門性を深めつつ、様々な領域に触れ学ぶことが可能となっている。

また、本学の教育研究活動を支援する附属機関は下記のとおり整備されている。

「芸術情報センター」には「図書館」、「藝術研究所」及び「博物館」が設置され、建造物自体のデザインを含めて、本学の特色ともなっている。

「図書館」は芸術系の図書館として教育研究及び学習をより充実させることを目的として、図書・楽譜・視聴覚資料・雑誌等を提供している。また、図書館機能に加え、ギャラリー及び展示・発表の場としても機能している。

「藝術研究所」は独自の調査研究補助制度による本学教員の共同研究の助成、紀要「藝術」の編集・発行、研究会・講演会の主催及び展覧会・コンペティションの開催等を実施しており、主に研究面での支援に実績を挙げている。

「博物館」は平成 14(2002)年に大阪府から博物館相当施設として指定を受けた施設で、資料の収集・整理・保存とその公開展示を行うと共に、教員や学生のギャラリースペースでの展示を支援している。また芸術学部、大学院及び通信教育部の博物館学芸員課程における「博物館実習」を実施するなど、教育の場としても機能しており、本学の教育活動の特色の一つとなっている。

「研修センター」は菅平高原研修センター（長野県上田市）と白浜研修センター（和歌山県西牟婁郡白浜町）の 2ヶ所が設けられ、教職員・学生の福利厚生のほか、学科・コースの学外研修、ゼミ合宿及びクラブ活動の合宿等に使用されている。

「大阪芸術大学テレビ (OUA-TV)」は本学のメディアセンター的な存在として、グループ内各校のイベント撮影・取材・編集及び Web での動画配信の他、映像、放送学科の

授業への協力、民間イベントの取材協力に見られる産学連携事業など特色ある事業を実施している。

「サテライトキャンパス」は、「スカイキャンパス（大阪市阿倍野区阿倍野筋）」と「ほたるまちキャンパス（大阪市北区福島）」の2ヶ所が設けられている。教職員・学生の作品展示や本学の教育研究成果を社会に発信・還元し、評価をフィードバックさせることで、教育上の効果を挙げることが期待されている。

さらに、同一法人内に「大阪芸術大学短期大学部」、「大阪芸術大学附属大阪美術専門学校」及び「大阪芸術大学附属幼稚園（4園）」を擁しており、学生のスムーズな編入学の推進、教員の人事交流、展覧会、発表会等の行事の共同開催等によって、本学の教育研究に波及効果をもたらしている。

本学の教育研究組織の構成及び各課程の規模については、教育研究上の目的、そして大学設置基準との関係において、適切かつ効果的なものであるといえる。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神や使命・目的及び教育目的についてさらに有効性のあるものにするべく、社会の変化や要請をふまえ、適切な教育組織、教育環境、実践ある教育活動等を改善・向上していく。それには、教育研究に係る運営組織、「自己点検実施委員会」をはじめ、「FD委員会」「教務委員会」「入試委員会」等において見直しを行っていく。

[基準1の自己評価]

本学では、建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的を開学以来5つの教育理念として明確に定めている。また、3つの方針においても使命・目的及び教育理念をふまえ適切に設定し、それらに根ざした芸術教育を今日まで一貫して実践し、具現化に向けて努めてきた。

建学の精神・教育理念は大学運営の根幹を為し、大学を構成する関係者への周知徹底が極めて重要であると認識しているが、学内外への周知・公表が十分に行われているかについては、取り組むべき課題が多い。本学を希望する高校生、学生、保護者及び教職員等関係者全員に周知徹底を図るべき手段・方法を駆使して取り組んでいく必要があると考えている。

基準 2. 学修と教授**2-1 学生の受入れ****«2-1 の視点»**

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知**
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫**
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では建学の精神、教育目的等をふまえ、入学者選抜方針（アドミッションポリシー）を下記のように設定し、運用している。学外にはホームページにおいて公開している。

表 2-1-1 大阪芸術大学入学者選抜方針（アドミッションポリシー）

大阪芸術大学入学者選抜方針（アドミッションポリシー）	
【芸術学部】	
<p>本学は入学者の受入れについて、教育目的の達成に必要な下記の資質を評価基準とし、これを多元的な方法により審査する。</p> <p>「美を追究するマインド」—美への探究心/創作・表現活動への好奇心と意欲 「創造性と独創性」—基本的な知識と技術/自由な発想と創造力 「社会創造・社会貢献へのマインド」—他者・地域・社会への興味/コミュニケーション能力 「境界領域への開拓精神」—広い視野/異分野への好奇心</p>	
【大学院】	
<p>芸術創造及び芸術理論研究の鍛錬に必要な専門知識・技術及び思考力を学部課程において修得しているかどうかを評価基準とし、研究計画・作品提出、筆記試験・面接試問・実技等により審査する。</p>	

さらに芸術学部では、平成 24 年度、学科別入学者選抜方針（学科別アドミッションポリシー）を設定したことにより、本学の入学者選抜の指針が学科毎に明確となり、志望者が本学の特性をより理解した上で、受験・入学することが可能になった。

表 2-1-2 学科別入学者選抜方針（学科別アドミッションポリシー）

学 科	学科別入学者選抜方針（学科別アドミッションポリシー）
美術学科	<p>美術学科は、多彩な芸術表現に触れ、学生一人ひとりが自らのテーマ・表現方法を見つけ、芸術家として確かな基礎を築くことを学びの目標とします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、 美を探求し、創作、表現への好奇心と意欲や喜び、楽しみが感じられる人物 一、 自発的な独自の個性がうかがえる人物 一、 社会への貢献、他者や地域の人々に芸術のこころを伝達する意志がある人物 一、 広い視野に満ち、異分野への好奇心、進取の気風に満ちた創造力がうかがえる人物

デザイン学科	デザイン学科では、モノの造形だけでなく、コトの企画運営まで行える「デザイン+デザインプロデュース」を実践できる人材の育成をめざします。 【求める人物像】 一、 デザイン表現やコンセプト構築に興味のある人物 一、 自己の感性、創造力、表現力を伸ばしたい人物 一、 主体的に知識、技術を修得する意志のある人物 一、 新たな課題解決に挑戦し続ける意欲・推進力のある人物
工芸学科	工芸学科では、新しい“ものづくり”に取り組んでおり、積極的に伝統技法や技術を取り入れ、時代に適した造形表現を志す人物を求めています。 【求める人物像】 一、 さまざまな伝統技法や技術を積極的に学びたいと考える人物 一、 伝統技術を活かし、時代に合った表現を生み出す意志がある人物 一、 ものをつくろうとする、強い思いや意欲を持った人物 一、 自身の個性や感性を発見したい人物
写真学科	写真学科では、芸術や情報メディアとして幅広い可能性を持つ写真の領域を理解し、将来を意識して専門性を培うことのできる写真のエキスパートの育成をめざします。 【求める人物像】 一、 卒業後の進路に明確な志望を持ち、それに向けて努力できる人物 一、 写真に関わる知識や技術、表現方法などに強い探求心を持つ人物 一、 オリジナリティある写真表現の追究と創造に意欲のある人物 一、 広告写真、写真史や写真論などの理論分野にも興味がある人物
建築学科	建築学科では、総合芸術大学という環境を活かし、豊かな暮らしや新しい空間を提案できる芸術性豊かな建築家の育成をめざします。 【求める人物像】 一、 建築・都市・それらの環境に好奇心を持つ人物 一、 ものをつくることが好きで、自由で豊かな発想と創造力を磨きたい人物 一、 プレゼンテーション・コミュニケーション能力を伸ばしたい人物 一、 建築、及び環境における自身の得意な分野を伸ばす意欲と熱意のある人物
映像学科	映像学科では、映画制作の全プロセスを実践的に学びながら、企画、監督、脚本、撮影、照明、美術、録音、編集などのプロとしての専門性を修得し、創意と教養を深めます。 【求める人物像】 一、 これからの映画芸術、映画産業を担うべく自己を育む意欲のある人物 一、 映画人としての技術、感性を伸ばしていきたい人物 一、 映画という知性と技術の創造物から知識や教養を学び取りたい人物 一、 映画を通して得たものを一般社会に広く還元したいと考える人物
キャラクター造形学科	キャラクター造形学科では、キャラクターを生み出す技術や知識、プロデュース方法などを総合的に学習し、自己の世界観を創造し表現できる力を育成します。 【求める人物像】 一、 学生時代を「能力と可能性を高め表現力を鍛える時期」と捉え自己研鑽できる人物 一、 自分の世界観を伝える技術、能力を高め、社会的視野を広げたい人物 一、 キャラクター創造のための総合的な知識・技術を身につけたい人物 一、 さまざまなメディアを使ったキャラクター・プロデュースに興味のある人物
文芸学科	文芸学科では、小説、詩、脚本、研究、文芸批評、出版、翻訳など多彩な分野で活躍する教員の指導のもと、言葉のセンスを鍛え、読みの深さ、豊かな書く力を育成します。 【求める人物像】 一、 本を読むことで、感動することのできる人物 一、 文章を書き、思索することに心をときめかすことができる人物 一、 自身が書いた文章や物語を他者に伝えることに喜びを感じられる人物 一、 豊かな文章表現力と多角的な読解力を身につけたい人物
放送学科	放送学科では、放送ジャーナリズムを基本に、グローバルに時代を捉え、マスマディアを駆使して人々に情報を伝えていく素質を培います。 【求める人物像】 一、 人間としての良識が備わっている人物 一、 表現の可能性に果敢に挑むことができる人物 一、 マスマディアを駆使して広く社会に伝えることに興味がある人物 一、 声の力、ことばの力、映像の力という表現者、技術者として誰にも負けない特技を身につけたい人物

芸術計画学科	<p>芸術計画学科では、芸術・文化の「作り手」と「受け手」をつなぐ、クリエイティブな「つなぎ手」として社会に貢献できるプロデューサー、プランナーの育成を目標とします。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、芸術や文化に関する多方面のことがらに興味を持っている人物 一、芸術や文化の力を使って、積極的に社会や地域に貢献したい人物 一、芸術や文化とは何か、その意味や在り方を追求してみたい人物 一、芸術や文化を人々に紹介し理解を深めてもらう役割（学芸員）を目指す人物
舞台芸術学科	<p>舞台芸術学科では、舞台は演者と裏方の共同作業によって成り立っていることを理解すると共に、自分が取り組む分野について厳格な技術の研鑽に励みます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、さまざまな分野の演者として表現力を磨きたい人物 一、舞台の裏方として専門的な技能を身につけたい人物 一、「舞台人」としての自覚や物事に対する姿勢、考え方を学びたい人物 一、広く社会で求められる礼儀作法や協調性、豊かな人間性を育みたい人物
音楽学科	<p>音楽学科では、いつの時代も人間社会に潤いをもたらしてきた音楽の素晴らしさを学び、新しい音楽の創造者、音楽教育の指導者を育みます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、音楽を通して美を追究する探求心のある人物 一、楽器演奏や歌唱力を磨きたい人物 一、既成概念にとらわれず音や音楽と向き合いたい人物 一、音楽教育の指導者として将来活躍したい人物
演奏学科	<p>演奏学科では、「演奏家」「音楽教育者」そして「音楽の良き理解者」として、社会で活躍できる人物の育成を目標としています。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、音楽に対して情熱と愛情を持った人物 一、音楽の各分野における知識や演奏技術を修得したい人物 一、奏者としての感性や表現力を磨きたい人物 一、演奏研究を学ぶことに興味・意欲のある人物
初等芸術教育学科	<p>初等芸術教育学科では、アートの力を通じて子どもの「生きる力」を育むことのできる教育者。並びに、子どものこころを「癒す」セラピストを目指す人を育てます。</p> <p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、子どものこころを感じる力をもった小学校・幼稚園の教諭になりたい人物 一、芸術療法の基本や考え方を勉強してみたい人物 一、芸術を通して、人間同士のこころの絆を深めるかかわりを築いていきたい人物 一、教育現場のさまざまな問題に対応できるカウンセリングマインドを身につけたい人物

入学者選抜についてはAO、推薦、スポーツ推薦、一般、センター試験利用入試と多様化・多元化を進めており、多彩な能力、資質を持った学生を受け入れることに成功していると自負している。

収容定員数と入学定員数及び在籍学生数並びに授業を行う学生数は適正な数であると考える

【芸術学部】

入学者の受け入れについて、本学の教育目的の達成に必要な上記の資質を評価基準とし、これを多元的な方法により審査する。これらを高校訪問、高校内説明会や全国各地での進学相談会、オープンキャンパス等において、高等学校等の指導者・保護者・受験生に対し詳細な説明をしている。

入学試験としては、AO入試、推薦入試、スポーツ推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試の5区分の入試を実施し、多様な資質・能力を持つ学生を受入れ、同じキャンパスで切磋琢磨しながら高めあう環境を創出していくことを目指している。

次に試験区分ごとのポリシー及び運用方法について述べる。

AO入試（平成22(2010)年度開始）

AO入試は本学の建学の精神や教育目的を理解し、受験までに学生生活で培った経験と能力を審査することを目指している。出願時における書類審査及び本学における体験授業（適性実技、面接試問）で構成されている。造形系学科では課題作品の制作、指導、作品審査、メディア系学科では模擬授業、原作・シナリオなどの作成、企画制作、演技指導など、音楽系学科では演奏指導、楽典・聴音など読譜力をつける指導を実施している。教員・受験生間で相談や指導を通じたコミュニケーションを重視しており、相互の理解とともに、入学後の専攻学科・コースの内容についても事前に理解を深めることができる。その後、入学前教育の実施により各分野の専門能力の向上と入学までのモチベーションの維持・向上に努めている。また、平成25(2013)年度よりAO入試(1期)・AO入試(2期)を設置し、受験機会増をはかった。

推薦入試

推薦入試は実技における専門能力を審査することを目指している。全学科とも専門試験のみで、内容も学科ごとに異なる。主に造形系学科ではデッサンを中心に、学科によっては色彩構成能力も審査される。メディア系学科は小論文または適性実技が審査される。また、舞台芸術学科の演技系コースや音楽系学科においては適性実技によって演技力や演奏技術の実技能力が審査される。

本入試は高等学校における評定平均の基準を設げず、また高等学校長の推薦も不要で、受験し易い区分となっている。また、早期に入学を決めることができ、本学を第1希望としている受験者が多い。

スポーツ推薦入試（平成20(2008)年度開始）

スポーツ推薦入試はスポーツを通して身につけた個性や社会性、そして体力やリーダーシップ等を含めた競技力を資質として捉え、受け入れることを目指している。各種全国大会において優秀な成績をおさめた受験生を対象に主に書類審査・面接試問・専門テストによって審査する。

受験生には基本的資質である「美を追究するマインド」を持ち、入学後は専攻する学科の専門能力を磨くこととともに、競技を継続して芸術とスポーツ双方において能力を高めていくことが期待されている。

一般入試

一般入試は①センター試験+専門試験及び②専門試験の2方式があり、学力と専門能力のバランスの良い者及び推薦試験同様専門能力に優れた者を確保することを目的としている。特に①センター試験+専門試験方式では平成20(2008)年度より学費全額免除特待生制度を設け、センター試験及び専門試験の両方で90%（各180点）以上の高得点を獲得した学生を学費全額免除特待生（4年間）として受け入れる。特待生制度により、従来他大学を志望していた学力、専門能力ともに高い力を持った受験生層の受験機会を増やし、入学へ繋げることを目指している。これらの能力を持った学生が在校生全体のモチベーションを高める結果になり、学校全体のレベルアップが可能になる。

センター試験利用入試

センター試験利用入試は専門試験を課さず、従来推薦入試や一般入試を受験してこなかった、高い学力と芸術への意欲を持ち、高等学校における芸術科目での専門的な学習が限

られた学生を選抜することを目指している。高い学力と専門能力の潜在性と将来性を資質として持つ者は、本学の学生の多様性をさらに広げることにつながるとともに、理論・歴史系の研究能力に秀で、大学院での研究者養成も視野に入れた学生を見出すことも可能となった。また平成 22(2010)年度よりセンター試験利用入試に 2 期を設置することにより、3 月まで進路を決めかねていた優秀な学生を確保することが可能となった。

【学生数管理】

平成 26(2014) 年 5 月 1 日現在の本学芸術学部の収容定員数は 4,980 人、入学定員数（1 年次）は 1,245 人となっている。在籍学生数は 5,670 人で収容定員超過率は 1.14 倍である。また、1 年次入学者数は 1,419 人で入学定員超過率は 1.14 倍である。本学の教員数、校地・校舎面積は大学設置基準に定められた定数を大きく上回っており、教育活動の運営上問題の無い範囲である。

本学は教育課程において、少人数・グループによる演習及び実技・実習を根幹におくことを教育方法の一つとしており、また、教養科目における語学・体育・情報系の演習科目でも少人数でのクラス運営が求められる。このことから、授業における定数管理については抽選やクラス分け、複数クラス開講などの措置をとり、適切に管理している。

【大学院】

入学者の受入れについて、芸術文化学分野および芸術制作分野において、より高度な研究を追究する者を求める。

大学院の入学者選抜は前期課程及び後期課程において一般選抜及び社会人特別選抜入試を実施している。前期課程一般選抜入試の芸術文化学分野では論文及び面接、芸術制作分野では論文及び作品審査を含む面接により選考し、社会人特別選抜入試では芸術制作分野は論文を試験科目より免除している。また後期課程では作品審査を含む面接により選考している。

大学院の平成 26(2014) 年 5 月 1 日現在の収容定員数は前期課程 160 人、後期課程 60 人、また入学定員数は前期課程 80 人、後期課程 20 人である。

【通信教育部】

入学方法について正科生、科目等履修生は 4 月入学及び 10 月入学の 2 回、編入生は 2 年次及び 3 年次で受け入れを認めている。特修生は 4 月入学のみ受け入れを認めている。通信教育部という特性をふまえ、芸術への意欲を持つ者を広く受け入れている。

通信教育部の収容定員数は 4,400 人、また入学定員数は 1,200 人（編入学定員 200 人含む）で平成 26(2014) 年 5 月 1 日現在の 1 年次入学者数は 68 人、在籍学生数は 1,026 人である。また、科目等履修生の新規登録者は 138 人、在籍学生数は 369 人であり、教員免許等資格取得にむけて学習している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後さらに、アドミッションポリシーの浸透とそれに基づいた入試の運営を進めていく必要があり、ステークホルダーに対してより積極的な広報が必要と考える。

また、社会的なニーズを踏まえ、平成 25（2013）年度より新たにキャラクター造形学科にフィギュアアーツコース、舞台芸術学科にポピュラーダンスコースを開設。今後も景気の動向や学問系統の流行、廃りにより志願者数や入学者数に影響を与えることが予想されるが、入学者選抜についてもより多様をはかり、多元的な入学試験を検討・採用することにより、今後優秀な学生を確保することを目指す。収容定員数と入学定員数及び在籍学生数並びに授業を行う学生数についても引き続き適正な数を維持するよう努力する。

2-2 教育課程及び教授方法

«2-2 の視点»

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【芸術学部・通信教育部】

開学以来、本学の教育課程は建学の精神（5 項目の教育理念）を如何に実現しうるかという観点から編成されている。永らく建学の精神は教育理念であると同時に教育目的として位置づけられ、その精神を具現化しうる人材を育成することが人材育成の方向性とされてきている。こうして、建学の精神は事実上の教育目的として機能し、大学広報誌、学生便覧及びホームページにおいて公表されている。

平成 22(2010) 年度、本学はこれまでの沿革や活動の蓄積をふまえた上で、建学の精神を現代の環境において、教育活動の中で実践することを目指し、その実現に向けての具体的な指針となる新たな教育目的、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を設定し、大学案内、学生便覧及び本学ホームページにおいて公表している。

なお、通信教育部は芸術学部と同様の教育内容を提供することを目的としており、同様のコンセプト・教育課程を擁している。

表 2-2-1 建学の精神・教育目的・教育課程編成方針

建学の精神	教育目的（人材育成方針）
「自由の精神の徹底」	本学は高度の学と芸を教授・研究し、それぞれの専攻
「創造性の奨励」	分野に関し、民主社会における指導的人材を知と愛の精
「総合のための分化と境界領域の開拓」	神を持って育成することを教育目的とする。
「国際的視野にたっての展開」	
「実用的合理性の重視」	
教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）	
①本学の科目構成	
「教養科目」	：大学における学問探究の導入課程として位置付けている。豊かな人間性と広い視野を獲得すること及び科

学的な思考能力を養成し、芸術創造における科学的思考の重要性を理解することを目指す。

「専門教育科目」：学生が学科・コースで専攻する芸術分野についての深い理解と高度な創造力を養成し、社会が求める有為な人材を育成することを目指す。

「専門関連科目」：各学科の専門分野を学生が学問的関連性、知的関心のもとに主体的に履修できるよう設けたもので、異なる分野の基礎科目を学修することによって、専門の細分化を防ぎ、広い専門的視野を切り開くことをを目指す。

「卒業制作・論文・演奏」：4年間の学修の集大成を作品、論文及び演奏として結実する。大学で修得した知識、技術、創造力、表現力等を十分発揮できるよう、個別指導を行う。

②「専門教育の重視」

芸術教育機関として、少人数又はグループによる「演習及び実技・実習」を根幹におき、教養・基礎科目をバランスよく配置する。また、必修・選択区分、履修制限及び進級・卒業要件を適切に設定し、専門教育を段階的に実施する。

また、学科ごとの教育目標・人材育成方針は表 2-2-2、表 2-2-3 の通りである。

表 2-2-2 芸術学部各学科の教育目標

学科	教育目標
美術学科	油画・日本画・版画・彫刻各分野の基礎的な知識・技術及び各分野の専門能力を修得し、自分の表現スタイルと芸術活動の出発点を見つけること、そして「芸術家」として活躍できる人材の育成を目標とする。
デザイン学科	現代社会において、新しい資源といわれるデザインの概念や対象の多様化に対応できる基礎的かつ専門的な知識・技術に加え、デザインの現場で必要な実践能力を修得することにより、各分野でデザインのプロフェッショナルとして活躍できる人材の育成を目標とする。
建築学科	建築・環境の基礎的知識・技術に加え、デザインをより重視した設計能力を徹底的に鍛え、建築・環境デザインの分野で芸術的な影響を与えることができる人材の育成を目標とする。
文芸学科	「ことばを読む・書く・考える」ことを徹底的に鍛え、映画・演劇から新聞・出版に至る「ことば」に関わるあらゆる領域を網羅するカリキュラムによって、創作・批評・研究・出版といった各分野のスペシャリストとして必要な知識と実践力の修得を目標とする。
音楽学科	音楽・音響デザインコースでは電子技術・コンピュータによる電子音響音楽制作、音響システム、レコーディングを中心にリペア（楽器修理等）、調律などの分野についても学び、音楽と音響を創造しプロデュースできる人材を育成する。音楽教育コースは創造性を備え、時代のニーズに即応する教育者を育てることを目標とする。
放送学科	制作・アナウンス・声優・広告の分野における基本的知識、機器・設備に関する技術の修得に加え、ジャーナリストとしての認識力・分析力及びクリエイターとしての表現力・創造性を養い、将来多種多様なメディアにおいて活躍できる人材の育成を目標とする。
写真学科	写真表現の基礎技術と理論をアナログ、デジタルの両面から修得するとともに、各分野の専門技術と知識を追究し、芸術的能力に優れた「写真家」として活躍できる人材の育成を目標とする。
工芸学科	金属工芸、陶芸、ガラス工芸、テキスタイル・染織各分野の基本的技法を学び、素材との対話を重ねて専門知識・技術を修得させる。また、工芸の歴史、伝統をふまえるとともに、独創性・創造性に溢れた新しい表現を奨励し、「芸術家」として活躍できる人材の育成を目標とする。

映像学科	実践的なカリキュラムと特色ある施設・設備により、「映画を見る・学ぶ・作る」ことを通じて、映像のプロフェッショナルを養成するとともに、自己を追究し人生を豊かにする知識と技術を身につけることを目標とする。
環境デザイン学科	フィールドワーク及びプレゼンテーションを重視したカリキュラムにより、造園・地域・都市のランドスケープをグローバルな地球環境デザイン（エコデザイン）の視点から修得し、「エコデザイナー」として、人間が豊かにいくるための環境を創造する人材の育成を目的とする。（平成24年度建築学科に統合：募集停止）
演奏学科	実技レッスンを通して各分野の知識と演奏技術を習得し、学内外公演を取り入れた特色あるカリキュラムにより、「演奏家」、「教育者」そして「音楽の良き理解者」として、社会で活躍できる人材の育成を目標とする。
舞台芸術学科	演技演出・ミュージカル・舞踊・ポピュラーダンス・舞台美術・舞台音響効果・舞台照明の各分野の専門教育とともに、舞台上演を教育課程に組入れて実施することにより、専門的な知識・技術・経験の修得に加え、「舞台人」として活躍するために必要な人間性－礼儀作法や社会性－を高めることを目標とする。
芸術計画学科	理論と実践の両面から芸術・文化の「作り手」と「受け手」をつなぐ、クリエイティブな「つなぎ手」として社会に貢献できる人材の育成を目標とする。
キャラクター造形学科	「キャラクターを創る・動かす・活かす」基礎的な知識・技術を修得するとともに、漫画・アニメーション・ゲーム・フィギュアアーツ各分野に必要とされる表現力・発想力を育み、クリエイターとして自立・活躍することを目指すと共に幅広く社会全体の精神的豊かさにつながる発想力を生かせる人材の育成を目標とする。
初等芸術教育学科	建学の精神をふまえた芸術教育と人間発達の学修を柱に、創造性及びコミュニケーション力を備えた「教育者」を育成し、初等教育・芸術療法の分野で幼児・児童・生徒の発達を支援し、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

表 2-2-3 通信教育部芸術学部各学科の教育目標

学科	教育目標
美術学科	油画・日本画・版画・工芸の制作活動において、「芸術そのものの本質」を学び、学生の創造性を高め、探究を進めることを目標とする。
デザイン学科	視覚伝達のための表現技術の修得を主体に、各種メディアへの実践的展開手法を学習することを目標とする。
建築学科	総合芸術大学という環境を生かしアートな視点で、人が心地よく活きていくための空間を創造できる発想豊かな人材の育成を目標とする。建築及び環境における社会的使命を理解し、人間関係を取り巻くあらゆる空間と環境の諸問題解決に向け、幅広い専門的な知識や設計並びに他学科とのコラボレーションによる識見を修得し、それを応用する能力を身につけ、主体的に活躍できる人を育成する。
文芸学科	言葉の持つ意味は広くて深い。コミュニケーション最大のツールであるだけでなく、言葉は感情の動物である人間の人間らしさをよく表わす。本学科では、言葉を用いた様々なジャンルを通して創造力の涵養に努めることを目標とする。

音楽学科	本学科の特徴は、インターネット・電子テキストを用い、更に従来の印刷教材、スクーリングなども並行させながら、より密度の高い音楽教育を展開するところにある。具体的には、伝統的な手法による作・編曲のみならず、コンピュータ音楽、環境音楽、サウンド・デザインなど様々な分野の作品制作に取組み、広い視野で作曲できるクリエイター及びアートプランナーの育成を目標とする。
放送学科	本学科では組織、番組、技術、社会に与える影響、そして情報を正確に判断する能力を幅広く学ぶ。初めは放送の全体に関するることを、次にドキュメンタリー、アナウンス、広告などの分野を専門的に学習する。理論を学び、さらに実習授業によって実際に自分で番組を作る。理論と実習の二本立てがこの学科の特徴である。(平成 24 年度募集停止)
写真学科	写真の過去・現在・未来に亘って表現に関する諸々のことを研究し、写真を創造の道具として、正確な記録の手段として使うことを目標とする。そのためには、必要な基礎技術を学びつつ、写真とは何かを考える。
工芸学科	金属工芸、陶芸、テキスタイル・染織各分野の素材を生かすための技術・技法の修得を行うとともに、工芸の用途性を重視し、作品に社会性を持たせ個々の思考・能力を伸ばすことを目指とする。 (平成 24 年度美術学科に教育分野の統合：募集停止)
環境デザイン学科	自然環境と都市のバランスのとれた在り方や快適な生活環境を確立するために、最新の技術と芸術美の観点からこれらを総合的に計画することのできる環境デザイナーの育成を目指とする。(平成 24 年度建築学科に統合：募集停止)
映像学科	本学科に「ビデオ」「アニメーション」「漫画」の 3 コースを置き、シナリオを重視したビデオ作品やアニメーション、漫画のストーリー性及びキャラクター作りをプロットや絵コンテを通して学び、作品の制作についての基礎概念を修得すると共に、映像機器などを使用して作品制作を行なうこととする。(平成 24 年度募集停止)
初等芸術教育学科	建学の精神をふまえた芸術教育と人間発達による創造性及びコミュニケーション力を備えた「教育者」を育成し、初等教育・芸術療法の分野で児童・生徒の発達を支援し、社会に貢献できる人材を育成することを目指とする。

上記で述べた教育目的やポリシーの達成に向けて、本学では具体的な教育方法として、様々な施策を実施し、特色としている。

表 2-2-4 教育方法

教育方法
<p>①少人数・グループによる専門教育を重視する 少人数・グループでの演習及び実技・実習による専門教育を根幹に据えるとともに教養、基礎科目をバランスよく開講する。</p> <p>②専門教育の段階性を重視する 必修、選択及び必修選択の区分、履修制限や進級・卒業要件の適切な設定により、専門教育を段階的に実施する。</p> <p>③教育成果を積極的に公開する 学内外への展示、上映・上演による教育成果の発表と教育効果の獲得。</p> <p>④地域・社会との繋がりを意識する 芸術を通じた地域・社会連携及び国際交流等を教育活動に積極的に取り込む。</p>

①少人数・グループによる専門教育を重視する

本学は「ものづくり」・「芸術表現」を主眼に置く教育機関として、「演習」及び「実技・実習」による専門教育の実施を根幹においている。少人数・グループの授業の中で、学生の課題制作・実技を教員が評価・指導することに加え、学生によるプレゼンテーションや合評会でのディスカッション等により、コミュニケーション能力や人間性を高めることに繋がっていく。また課題制作・実技は学生の授業時間外の学習（制作や練習）を促し、「芸術を通じて自己を追究する」ことを目指している。こうした成果を4年次の卒業制作、卒業公演及び卒業研究（論文）として結実することが学位授与条件の一つとなっている。

②専門教育の段階性を重視する

本学の教育課程では大半の学科が必修、選択及び必修選択の区分、履修制限や進級・卒業要件を細かく設定している。芸術教育においては実技・実習系の授業科目が大半を占め、かつ基礎から応用に至る過程では知識の習熟度、技能の達成度、受講者のレベル等を適切にふまえた教育が重要となるからである。一見したところ学生にとって履修の自由度が低いようにも見て取れるが、専門領域を追究する上でむしろ効率的であり、必要な措置であると考えている。

また、教養科目は大学における学問探究の導入課程として位置付けられ、教養科目及び専門関連科目から構成されている。特に専門関連科目は各学科の専門科目の内、基礎的な科目で構成され、学生自身の学問的関連性・知的関心のもとに、主体的に履修できるよう設けたものである。異なる分野を学修することにより、専門の細分化を防ぎ広い専門的視野を切り開く役割を担っている。

③教育成果を積極的に公開する

本学では芸術教育機関の責務として、展覧会・演奏会・公演等を積極的に実施しており、教育活動の一環として教員・学生が積極的に関与している。作品や表現を授業の中だけでなく、学内のギャラリーや学外の会場において積極的に公開し、技術の向上と経験の蓄積、芸術による社会創造と貢献が可能になる。そして、教員及び学生の制作・表現に向かうモチベーションの向上、そして社会的評価のフィードバックといった教育効果が見込める。また、企画によっては教員や学生が実施に向けての折衝や推進に当たり、プランニング、プロデュース能力の鍛錬の場として高い教育効果を挙げている。

④地域・社会との繋がりを意識する

本学では地域や社会との連携事業、国際交流を教育活動において積極的に展開している。これは上記の③教育成果を積極的に公開する、と同様、教員や学生が教育の過程や成果を大学内だけではなく、地域や社会との繋がりの中で展開し、効果を高めるためである。また、学位授与方針である「芸術を通じた社会貢献・社会創造」の経験値を高め、自らが芸術を学ぶ意義を確認することができる。

国際交流においては、海外協定校及び協力校と共に、国際セミナー、交換留学制度など様々な形態の国際交流を実施しており、これらを教育活動に導入することによって、創造性・独創性のグローバルな醸成の一助となることを目指している。

【大学院】

大学院の教育目的は大学院学則第6条（課程の目的）として定められ、学生便覧及びホームページで公表されている。

芸術研究科前期課程芸術制作専攻ではプロのアーティストを志す人のために、第一線で活躍する教授陣が豊かな研究指導を展開し、芸術文化学専攻では時代と社会のニーズに応えると共に、時代や国境を越え、国際的に通用する芸術理論を構築することのできる能力を養成することを目指している。また、芸術研究科後期課程芸術専攻は前期課程での修養を基礎に、芸術の専門家として自立した研究・制作能力を養成することを目指している。

制作系及び理論系に専攻が分けられているが、教育課程編成においては、各自の専門研究領域を軸としながら、それぞれの専攻の科目を自由に履修できる。

表 2-2-5 大学院の教育目的・教育課程編成方針

教育目的（人材育成方針）
本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏づけられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。
【博士課程前期課程】
広い視野に立って精深な学識を授け鋭い芸術的感性を養い、美及び芸術における理論研究と芸術制作等の能力を鍛磨し高度の専門性を備えた研究者、実務専門家及び芸術家を育成することを目的とする。
【博士課程後期課程】
美及び芸術の理論と芸術の制作等に関する専門家として自立して研究や制作の活動を行うのに必要な高度な能力及びその基礎となる豊かな学識、さらには、専攻分野における研究や制作の指導能力を養うこととする。
教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）
建学の精神をふまえた「芸術全領域における芸術創造と芸術理論研究の追究及び統合」を図るため、博士課程前期課程に「芸術制作専攻」及び「芸術文化学専攻」、そして博士課程後期課程に「芸術専攻」を設置し、相互の啓発的な緊張関係の維持と連携を推進する。
教育課程の編成においては、各々の専門研究領域を軸としつつ領域間あるいは専攻間の横断的な科目履修を奨励し、高度な芸術創造及び独創的創作活動が可能となるよう配慮する。

また、大学院の教育目的は、本学の建学の精神・基本理念に基づいて定められており、学生のニーズや社会的需要も反映されている。教育課程においては教育目的に沿った教育方法の設定、科目群の配置に加え、研究演習科目を重視した実質的な少人数教育も実施しており、学生それぞれのニーズに対応できるよう教育課程が適切に設定されている。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育課程は編成方針に即して体系的に設定され、教育方法・内容とも建学の精神及び教育目的を反映し、本学の特色を形成している。また、進級・卒業要件等も適切に設定されており、専門教育が段階的に実施されている。履修登録単位数の上限は設定されて

いないが、進級・卒業要件及び履修制限（取得順位）によって、教育の質が担保されているものと評価している。年間学事予定、シラバスでの成績評価基準の公開もなされている。

大学院では平成 17(2005)年度の改組によって、理論系と制作系の研究科の統合がなされ、教育課程において連携が取れており、学生が各分野を横断的に履修・修得することが可能である。

【芸術学部】

芸術学部の教育課程は、教養科目、専門教育科目、専門関連科目から構成されている。これらの他に資格科目が開講され、教職、博物館学芸員、司書及び司書教諭の資格取得が可能である。

教養科目は人文、社会、自然、外国語、情報及び保健体育の分野で構成されている。専門知識・技術の修得と平行して、豊かな人間性を育むこと、広い視野と思考力を養成することを目的とし、平成 26 年度では 66 科目が開講されている。

専門教育科目は専攻する分野についての深い理解と高度な創造力を養成することを目的として、各学科・コースが特色ある授業科目を開講している。「講義」、「演習」、「実技・実習」の形態で実施され、本学の基盤となっている。

専門関連科目は他学科の専門教育科目を専攻領域と結びつけ、幅広く学習することにより、専門の細分化、広い専門的視野の獲得、そして教養と専門をつなぎ、授業科目全体を有機的に機能させることを目的としている。平成 26 年度は 122 科目が開講されている。基本的には各学科の専門科目の内、基礎的な科目を中心に、演習科目も設けられている。例えば、「造形芸術演習」は、各学科の専門領域での表現技法の基礎を養うことを目的に設けられ、I（造形）及び II（デッサン）として開講され、造形・メディア領域の多くの学科が必須としている。

この他、教職課程、博物館学芸員課程、司書課程及び司書教諭課程が開設され、学部教育で培った専門性を土台に資格の取得を支援している。

年間学事予定及び授業期間は「学年暦」として定め、学内掲示板や「学生便覧」、ガイダンス資料に明示している。

単位制度の実質を保つための工夫としては、「学生便覧」に単位の計算方法を明示し、学生に対し、単位に関しての理解を促している。また、平成 25(2013)年からシラバスの項目に「準備学修（予習・復習）」を設定し、十分な予習および復習を課している。

授業期間は試験期間を含め年間 35 週で実施している。また、自然災害やその他の事情により規定の授業時間数を確保できなかった場合は、補講で授業時間数を補っている。

履修登録単位数には上限を設けていない。各学科で進級要件と履修制限が細かく設定されており（データ編表 2-8）、また最終年次に配当している卒業要件科目があることから、段階的な履修と専門教育の実施が担保されているものと考える。

特色ある教育方法・内容として、次の事項が挙げられる。

①学外での成果発表及び社会連携（産学官）の活用

デザイン学科では実習科目「産官学プロジェクト」を設置しており、産学連携による新商品の企画・開発が行われ、実際に商品化されるなどの成果を挙げている。また映像学科では実習科目「製作研修 I、II」において、テレビ局との産学連携によるドラマ・映画制

作が行われ、テレビ放送されるなどの成果を挙げている。舞台芸術学科、演奏学科においては学外公演を正課に組み込み、公演に向けての制作や実技指導を「公演実習」や「学外公演」といった科目として認定している。

授業として認定されてはいないが、これらの他にも、地域のイベントへの本学の制作協力や出演の機会が数多くあり、学内で学んだ成果の実践の場として機能し、教育的効果をもたらしている。

②国際セミナー・海外交流の導入

本学では海外協定校・協力校の協力のもと、国際セミナーを実施し、「海外文化演習Ⅰ、Ⅱ」として単位認定している。平成26(20014)年度は英国夏期セミナー（英国）が開催された。

現地校でのセミナー、ワークショップの受講や、作品制作・演奏会による発表・合評、文化施設の見学研修等の多彩なメニューが実施され、多くの学生が参加している。これにより、多様な文化や価値観に接して、刺激を受けるとともに、建学の精神でもある国際的視野を養い、創造性を広げることを目的としている。

国際セミナー以外にも、アメリカ美術大学協会（AICAD）との交流協定、ウィーン音楽・表現芸術大学（オーストリア）、弘益大学校（韓国）、上海大学美術学院（中国）等との姉妹校提携による交換留学制度、交流作品展等の交流活動、海外語学研修が活発に行われている。この短期留学制度を利用して留学した学生には単位の上限はあるが、履修科目について成績認定を行っている。

③多様な授業形態と一流の講師陣による指導

本学では外部の作家、アーティスト及び研究者による特別講義やワークショップを各学科主催で実施し、日頃の授業では触れることのできない領域、アート・文化の最先端の状況、理論・歴史・伝統の専門的知識等の吸収を促している。また、授業形態として学外の美術館や文化施設への学外研修及び学外授業を認めており、特別講義同様、現場の空気に触れることを奨励している。

また、通常の授業においても、アート・文化の最前線で活躍する講師を積極的に専任教員あるいは客員教授として招聘している。これらにより、学生の創造性を刺激し、さらに芸術と社会との結びつきや社会における芸術のあり方について学ぶことを目指している。

④特色ある附属機関及び施設・設備と連携した教育

芸術情報センターや博物館等の附属機関の他、芸術劇場、撮影所、映画館、ガラス工芸棟、放送・写真学科スタジオ、ポピュラー音楽棟、個人レッスン室といった各学科の教育内容に特化した施設・設備を設置している。これらは実技・実習等の授業、また撮影所などは産学連携によるテレビドラマ・映画撮影等にも使用され、特色のある教育活動を可能にしている。また、学生が施設使用願を提出することにより、これらの施設・設備を空き時間に使用することも可能であり、制作・表現技術を自主的に向上することが期待されている。

【大学院】

大学院の教育課程は教育目的に即して、前期課程の芸術制作専攻では2年間継続履修の「研究演習」と各領域の「特殊研究」の他、「制作理論演習」(必修)、「作品研究」、「原典研究」、「特論」(選択必修)が開講されている。

芸術文化学専攻では2年間継続履修の「研究演習」の他、「基礎演習」(必修)、「作品研究」、「原典研究」、「特論」、「特殊研究」(選択必修)が開講されている。

開講科目の教員の許可があれば、他領域、他専攻の「研究演習」の履修が可能で、研究上の必要があれば既修得科目を再度履修することも認めている。

後期課程は「研究」を3年間継続履修し、芸術制作研究分野のみ「制作理論研究」を必修としている。後期課程の学生でも研究上の必要があれば前期課程の開講科目を履修することも認めている。履修登録単位数の上限は設けていない。

年間学事予定・授業期間は学部同様に年度初のガイダンスで学年暦を配付し、また大学内掲示板、大学広報誌等で明示し、全学生が把握できるようにしている。

シラバス及び成績評価基準は学部同様、本学ホームページで公開し、成績評点も同内容である。

【通信教育部】

通信教育部の授業は面接授業と通信授業で行われる。本学独自の教科書又は市販本を教科書として使用し、全ての科目に副教材として学習指導書を提供している。また、音楽学科の16科目はWebによる教材を配信し、Web上から課題の提出ができるシステムを構築している。提出された課題に対する添削指導は1ヶ月を目途に返却される。

面接授業は夏期及び冬期を中心に連休などをを利用して開講している。受講生は各自の都合に合わせて受講を選択できる。実習・演習科目の面接授業が大半を占めることから、1科目の受講期間が講義科目に比べて長くなっている、一部の科目は平日に開講されている。また、受講生のニーズにあわせ、東京で面接授業を実施している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学では永らく建学の精神を教育目的として掲げてきた。これまで実質上の教育目的として、教育課程の編成及び教育活動が行われるとともに、現在の本学の特色ある教育研究活動のコンセプトとして機能し、評価することができる。

しかし、策定された開学当初の状況と現在の本学を取り巻く状況は相当異なっている。一部の語句や抽象的な部分を解釈・整理して、現在の状況・環境に適用する必要がある。また、学科・コースが多くなり、それぞれが自立性を持つにつれて、組織のセクショナリズムが広がる傾向も見受けられる。

建学の精神を教育研究活動の実践に繋げるために、平成25(2013)年、新たに教育目的の他、学科別の教育目標、教育課程編成方針を設け、今後はこれらの一貫性・連続性が重要であり、教務委員会等の関係機関で検証していくことが必要である。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

課題としては、履修登録制限を実施していないことによる学習時間と単位制度の関係性、無駄な履修者の存在といった問題があること、学科・コース数が増加し、継続して自律性が高まったことにより、教育課程上での連携がそれほど見られないことが挙げられる。

課題として挙げた点に対して、履修登録単位数の上限設定の導入については、平成27年度から導入を検討しており、各学科で導入した場合のシミュレーションを実施している。また、学科の新設・改組も中長期的に進行しており、既存の学科を含めた教育課程の見直しが進んでいる。

大学院の課題としては、後期課程の作品制作を主とする学生への学位レベルの設定、また「造形」「メディア」「音楽」領域、それぞれの学位の位置付けの統一が挙げられ、指導面に工夫・改善を要する。また、作品制作を主とする芸術制作研究分野の学生の博士論文指導を芸術文化学研究分野の教員が行い、作品制作との関連性を重視しつつ分量を見直すとともに、領域間の教員間の学位レベルの統一を進めている。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では大学院生に対する教育効果を高めるため、平成11(1999)年度より大学院ティーチングアシスタント(TA)制度を導入している。TAは専任教員の補助者として、授業、実験及び実習科目の教育・研究業務の補助を担当する。学部生の指導補助は大学院正規課程の在籍者が、大学院生(博士課程前期課程)の指導補助は大学院博士課程後期課程の在籍者が行う。平成26(2014)年5月1日現在で31人が採用され、教育補助に携わっている。また、大学院博士課程後期課程修了生の中から平成26(2014)年5月1日現在で大学院嘱託助手5名が採用され、大学院合同研究室に常駐して大学院生をサポートしている。

TA以外に卒業生の中から非常勤副手が平成26(2014)年5月1日現在で114名採用され、各学科において実習等の授業の円滑な運営に寄与している。本学はオフィスアワーを定めていないが、各学科には合同研究室が置かれ、常に学生に開放されており、また少人数・グループでの演習及び実技・実習によって、学生と教員のコミュニケーションが日常的に実施されている。非常勤副手は各学科合同研究室に常駐し、学生からの相談や教員及び事務局からの照会等に対応するなど、それぞれの間をつなぐ存在として学習支援にあたっている。また、木材加工・金属加工・ガラス加工・撮影スタジオ・舞台装置操作にはそれぞれ専門技術職員と舞台芸術にはインストラクターを配置している。平成26(2014)年5月1日現在で合わせて12名が採用され学生をサポートしている。さらに音楽系の授業においてはピアノ伴奏要員9名と管弦打要員30名を配置し学生をサポートしている。

平成 24(2012)年より事務組織機構に教務部教職相談室を配置し、教育実習や介護等体験を含む教職課程全般の運営を行っている。また、教職課程運営委員会を設け教員と職員の協働で教職採用希望者の支援を行っている。

留年者及び退学者対策としては、履修・成績状況が思わしくない学生及び身体・精神面で不安を持つ学生に対しては把握次第、教務課及び合同研究室の他、学生課、保健管理室等と情報交換・連携を取りながら、指導・相談にあたっている。さらに、学習支援の一環として学生及び保護者向けの教育相談会を開催し、教学、進路、学生生活について、学生・保護者からの相談に事務職員が個別の相談に対応している。また、平成 24(2012)年から新入生全員を対象に一泊二日でフレッシュマンキャンプを実施している。教員と職員の協働により、新しく始まる学修環境への理解を促し、中途退学者や留年者を減少させる対応を行っている。

附属施設の図書館は教員及び学生からの要望に対応する図書・雑誌の閲覧・レファレンスの充実に努めており、博物館は本学コレクションを主体とした展示により、授業との連携、学芸員実習の場として、教育支援の一環を担っている。

教授会、大学院委員会、通信教育部運営委員会等の意思決定機関や各種委員会には事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について、教員、委員と連携を取りながら進めている。

学生の意見を取り入れる仕組みとして、平成 13(2001)年度より授業アンケートを実施しており、今年で 14 年目となった。授業アンケートは、原則全科目・全教員を対象に実施しているが、個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。アンケートは、学生自身の出席状況や教員の授業実施状況など 14 項目と自由記述から構成されている。集計結果は、大阪芸術大学グループ通信に公開し、各教員にもフィードバックしている。また教員には、アンケート結果を今後どのように授業に活かしていくのか、授業への取り組み方について、教務課まで書類で提出することを義務付けている。

授業アンケートを導入以降、制度の定着とともに、教員は授業改善に積極的に取り組んでいる。その結果、学生の授業に対する満足度は 80%を超えており、平成 17(2005)年度からは、質問項目を精査し回収方法も変更したことが高い回収率に繋がっている。

【通信教育部】

通信教育部事務室を設置し、専任職員が学習支援・教育相談を行っている。また、一部学科を除き、各学科には専任教員及び主幹教員を配置して、個別に対応している。特に授業内容に関する質問（通信授業・面接授業）は教員に直接つながる電話回線を設け担当教員が対応している。電話による対応に加え、質問票による郵送・FAXでの質問やインターネットを利用した Web による質問等、学生個々の環境に応じて複数のメディアによって大学とのコミュニケーションが可能となるように配慮している。

履修登録、面接授業申込等の事務手続きにおいては郵送のほかに、独自の Web 学習支援システムを構築し、インターネットによる 24 時間受付を可能にしている。

面接授業期間中の図書館・インターネットルームの開放などの施設使用、福利厚生については通学課程に準じた体制をとっている。

通信教育部では、平成 21(2009)年度後期から学生アンケートを実施している。

スクーリングにおいては非常勤副手が学生をサポートしている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記の課題のうち、教養課程教員のオフィスアワーの設定については、現在教務課が学生と教員を取り次いでいる場合と一定の相談時間を設ける場合のメリット・デメリットを判断しながら、検討しているところである。また、学習意欲が低下している学生への支援については、事務局各部署の連携を進めるとともに、出席・成績管理による学習指導によって、早期の対応ができるよう検討している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、ディプロマポリシーを芸術学部及び大学院ごとに以下の通り定めている。ディプロマポリシーについては、学生便覧・大学案内・ホームページで公開している。

表 2-4-1 芸術学部の学位授与方針

学位授与方針（ディプロマポリシー）	
芸術学部	<p>建学の精神を体现し、クリエイター、教育者、そして芸術の良き理解者として社会に貢献し得る能力を学修していることを求める。成績評価は卒業所要単位数の修得、卒業制作・論文・演奏の審査により、学位を授与する。</p> <p>①創造性と独創性：創作・表現・研究活動への主体的な取り組み／独創性・創造性の伸張／専門的な能力の獲得</p> <p>②社会創造・貢献への意欲・能力：芸術を通した社会創造・社会貢献の経験／社会人として必要な課題解決能力の獲得</p> <p>③境界領域の開拓：他領域・異分野への視野の獲得／コラボレーションの経験</p>
大学院	<p>芸術創造及び芸術理論研究について高度な専門性が備わり、専門家及び芸術家として自立し得る能力を学修することを求める。所定必要単位数を修得した上で、研究指導教授による研究指導を得て、学位（修士・博士）論文、学位（修士）作品を提出し、かつ審査及び最終試験に合格した者に学位を授与する。</p>

学部における進級要件及び卒業要件は、以下の通り定めている。

表 2-4-2 大阪芸術大学芸術学部履修規程 別表 6 進級要件

〔美術学科〕

コース	1年次→2年次	2年次→3年次	3年次→4年次
油画コース	油画実習 I (3 単位)	油画実習 II (12 単位)	油画実習 III (12 単位)
	日本画実習 I (3 単位)	上記1 科目12単位を修得済のこと	上記1 科目12 単位を修得済のこと
日本画コース	版画実習 I (3 単位)	日本画実習 II (12 単位)	日本画実習 III (12 単位)
	彫刻実習 I (3 単位) (専門関連科目)	上記1 科目12 単位を修得済のこと	上記1 科目12 単位を修得済のこと
版画コース	造形芸術演習 I (2 単位)	版画実習 II (12 単位)	版画実習 III (12 単位)
	造形芸術演習 II (2 単位)	上記1 科目12 単位を修得済のこと	上記1 科目12 単位を修得済のこと
彫刻コース	上記6 科目16 単位を修得済のこと	彫刻実習 II (12 単位)	彫刻実習 III (12 単位)
		上記1 科目12 単位を修得済のこと	上記1 科目12 単位を修得済のこと

〔デザイン学科〕

コース	1年次→2年次	2年次→3年次	3年次→4年次
グラフィック デザイン コース	基礎実習 I (2 単位)	グラフィックデザイン I (4 単位)	グラフィックデザイン演習 I (2 単位)
	基礎実習 II (2 単位)	デザイン計画と表現 (2 単位)	グラフィックデザイン演習 II (2 単位)
ビジュアル アーツコース	イラストレーション基礎 (2 単位)	マーケティングコミュニケーション (2 単位)	デザイン領域と技法 (4 単位)
	グラフィックデザイン基礎 (2 単位)	マテリアル表現技法 I (2 単位) 上記4 科目10 単位を修得済のこと	上記3 科目8 单位を修得済のこと
情報デザイン コース	上記4 科目8 単位を修得済のこと	ビジュアルアーツ技法研究 (4 单位) ビジュアルアーツ I (2 単位) ビジュアルアーツ II (2 単位) マテリアル表現技法 I (2 単位) 上記4 科目10 単位を修得済のこと	ビジュアルアーツ演習 I (2 单位) ビジュアルアーツ演習 II (2 単位) デザイン領域と技法 (4 单位) 上記3 科目8 单位を修得済のこと
		デジタル表現 I (4 单位) デジタル表現 II (2 单位) デジタルメディア I (2 単位) マテリアル表現技法 I (2 单位) 上記4 科目10 单位を修得済のこと	情報デザイン演習 I (2 单位) 情報デザイン演習 II (2 单位) デザイン領域と技法 (4 单位) 上記3 科目8 单位を修得済のこと
スペース デザイン コース	基礎実習 I (2 単位) 基礎実習 II (2 単位) 製図 (2 単位) スペースデザイン基礎実習 (2 単位) 上記4 科目8 单位を修得済のこと	スペースデザイン実習 I (4 单位) スペースデザイン実習 II (4 単位) 空間演出デザイン実習 I (4 単位) インテリアデザイン実習 I (4 单位) 上記4 科目16 单位を修得済のこと	空間演出デザイン実習 II (4 单位) インテリアデザイン実習 II (4 单位) 上記2 科目の内1 科目4 单位を修得済のこと

プロダクト デザイン コース	基礎実習 I (2 単位) 基礎実習 II (2 単位) 製図 (2 単位) プロダクトデザイン基礎実習 I (2 単位) プロダクトデザイン基礎実習 II (2 単位) デジタルグラフィックデザインス ケッチ I (4 单位) 上記6 科目14 单位を修得済のこと	デジタルグラフィックデザインス ケッチ II (4 单位) アドバンスワークショップ (2 单位) 3 D C A D 演習 I (2 单位) プロフェッショナルワークショッ プ I (2 单位) プロフェッショナルワークショッ プ II (2 单位) 上記5 科目10 单位を修得済のこと	3 D C A D 演習 II (2 单位) プロフェッショナルワークショッ プ III (2 单位) プロフェッショナルワークショッ プ IV (2 单位) デザインプロデュース II (2 单位) デザインプロデュース III (2 单位) 上記5 科目10 单位を修得済のこと
----------------------	--	--	--

[建築学科]

1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
建築設計実習 I (4単位) 上記1 科目4 単位を修得済のこと	【建築分野専攻生】 建築造形演習 (4単位) 建築計画演習 I (2単位) 建築設計実習 II (4単位) 上記3 科目10 単位を修得済のこと 【環境分野専攻】 建築造形演習 (4単位) 環境デザイン演習 I (2単位) 環境デザイン実習 I (4単位) 上記3 科目10 単位を修得済のこと	(1) 必須講義科目6 科目（日本建築史、建築概論、環境概論、西洋建築史、建築構造力学 I、建築法規）の内、3科目12 単位を修得済のこと (2) 必須講義科目5 科目（建築一般構造、材料学、環境工学、建築設備、施工）の内、3 科目12 単位を修得済のこと (3) 【建築分野専攻】 選択必須科目的建築計画演習 II (2 単位)、建築設計実習 III (4 単位) を含む5 科目16 単位を修得済のこと 【環境デザイン分野専攻】 選択必須科目的環境デザイン演習 II (2 単位)、環境デザイン実習 II (4 単位) を含む5科目16 単位を修得済のこと

[文芸学科]

1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
「文芸の基礎」 (4 単位) 「文章創作の世界」 (4 単位) 「ジャーナリズムの基礎」 (4 単位) 上記3 科目のうち1 科目4 单位を修得済のこと	「文章の表現」 2 単位を含み、専門教育科目を30 单位以上修得し、かつ、教養科目、専門教育科目すべて（自由選択を含む）を合わせて、60 单位以上修得済のこと	「講読と理解」 (2 単位) 「文芸と創作 I」 (2 单位) 「文芸と創作 II」 (2 单位) 上記3 科目6 单位を含み、教養科目、専門教育科目すべて（自由選択を含む）を合わせて、84 单位以上修得済のこと

[放送学科]

コース	1年次→2年次	2年次→3年次	3年次→4年次
制作・ アナウンス・ 広告 コース	(1) 技術基礎実習（4単位） 文章・音声表現演習 (2単位) 上記2科目6単位を修得済のこと (2) コース別希望届を指定期間内に提出すること	(1) 放送概論（4単位） 放送の歴史（4単位） 上記2科目8単位を修得済のこと (2) 演習希望届を指定期間内に提出すること	演習I（2単位） 上記1科目2単位を修得済のこと
声優コース		アクセントの基礎（2単位） ナレーション実習（2単位） レコーディング実習（4単位） 上記3科目8単位を修得済のこと	(1) 演技表現技法（2単位） 上記1科目2単位を修得済のこと (2) アニメアフレコ実習（2単位） 外国映画アフレコ実習（2単位）の内、1科目2単位を修得済のこと

[写真学科]

1年次→2年次	2年次→3年次	3年次→4年次
写真実習I（4単位） 写真実習II（4単位） 上記2科目8単位を修得済のこと	写真概論（4単位） 写真史I（2単位） 写真科学（2単位） 写真光学（2単位） 写真実習III（4単位） 写真実習IV（4単位） 上記6科目18単位を修得済のこと	作家論I（4単位） 写真実習V（4単位） 写真制作I（4単位） 上記3科目12単位を修得済のこと

[工芸学科]

コース	1年次→2年次	2年次→3年次	3年次→4年次
金属工芸 コース	工芸基礎実習I（4単位） 工芸基礎実習II（4単位） (専門関連科目) 造形芸術演習I（2単位）	製図実習（2単位） 彫鍛金実習（4単位） 表示造形（4単位） 鋳金実習（4単位） 上記4科目14単位を修得済のこと	金工実習I（4単位） 金工実習II（4単位） 金工実習III（4単位） 上記3科目12単位を修得済のこと
陶芸コース	造形芸術演習II（2単位） 上記4科目12単位を修得済のこと	製図実習（2単位） 陶器実習I（4単位） 陶器実習II（4単位） 焼成実習I（4単位） 上記4科目14単位を修得済のこと	陶器実習III（4単位） 陶器実習IV（4単位） 焼成実習II（4単位） 上記3科目12単位を修得済のこと

ガラス工芸 コース		製図実習（2 単位） ホットワーク実習（4 単位） キルンワーク実習（4 単位） コールドワーク実習（4 単位） 上記4 科目14 単位を修得済のこと	ガラス工芸実習 I（4 単位） ガラス工芸実習 II（4 単位） ガラス工芸実習 III（4 単位） 上記3 科目12 単位を修得済のこと
テキスタイル・ 染織コース		製図実習（2 単位） 染織表現実習（4 単位） テキスタイルデザイン実習（4 単位） テキスタイルアート実習 I（4 単位） 上記4 科目14 単位を修得済のこと	(1) テキスタイルアート実習 II（8 単位）を修得済のこと (2) インテリアテキスタイル実習（2 単位）、ファッショングランニング実習（2 単位）、 染実習（2 単位）、織実習（2 単位） の内、2 科目4 単位を修得済のこと

[映像学科]

1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
シナリオ創作論（4 単位） 基礎（表現映像）（4 単位） 基礎（映像計画）（6 単位） 基礎（映像技術）（6 単位） 映画作法（4 単位） 上記5 科目24 単位を修得済のこと	制作 I（4 単位） 上記1 科目4 単位を修得済のこと	制作 II（4 単位） 上記1 科目4 単位を修得済のこと

[舞台芸術学科]

コース	1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
演技演出 コース	演技演出基礎研究（2 単位） 身体基礎演習（2 单位） 発声基礎演習（2 単位） 演技基礎実習（4 単位） ヴォーカル基礎実習（2 単位） バレエ基礎実習（2 単位） ダンス基礎実習（2 単位） 上記7 科目16 単位を修得済のこと	合同舞台演習 I（4 単位） 演技実習（4 単位） ミュージカル基礎実習（4 単位） 上記3 科目12 単位を修得済のこと	合同舞台演習 II（4 単位） 劇場演習（2 単位） 公演実習（8 単位） 上記3 科目14 単位を修得済のこと
ミュージカル コース	ミュージカル基礎研究（2 単位） ダンス研究 I（2 単位） ヴォーカル研究 I（2 単位） ミュージカル基礎実習（4 単位） ヴォーカル基礎実習（2 単位） バレエ基礎実習（2 単位） ダンス基礎実習（2 単位） 上記7 科目16 単位を修得済のこと	合同舞台演習 I（4 単位） ミュージカル実習（4 単位） ヴォーカル実習（2 単位） ダンス実習（2 単位） 上記4 科目12 単位を修得済のこと	合同舞台演習 II（4 単位） 劇場演習（2 単位） 公演実習（8 単位） 上記3 科目14 単位を修得済のこと
舞踊コース	舞踊作品演習 I（2 単位） バレエ音楽研究（2 単位） クラシックバレエレパートリー演習（2 単位） 日本舞踊基礎演習（2 単位） バレエ I（6 単位） 上記5 科目14 単位を修得済のこと	合同舞台演習 I（4 単位） 舞踊作品演習 II（2 単位） 総合舞台音楽研究（2 単位） バレエ II（6 単位） モダンダンス I（2 単位） 上記5 科目16 単位を修得済のこと	合同舞台演習 II（4 単位） 舞踊作品演習 III（2 単位） 劇場演習（2 単位） バレエ III（6 単位） モダンダンス II（2 単位） 上記5 科目16 単位を修得済のこと

大阪芸術大学

ポピュラーダンス コース	ポピュラーダンス基礎研究 (2 単位) ダンス研究 I (2 単位) 身体基礎演習 (2 単位) ダンス作品研究 (2 単位) ボディコントロール演習 (2 単位) ポピュラーダンス実習 I (4 単位) バレエ基礎実習 (2 単位) 上記7 科目16単位を修得済のこと	ダンスパフォーマンス I (4 単位) ダンス研究 II (2 単位) ダンス振付け演習 I (2 単位) ポピュラーダンス実習 II (4 単位) 演技基礎実習 (2 単位) ミュージカル基礎実習 (2 単位) 上記6 科目16単位を修得済のこと	ダンスパフォーマンス II (4 単位) ダンス研究 III (2 単位) ダンス音楽研究 (2 単位) ダンス振付け演習 II (2 単位) ポピュラーダンス実習 III (4 単位) 上記5 科目14単位を修得済のこと
舞台美術 コース	舞台美術基礎研究 (4 単位) ステージデザイン I (4 単位) 舞台美術実習 I (4 単位) 上記3科目12 単位を修得済のこと	合同舞台演習 I (4 单位) ステージデザイン II (4 単位) 舞台美術実習 II (4 単位) 上記3 科目12単位を修得済のこと	合同舞台演習 II (4 単位) ステージデザイン III (4 単位) 劇場演習 (2 単位) 舞台美術実習 III (4 単位) 上記4 科目14単位を修得済のこと
舞台音響効果 コース	舞台音響効果基礎研究 (4 単位) 舞台音響効果基礎実習 (4 単位) 上記2 科目8 单位を修得済のこと	合同舞台演習 I (4 単位) 舞台音響効果実習 I (4 単位) 舞台音響効果オペレーション実習 I (4 単位) 上記3 科目12単位を修得済のこと	合同舞台演習 II (4 単位) 劇場演習 (2 单位) 舞台音響効果実習 II (4 単位) 舞台音響効果オペレーション実習 II (4 单位) 上記4 科目14単位を修得済のこと
舞台照明 コース	舞台照明基礎研究 (4 単位) 舞台照明機器操作実習 (4 単位) 上記2 科目8 单位を修得済のこと	合同舞台演習 I (4 単位) 舞台照明研究 I (4 単位) 舞台照明オペレーション演習 (4 単位) 調光操作実習 (4 単位) 上記4 科目16単位を修得済 のこと	合同舞台演習 II (4 単位) 舞台照明研究 II (4 単位) 舞台照明プランニング演習 (4 単位) 劇場演習 (2 单位) 舞台照明実習 (4 单位) 上記5 科目18単位を修得済のこと

[芸術計画学科]

1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
芸術作品論 (4単位) キュレーション論 (2単位) 博物館情報・メディア論 (2単位) 上記3 科目8 单位を修得済のこと 芸術資料情報演習 (4単位) 視覚芸術資料演習 (4単位) 聴覚芸術資料演習 (2単位) 上記3 科目の内、1 科目を修得済のこと	アーツマネジメント論 (2単位) アーツアーカイブ論 (2単位) 上記2 科目4 单位を修得済のこと	1 ~ 3 年次配当の必須科目14科目、36 单位全てと選択必須科目の内、16 单位以上、合計52 单位以上を修得済のこと。

[キャラクター造形学科]

コース	1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
漫画コース	キャラクター原論 I (4 単位) 原作演習 (4 単位) キャラクター造形基礎 (4 単位)	漫画原作 (4 単位) 漫画制作実習 I (4 単位) 上記2 科目8 单位を修得済のこと	漫画制作実習 II (4 単位) 上記1 科目4 单位を修得済のこと
アニメーション コース	上記3 科目12 单位を修得済のこと ※	アニメシナリオ (4 単位) アニメーション実習 I (4 单位) 上記2 科目8 单位を修得済のこと	アニメーション実習 II (4 单位) 上記1 科目4 单位を修得済のこと

ゲームコース		ゲームシナリオ（4 単位） ゲームデザイン実習 I（4 単位） 上記2 科目8 単位を修得済のこと	ゲームデザイン実習 II（4 単位） 上記1 科目4 単位を修得済のこと
フィギュアアーツ コース		フィギュア企画制作（4 単位） フィギュア制作実習 I（4 単位） 上記2 科目8 単位を修得済のこと	フィギュア制作実習 II（4 単位） 上記1 科目4 単位を修得済のこと

※ 但し、アニメーション・ゲーム・フィギュアアーツコースに進む場合は、1年次に「CG基礎演習」を取得しなければ、4 年間で卒業することが出来ません。

[音楽学科]

コース	1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
音楽・音響 デザイン コース	(1) 音楽通論（4 単位） 情報音楽基礎演習（2 単位） 上記2 科目6 単位を修得済のこと (2) 選択必須科目の内、6 単位以上を修得済のこと	(1) コンポージング論（2 単位） 音楽とテクノロジー（2 単位） 音楽文化学（2 単位） 上記3 科目の内、2 科目（4 単位） 以上を修得済のこと (2) 選択必須科目の講義科目の内、12 単位以上を修得済のこと	(1) 基礎和声法1（2 単位） ソルフェージュ1（2 单位） 合唱1（2 単位） 作品制作演習（2 単位） 課題研究演習（2 単位） 上記5 科目（10 単位）を修得済のこと (2) 選択必須科目の講義科目内、18 単位以上を修得済のこと (3) 選択必須科目の演習・実習の内、14 単位以上を修得済のこと
音楽教育 コース	(1) ソルフェージュ1（2 単位） 音楽通論（4 単位） 教育ピアノ1（3 単位） 教育声楽1（3 単位） 上記4 科目12 単位を修得済のこと	(1) 基礎和声法1（2 単位） ソルフェージュ2（2 単位） 音楽教育学（4 単位） 上記3 科目8 単位を修得済のこと (2) 教育ピアノ2（3 単位） 教育声楽2（3 単位） 教育管弦打楽器1（3 単位） 上記3 科目の内、2 科目（6 単位） を修得済のこと	(1) 基礎和声法2（2 単位） 音楽指導基礎理論（4 単位） 音楽教育学演習1（2 単位） 上記3 科目8 単位を修得済のこと

[演奏学科]

コース	1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
ピアノコース	ピアノ実技1（6 単位）を修得済のこと	ピアノ実技2（6 単位）を修得済のこと	基礎和声法1（2 単位） ピアノ実技3（6 単位） 上記2 科目8 単位を修得済のこと
声楽 コース	声楽実技1（6 単位）を修得済のこと	声楽実技2（6 単位）を修得済のこと	声楽実技3（6 単位）を修得済のこと

大阪芸術大学

管・弦・打 コース	管・弦・打実技1（6 単位） オーケストラ1（4 単位） 室内楽1（2 単位） 上記3 科目12 単位を修得済のこと	管・弦・打実技2（6 単位） オーケストラ2（4 単位） 室内楽2（2 単位） 上記3 科目12 単位を修得済のこと	(1) 管・弦・打実技3（6 単位） オーケストラ3（4 単位） 室内楽3（2 単位） 上記3 科目12 単位を修得済のこと (2) 吹奏楽1（4 単位）または弦楽合奏1（4 単位）を修得済のこと
ポピュラー音楽 コース	ポピュラーアンサンブル1（4単位） コード理論1（2 単位） ヴォーカル基礎（2 単位） ポピュラー音楽実技1（4単位） 上記4 科目12 単位を修得済のこと	ポピュラーアンサンブル2（4単位） ポピュラー音楽実技2（4単位） 上記2 科目8 単位を修得済のこと	ポピュラーアンサンブル3（4単位） ポピュラー作・編曲法1（2単位） ポピュラー音楽実技3（4単位） 上記3 科目10 単位を修得済のこと

[初等藝術教育学科]

コース	1 年次→2 年次	2 年次→3 年次	3 年次→4 年次
初等教育 コース	・体験演習（2 単位） 上記、1科目2単位を修得済のこと ・初等教育論（4 単位） ・芸術療法論（4 単位）	・演習 I（2単位） 上記、1科目2単位を修得済のこと	・演習 II（2単位） 上記、1科目2単位を修得済のこと
藝術療法 コース	上記、2 科目の内、1 科目4単位を修得済のこと		

表 2-4-3 大阪芸術大学芸術学部履修規程 別表2 履修方法

科目名 学科・コース		教養科目	専門教育科目	専門関連科目	自由選択 左記以外の専門 教育科目あるいは専門関連科目 より	合計
美術学科	油画コース	英語系科目のうち 2科目4単位を含み、 合計20単位	必須科目 選択必須科目 合計	58単位 12単位以上 70単位以上	造形原理 4単位 西洋美術史 4単位 造形芸術演習 I 2単位 造形芸術演習 II 2単位	22単位以上
	日本画コース					
	版画コース					
	彫刻コース					
デザイン学科	グラフィックデザインコース		必須科目 選択必須科目 合計	68単位 4単位 72単位以上	造形芸術演習 I 2単位 造形芸術演習 II 2単位	28単位以上
	ビジュアルアーツコース					
	情報デザインコース					
	スペースデザインコース		必須科目 選択必須科目 合計	60単位 8単位 68単位以上	造形芸術演習 I 2単位 造形芸術演習 II 2単位 図学 4単位	20単位以上
	プロダクトデザインコース		必須科目 合計	72単位 72単位以上	西洋美術史 4単位 色彩学 4単位	16単位以上
建築学科		英語系科目のうち2科目4単位、物質の科学 4単位を含み、合計20単位	必須科目 選択必須科目 合計	56単位 36単位以上 92単位以上		12単位以上
文芸学科			必須科目 選択必須科目 合計	28単位 50単位以上 78単位以上		26単位以上
放送学科	制作コース		必須科目 選択必須科目 合計	38単位 34単位以上 72単位以上		32単位以上
	アナウンスコース		必須科目 選択必須科目 合計	46単位 30単位以上 76単位以上		
	広告コース		必須科目 選択必須科目 合計	46単位 30単位以上 76単位以上		28単位以上
	声優コース		必須科目 選択必須科目 合計	54単位 20単位以上 74単位以上		30単位以上
写真学科		英語系科目のうち 2科目4単位を含み、 合計20単位	必須科目 選択必須科目 合計	50単位 20単位以上 70単位以上	造形原理 4単位、色彩学 4単位、美学概説 4単位、造形芸術演習 I 2単位、造形芸術演習 II 2単位	18単位以上
工芸学科	金属工芸コース		必須科目 選択必須科目 合計	72単位 8単位以上 80単位以上	造形芸術演習 I 2単位 造形芸術演習 II 2単位	20単位以上
	陶芸コース					
	ガラス工芸コース					
	テキスタイル・染織コース		必須科目 選択必須科目 合計	68単位 12単位以上 80単位以上		
映像学科			必須科目 選択必須科目 合計	40単位 40単位以上 80単位以上	※1	24単位以上

科目名 学科・コース	教養科目	専門教育科目	専門関連科目	自由選択 左記以外の専門 教育科目あるいは専門関連科目 より	合計
舞台芸術学科	演技演出コース	英語系科目のうち 2科目4単位を含み、 合計20単位	必須科目 73単位 選択必須科目 6単位以上 合計 79単位以上	※1	25単位以上
	ミュージカルコース		必須科目 72単位 選択必須科目 6単位以上 合計 78単位以上		26単位以上
	舞踊コース		必須科目 70単位 選択必須科目 8単位以上 合計 78単位以上		26単位以上
	ポピュラーダンスコース		必須科目 68単位 選択必須科目 8単位以上 合計 76単位以上		28単位以上
	舞台美術コース		必須科目 66単位 選択必須科目 4単位以上 合計 70単位以上		34単位以上
	舞台音響効果 コース		必須科目 66単位 選択必須科目 8単位以上 合計 74単位以上		30単位以上
	舞台照明コース		必須科目 42単位 選択必須科目 40単位以上 合計 82単位以上		22単位以上
芸術計画学科		英語系科目のうち 2科目4単位を含み、 合計20単位	必須科目 56単位 選択必須科目 22単位以上 合計 78単位以上	造形芸術演習Ⅰ 2単位 造形芸術演習Ⅱ 2単位	22単位以上 124単位 以上
キャラクター造形学科	漫画コース		必須科目 60単位 選択必須科目 18単位以上 合計 78単位以上		
	アニメーションコース		必須科目 56単位 選択必須科目 22単位以上 合計 78単位以上		
	ゲームコース		必須科目 56単位 選択必須科目 22単位以上 合計 78単位以上		
	フィギュアアーツコース		必須科目 30単位 選択必須科目 46単位以上 合計 76単位以上		
音楽学科	音楽・音響デザインコース	英語系科目のうち 2科目4単位を含み、 合計20単位	必須科目 71単位 選択必須科目 13単位以上 合計 84単位以上		28単位以上
	音楽教育コース		必須科目 62単位 選択必須科目 20単位以上 合計 82単位以上		20単位以上
演奏学科	ピアノコース		必須科目 56単位 選択必須科目① 4単位以上 選択必須科目② 24単位以上 合計 84単位以上	※1	22単位以上
	声楽コース		必須科目 74単位 選択必須科目① 8単位以上 合計 82単位以上		20単位以上
	管・弦・打コース		必須科目 64単位 選択必須科目① 14単位以上 選択必須科目② 8単位以上 合計 86単位以上		22単位以上
	ポピュラー音楽 コース		必須科目 20単位 選択必須科目 64単位以上 合計 84単位以上		18単位以上
初等芸術 教育学科	初等教育コース	「日本国憲法」、「スポーツ研究Ⅰ」、「人権問題論」計6単位、英語系科目のうち2科目4単位、「情報処理概論Ⅰ」、「情報処理概論Ⅱ」、「情報処理概論Ⅲ」、「情報処理概論Ⅳ」のうちいずれか1科目2単位を含み、合計20単位	必須科目 20単位 選択必須科目 62卖位以上 合計 82単位以上		20単位以上
	芸術療法コース		必須科目 20単位 選択必須科目 62卖位以上 合計 82単位以上		22単位以上

注記. 外国人留学生については、英語系科目に替え、日本語Ⅰ、日本語Ⅱを履修することができる。

※1の専門関連科目については、必須指定の科目がない。

【芸術学部】

単位の認定については学則及び履修規程により定めている。各受講科目において授業時数の3分の2以上の出席かつ試験、作品提出、レポート等で60点以上の評価を得た者を合格としている。成績は優(80点～)・良(70～79点)・可(60～69点)・不可(～59点)の評点としている。「授業目的と到達目標」・「授業概要」・「授業計画」・「準備学修(予習・復習)・受講上の注意」・「成績評価方法・基準」についてはシラバスの必須項目となっておりホームページ上で全科目公開している。

成績は、造形系学科においては合評、メディア系学科においては上映会、音楽系学科においては発表会・卒業試験・グレード試験等が実施され、複数教員により評価されることにより公平性が担保されている。

また、評価結果を活用して、各科目の平均点の最高得点者を卒業式の総代とし、卒業制作・演奏・研究の最高得点者に「塙本英世賞」を、また「学長賞」・「総代」を授与するなど、学修成果に対する広範な観点から顕彰を行い、勉学を奨励している。

既修得単位の認定は入学以前に在学した大学または短期大学において修得した単位のうち60単位以内(編入を除く)について行っている。また、編入学及び転学の場合、原則として3年次への編入学等の場合は60単位としている。また、実用英語技能検定準一級以上の合格者に対して、教養科目「英語Ⅰ、Ⅱ」の単位認定を行っている。

進級要件は、表2-4-2 大阪芸術大学芸術学部履修規程別表6 進級要件の通り各学科・コースで設定されている。その要件科目の単位を修得しなければ進級できず、その年次に配当された授業科目を履修することができない。また、実技・実習等の科目には取得順位(履修制限)を設定し、進級要件とあわせて専門教育科目を基礎から応用へと段階的に履修することを促している。

卒業要件は、4年以上の在学及び124単位以上の取得である。また、表2-4-3 大阪芸術大学芸術学部履修規程別表2 履修方法の通り、教養科目・専門教育科目及び専門関連科目の区分で各学科がそれぞれ所要単位数を設定している。卒業所要単位数を充たすために、さらに専門教育科目及び専門関連科目から自由科目を履修することを求めており、学生の主体性による専門性・広い視野を獲得することを求めている。また、各学科によっては専門教育科目に加え、教養科目及び専門関連科目においても、専門教育に結びつく科目には必須・選択必須を指定し、専門性を高めている。

学位は、卒業所要単位数の修得、卒業制作・論文・演奏の審査により授与している。

これらの内容は学生便覧に掲載している。履修に関しては毎年度初めに成績表の配付とともにガイダンスを実施し、特に入学年度は履修方法、進級・卒業要件について詳細なガイダンスを行っている。

【大学院】

成績評価は、学部と同様に試験及びレポートと課題作品の成績を厳正に評価し、出席及び受講態度等の評価を加え総合的に行っている。さらに学位(修士)作品、学位(修士)論文、学位(博士)論文については、審査委員会を組織して審査・評価している。

「授業目的と到達目標」・「授業概要」・「授業計画」・「準備学修(予習・復習)・受講上の注意」・「成績評価方法・基準」については学部同様シラバスの必須項目となっており本学

ホームページで公開している。また、成績評点も同内容となっている。

前期課程の修了要件は2年以上の在籍、38単位以上の取得、学位（修士）作品または論文の審査及び最終試験の合格である。修業年限は2年で、4年を超えて在学することはできない。後期課程の修了要件は3年以上の在籍、14単位以上の取得（芸術文化学研究分野は12単位以上）、学位（博士）論文の審査及び最終試験の合格である。修業年限は3年で、6年を超えて在学することはできない。

なお、修了の認定は分野ごとに行われる専門分野の審査会の議を経て「大学院委員会」で確定し、および「大学院研究科委員会」で報告される。

これらの内容は学生便覧に掲載している。履修に関しては毎年度初めに成績表の配付とともにガイダンスを実施し、特に入学年度は履修方法、進級・卒業要件について詳細なガイダンスを行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

課題としては、履修登録制限を実施していないことによる学修時間と単位制度の関係性、履修登録はしているが実際には授業に出ない学生の存在といった問題がある。成績優秀者に対する特例措置も導入していない。また、学科・コース数の増加や担当教員の裁量等により教育課程上での連携が希薄になってきたため適切な学修時間に問題が生じている場合もある。

履修登録単位数の上限設定の導入については、平成27年度導入を目指し策定している。また、教員間の緊密な連携や単位に見合った課題の出題などの改善策を検討している。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【就職・進路支援体制】

就職部は、部長（教員兼務）ほか専任職員12人、非常勤職員1人で構成されている。

また、就職委員会を設置し各学科の就職委員と常に連携を取り学生の支援体制も行っている。就職部の主な業務は、次の通りである。

年間の「就職・キャリア支援プログラム」の作成と実行

就職部では、早い時期から将来の進路を意識させるような「就職・キャリア支援プログラム」を作成している。掲示は勿論の事、作成したプログラムをホームページに掲載し広く学生に周知している。また、保護者にも理解を深めていただくために『大阪芸術大学の就職活動（進路）支援』リーフレットを作成し、その中にも掲載している。

就職及び進路の適切な指導・助言・支援活動

3年次の時点では進路登録票を提出させ、それを基に学生への就職情報の提供、進路面談など、進路支援に当たっており、専門を活かすことが出来る職種を希望する学生の期待に応えるよう努めている。また、学生の相談に積極的に応じており、就職活動方法・自己分析から業界・企業・職種などに至るまで個々の学生を対象にきめ細かな指導を行っている。同時に、採用試験に合わせて履歴書・自己紹介書作成、エントリーシートの書き方、模擬面接、ポートフォリオ作品などについても支援している。

就職及び進路等に関する情報の収集と発信

学生は学内外の情報端末から本学求人票の採用情報や、約17,000社の企業情報・業種・職種・資本金・卒業生数などの企業情報を複合的に検索ができるように、コンピュータによる就職支援システムを導入しており、学生の業界研究や企業研究を行う際に非常に有益なものとなっている。

企業訪問などによる求人開拓

学生が希望している企業への訪問及び求人票を送付することなどで求人を開拓している。また、新規に内定した企業を訪問して、今後の求人に繋げている。企業訪問では、内定のお礼及び「求める人物像」「採用において重視するポイント」「企業の雰囲気」などの声を聴き学生に伝え、就職部職員が企業と学生との架け橋の役割を果たしている。

就職・進路ガイダンス

1年次から4年次にかけ就職・進路ガイダンスを実施している。就職・進路支援の基幹行事であり、早い時期から進路や就職を意識させ、目的を持った学生生活を送ることができるよう1年次から実施している。3年次から本格的な就職ガイダンスを行っており、就職部の活用、自己分析、業界・企業研究、マナー、企業へのアプローチ、採用試験、内定、など就職活動・進路決定に関わる基礎的な事項を指導している。

進学希望者には、就職希望者と同じように進学に際しての指導・助言を行っている。本学大学院進学希望者に対しては学内説明会を実施している。

就職試験対策講座

採用試験に向けての対策準備を目的として、企業研究、面接、マナー、論作文、エントリーシート、SPI、プレゼンテーション、ポートフォリオ制作など、採用試験には欠かせない内容に関する講座を行っている。

適性診断（テスト・解説）

低学年から自らの将来像を模索し、大学生活の中で高い目的・目標を持って学び、自分自身を向上させ、希望どおりに就職・進路が実現する能力を身に付けさせることを目的に適性診断を実施している。

就職試験模擬テスト

一般常識試験、SPI、エントリーシート、教員採用試験、公務員対策など、採用試験等を受験することに向けての対策準備を目的として実施している。

業界研究セミナー

広告、放送、テレビ美術デザイン、出版、流通、建築、写真、エンターテインメント、演劇等の業界の企業から講師を招き、学生の業界研究や職種研究及び採用試験研究を支援する目的で業界研究セミナーを開催している。

学内合同企業説明会

3 年次を対象として学内合同企業説明会を開催し、本学の多くの学生が就職を希望する業種の企業に参加依頼している。学外で行われている合同企業説明会は本学学生にとって魅力あるものが少ない中、この学内合同企業説明会は学生にとって大変有益なイベントとなっている。参加者は、3 日間延べ 1,769 人であった。

【キャリア教育のための支援体制】

キャリアガイダンス

1 年次に常識力講座を実施。2 年次で進路適性検査を行い、自分の進路について考える機会となっている。

インターンシップの実施

企業インターンシップは就職部が主体となってキャリア支援の一環として行っている。2 年次および 3 年次、大学院 1 年次を対象として希望する学生を企業に派遣している。

そして、学校インターンシップは 1 年次から 4 年次、および大学院生で、学校教員希望者を対象としている。いずれのインターンシップも単位認定は行わない。企業インターンシップは 10 日間から 1 ヶ月間程度の期間、学校インターンシップは原則として 1 年間（半年間も可能）、学校現場で就業体験を行う。

【エクステンションセンターによる資格取得支援】

本学学生の資格取得を支援し、キャリア教育を促進すべく平成 17(2005)年度にエクステンションセンターを設置し、資格講座を立案・実施している。学生の専攻している領域と関連のある講座を多数開講しており、授業終了後に受講できるよう便宜を図っている。

(3) 2-5 の自己評価

本学の就職支援は、就職部職員と就職委員や就職担当教員と連携し支援を行っており、学生が早期より意識を持てるよう、年間を通して支援行事の企画・運営に当たっている。

また、個々の相談に対しても、一人ひとりの学生に応じたきめ細かい対応を心がけている。就職試験対策講座、業界研究セミナー、適性診断テストなど、平成 25(2013)年度 1 年間に延べ 4,367 人が参加しており、早期より就職や就学についての意識を高めることに繋がっている。

キャリア教育という点においては、インターンシップは重要と考え、参加する前の事前ガイダンス、終了後の報告書提出を実施し学生のモチベーションを高めている。エクステンションセンターの講座は質・量とも充実しており、初年度から高い合格率をあげており、受講生から高い評価を得ている。

進学者は、72人。支援体制として進学者に対しての指導・助言及び大学院進学説明会を実施しており、今後さらなる充実を図りたい。

(4) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

早期化、多様化する就職活動に対応するために、常に就職支援プログラムの見直し、改善を図り実行していく。業界研究セミナーは企業を知る上で重要と考え、早い時期に企業選定し、今年のように開催できなかったセミナーを減らす。

進学希望者には、大学院・専門学校情報の書籍を購入し希望者に提供する。

就職支援プログラムの多くは1~2年次も参加可能だが、参加の割合は高くはないため、今後は、1~2年次対象のキャリアガイダンスを各学年6回ずつ実施する事により早い時期から学生自身のキャリアに対する意識を高める事が出来るようになった。

インターンシップは、社会に出て活躍出来る人材を育成するため必要と考え、さらに多くの学生が参加出来るよう、企業訪問によって受け入れ企業の数を増やしていきたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育目的の達成状況を点検・評価するための方法として、授業科目ごとに、授業評価アンケートを実施している。一般的な質問項目の他、自由記述欄があり授業以外の学科の状況に係る内容等についても記載され、次学期・年度以降の教育研究活動の改善・向上に反映させている。アンケートの結果は授業担当教員へ科目ごとの回答を周知し、また学科ごとの集計結果をまとめ、FD委員会を通して各学科へフィードバックし、組織的に実施・活用している。

また、新入生アンケートを実施し、志望動機、本学に期待することなどを汲み取り、教育活動及び入試広報に取り入れる試みを行っている。また、就職課では就職先・進路状況の調査に加えて、就職相談の利用状況などの調査を実施し、学生支援に役立てている。

本学で取得できる教職員免許状は、美術科中高一種、工芸科高校一種、情報科高校一種、国語科中高一種、音楽科中高一種があり、美術学科、デザイン学科、工芸学科、文芸学科、音楽学科、演奏学科で教職課程を履修することができる。平成25年度において

の公立学校への教諭採用は若干名ではあるが、常勤、非常講師含め 50 名以上が教職関係に従事している。平成 23 年度後期から教務部教職相談室が設置され、教員志望学生に対する支援を行っている。就職課では、大学近隣の小中学校と提携した、学校インターンシップを実施し、30 名以上の学生が参加している。就職課と教職相談室での連携した業務で、教員養成課程から進路指導、教員採用試験対策、教職への斡旋をおこなっている。

博物館学芸員資格、図書館司書資格課程においても、取得資格を生かした専門職への希望者も多く、就職課に寄せられた求人情報などから斡旋を行っている。

本学の学修内容に関連する受験資格・登録資格では、建築学科で、1 級建築士および 2 級・木造建築士、デザイン学科（スペースデザインコース）では 2 級・木造建築士に必要な「指定科目」を各専門教育科目として履修することが可能である。また、建築学科では、建築設備士、1 級・2 級建築施工管理技士、土木施工管理技士、インテリアプランナーの受験資格、登録資格に必要な科目を履修することもできる。受験資格・資格取得を得るまでに、卒業後にそれぞれの実務経験が必要となるが、将来のスキルアップを目指す上で在学中に多くの履修希望がある。

舞台芸術学科舞台音響コースでは、舞台機構調整技能士 3 級、舞台照明コースでは、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験 2 級の受験に必要な科目を履修することが可能である。音響コースでは例年、舞台機構調整技能士 3 級を、2 年生以上の希望者が受験している。照明コースでも、希望者が認定試験を受験している。合格後もさらに上級の認定試験を目指す学生も多く、実習授業などで培われた実践的スキルと、認定試験に合格していることで技術力への信頼があり舞台関連の業種職種へは高い就職率である。

芸術計画学科では、専門教育科目に、博物館学芸員課程に必要な科目単位数を含み、卒業とともに学芸員資格が取得できる。

就職課では、卒業生対象に卒業後の進路の把握と共に、大学生活を振り返ってのアンケートをおこなっている。

事務局及び学科研究室の日常業務においては、普段寄せられる教職員・学生のニーズを吸収し、反映させるよう努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

アンケートの結果は、教育研究活動へ反映させることが図られ、有効に活用されているが、これらのアンケートは当初教務課、入試課及び就職課の各課単位で実施され、それぞれの業務改善が目的であった。そのため、結果が各課内で活用されてきたところがある。そのため、教育目的の達成度を測るという意識が薄く、データの共有や全学的な取り組みという点で、改善の余地がある。

改善方策として、平成 22(2010) 年度より FD 委員会にて、授業評価アンケートの組織的な実施・活用を継続的に行っていている。

授業評価アンケートの調査方法や質問項目の改善による多角的な調査を目指すこと及びデータの共有・公表方法を含めた教育活動への反映が有効に機能する仕組みを構築することを目指す。

資格取得、教職課程に必要な科目と、学科専門教育科目との時間割の重複で、学生の希望する科目が思うように履修できない場合もあり、履修制限導入などで改善を行って

いく。

2-7 学生サービス

«2-7 の視点»

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生支援、厚生補導の組織として「学生生活委員会」、「人権教育推進委員会」、「奨学生審査委員会」を設置し、事務担当部署として学生課を設けている。

学生生活委員会は、学生支援の向上及び厚生補導の組織として設置している。委員会の活動内容は、学生の厚生補導・福祉に関する事項について企画・協議の上、その執行にあたっている。

人権教育推進委員会は、本学の人権教育を推進する組織として人権教育推進委員会を設置している。12月には学内人権週間を設け、学生達に人権意識を高め社会に巣立って欲しいと願って実施している。

この二つの委員会の組織は、学長の任命により学生部長が委員長として選出され、芸術学部 15 学科、教養課程、大学院より選出された教員 17 人と事務職員で構成され、通常年3回開催している。

奨学生審査委員会は、本学の独自奨学金を選考する組織として奨学生審査委員会を設置している。委員会の組織は、学長が委員長となり、芸術学部 15 学科の学科長、教養課程主任教授、大学院研究科長の 17 人の教員と事務職員で構成されている。

学生課の業務は、以下の通りである。①休学、退学、除籍等による学生の身分及び学籍簿に関する事項②学生及び学生団体の指導監督に関する事項③学生の課外教育及び課外活動施設の使用に関する事項④各種奨学金に関する事項⑤学生の寮下宿に関する事項⑥学割及び通学定期に関する事項⑦学生のアルバイト指導及びアドバイスに関する事項⑧学生のセクシュアル・ハラスメント相談に関する事項⑨留学生の奨学金、学生生活の相談に関する事項など。

【学生に対する経済的な支援】

〈本学独自の奨学金制度〉平成 25 (2013) 年度

大阪芸術大学奨学金

2 年次～4 年次対象に前年度の学業成績と人物を含め優秀であり、学費支弁の困難な学生を対象として、50 万円（1 学年 80 人）支給する経済支援を行っている。

また 1 年次生は平成 23(2011) 年度より、入学試験合格直後の採用となり入学金免除生を 130 人、さらに入学金免除生の中から家計基準に該当する学生全員に授業料の 3 割減額免除生を決定する制度を設けている。

大阪芸術大学緊急奨学金（家計支持者死亡に伴う）

家計支持者の死亡により家計が悪化し学業継続が困難と申し出があった場合に、50万円を支給する臨時採用奨学金制度を設けている。

大阪芸術大学緊急奨学金（地震・災害に伴う）

災害指定地域に在住し、被害を受けた在学生（保護者住所を含む）に対して、見舞を兼ねた奨学金として支援している。なお、支給額は被害の程度により60万円を上限に40、20、10万円、軽微な被害の50,000円まで5段階に分かれている。

大阪芸術大学大学院学生研究奨励金

博士課程前期・後期の大学院生に対して研究の奨励を目的として、年間40人に50万円を支給している。

大阪芸術大学通信教育部奨学金

2年次～4年次の正科生対象に前年度の学業成績と人物を含め優秀であり、学費支弁の困難な学生を対象として、1名につき年間10万円を支給する経済支援を行っている。

〈本学独自の学費の軽減（経済的支援制度）〉

卒業見込者が留年した際の学費の軽減

卒業見込を経た留年生に対しては、履修登録単位数1単位につき5万円の学費納入として、学費負担の軽減を行っている。

学内で進学（学部→博士前期→博士後期）した際の入学金の軽減

学部より進学する場合の入学金は半額、博士前期から後期へ進学した場合の入学金を免除することにより学内進学者への経済的負担の軽減を行っている。

大学院において修業年限を越えた者の学費軽減（独自・大学院）

大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得したものが、学位論文提出のために在学する時の学費は、博士前期課程が半額、博士後期課程が4分の1として学位取得に対する経済的支援を行っている。

学費の延納・分納

在学中の学生が、やむを得ない理由により学費の納入が困難になった場合、学費の延納（納付期限の延長）、または分納を許可している。

〈学外の奨学金制度〉

日本学生支援機構奨学金を始めとして校友会、地方公共団体・民間育英団体からの奨学金がある。奨学金情報の提供については、毎年大学独自で「奨学金制度」冊子を作成して入学時に配布し周知徹底を図っている。

教育ローン

奨学金の他に、塚本学院教育ローン（三井住友銀行提携）、国の教育ローンを紹介することにより、経済的な問題の解消に努めている。また2012年度より経済的に困難な学生の家計支持者を対象に信販会社オリエントコーポレーションより学費貸付を導入している。

アルバイト紹介

インターネットによりアルバイト先を検索できるアルバイト紹介システムに参加して

いる。また、専門性を生かしたアルバイト紹介も実施している。

【学生の課外活動への支援】

大学として体育館、グラウンド等の練習場所の提供と部室等の施設の整備に対して支援を行っている。教職員が顧問となってクラブ活動を支援しているほか、顧問には試合や合宿に伴う交通費・宿泊費の旅費支援（1回5万円上限〔実費〕・年2回まで）を行っている。

毎年2日間で約2万人の来場者がある学園祭へ200万円の経済的支援、及び警察署・消防署等との調整については学生課員が指導相談・同行している。

チアリーダー、OUAプラスバンドの創設により課外活動の応援を行っている。

また、研修センターとして白浜と菅平にあり学生の研修や合宿、ゼミ旅行もしくは、レジャー等の場としている。

【学生に対する健康相談、心的相談、生活相談への支援】

健康相談は保健室、心的相談はキャンパスライフサポート室。生活相談等は学生課で受け付けている。学生相談の多様化に伴い学生課、教務課、学科の教員と常時連携をとりながら対応する体制も整っている。

〈健康相談〉

保健室では、校医（専任教員）1人と専任看護師2人を配置し、応急処置、健康相談、健康診断を実施し学生の身体の健康相談・健康管理に関する支援を行っている。

また、健康増進法の一環として、スマーカ一度チェックや肌年齢チェックを用いた喫煙防止教育への取組も行っている。また、アルコールパッチテストも実施し学生の飲酒に関しての指導も行っている。体育会系クラブに所属する学生に対して、毎年心電図の受診を行いクラブ中の事故を未然に防ぐ努力も行っている。

〈心的相談〉

学生相談室は事務局と連携を密接に保つ為に2013（平成25）年8月に場所を学生課に隣接し、キャンパスライフサポート室に名称を変更した。精神科医（専任教員）1人と専任カウンセラー5人を配し、常時3人が学生相談に対応できる体制をとっている。個人面談室2部屋とフリースペースの部屋を用意し、学生への相談・カウンセリングを中心とした心の健康に関する支援を行っている。フリースペースとは学生が特別な相談がなくても自由に利用でき、流行の雑誌やお茶やコーヒー、紅茶などのフリードリンクも用意している複数人でも利用できる空間である。キャンパスライフサポート室では、精神的な成長、仲間づくりやコミュニケーション能力の育成等を目的として「クリスマスパーティー」「たこ焼きパーティー」「学外レクリエーション」「ティーアワー」等を実施している。

〈生活相談〉

ハラスメントに対する取組として、学生に対しては「学生生活を円滑におくるために」の冊子を配布し、相談窓口の案内や対処方法への啓発に努めるとともに、教職員に対して

は「セクシャルハラスメントって・・・」のリーフレットを作成・配布することによりハラスメント防止に努めている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生自治会主催で学生会議を毎年実施しており、大学に対しての意見・要望を学生自治会が取りまとめ要望書として提出により、実現可能なところから改善に取り組んでいる。

食堂利用調査の実施として、学内食堂及び喫茶（軽食）について、値段・味付け・清潔感等の約 15 項目について、アンケート調査した。その結果、保健所の協力を得て、学食メニューへのカロリー表示を行っている。

聴覚障がい者支援の一環として、ノートテイカーによる反省会を実施して、問題点や要望などを聞き取り今後の障がい者支援に活かしている。

教育相談会においてアンケート調査を実施して、保護者からの意見を汲み上げるよう努めている。

(2) 2-7 の自己評価

経済的支援は、通常採用の奨学金制度、家計支持者急死、地震等の災害被害者に対する奨学金制度、また留年生に対する学費の軽減制度など学費軽減や入学金免除など本学での各種制度は充実していると自負している。

課外活動支援は、新文化クラブハウス建設、グラウンドの人工芝化、自治会棟の建設など施設面での充実が図られ、その成果をみたが、また、大学祭への経済的支援及び学生課員の人的支援も充実していると自負している。

学生の生活相談等は、キャンパスライフサポート室のスタッフ及び施設の充実、特に平成 24(2012)年度に設置したフリースペースとそこに相談員を常駐させたことにより個別相談件数を大幅に減少させるといった大きな成果を見たが、学生相談の多様化に伴い、より一層の充実に努めたい。

広く学生からの意見・要望を把握する為に、学生自治会や各クラブなど学生団体との話し合う機会や意見箱を設置している。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

経済的に修学が困難な学生に対する支援は約 1 億 8 千万円の予算により充実した支援制度として実施しているものの、今後も新入生、在校生含め学生のニーズを踏まえて支援の検討を続けていきたい。

課外活動支援では、各団体からの要望をふまえて、体育会クラブの強化、文化系クラブでは発表の場などの充実をはかりたい。また、文化・芸術活動において優秀な成績を修めた学生に対し表彰制度などあらゆる奨励制度を検討していくと考えている。

キャンパスライフサポート室のフリールームでは大幅に心的相談やケアへの体制は充実していると自負しているが、学生がより大学や友達間で馴染めるような企画や講座など実施していくことを検討していく。

留学生は、留学生会を組織しているが現在大学教職員および国を超えての学生同士の交流が少ないと感じている。留学生の課外活動や生活的支援、経済的支援を含めて留学生に

も充実した学生生活が送れるよう支援を検討していきたい。

保健所の協力により食育学生に食に対する環境が良くなってきたと自負しているが、食堂利用調査の実施を通じて、朝食を摂る学生が特に少ないという結果が出ているので、改善できないか検討していきたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

建学の精神において「総合のための分化と境界領域の開拓」、カリキュラムポリシーにおいて「演習及び実技・実習」を根幹におくことを謳っている。学科・コース構成に見られるように、本学がカバーするのは多岐にわたる芸術領域である。「芸術系総合大学」ともいえる環境を整備すべく、教員組織の構成は多様な人材を確保配置している。専門性の高い教員に加え、芸術や社会での実務経験の豊富な教員、現在、先端で活躍している人材を多数配置している。

本学は大学設置基準に定める必要教員数を充たしており、教職課程を置く学科については教職課程認定基準を充たしている。学部の在籍学生数に対する専任教員一人当たりの学生数は 27.8 人 (1.0 人増加) である。専任教員のほか、兼任教員も多数授業を担当しており、専任・兼任を合わせた教員 1 人当たりの学生数は 8.5 人 (0.2 人増加) である。芸術系大学である本学の特性上、実習・実技指導の科目が多くの割合を占めること、また個人レッスン等少人数での指導が必要なことから、これらに携わる兼任教員数が多くなっている。さらに、音楽系学科の伴奏要員（オーケストラ・ピアノ）や映像制作や金工・木工などの特殊技能を有する技術職員を擁し、手厚い教育組織となっている。

大学院は、学部教育課程と大学院教育課程の連携・継続性の要請から、学部教員が兼任している。

学部の教員数は専任教員 204 人、兼任教員 460 人で、平成 25 年度比でそれぞれ 8 人、12 人減少しした。また、通信教育部に所属しながら通学課程の授業を担当している教員を含めると専任教員は 210 名である。大学院は学部専任教員による兼任が 138 人、兼任教員 44 人（いずれも延べ人数）となっている。

大学全体では教授 146 人、准教授 49 人、講師 9 人であり、教授の比率は全教員の 70.9% で、平成 25 年度比 0.1% 減少しした。また全教員のうち女性教員の占める割合は 26.0% で、

平成 25 年比同率であった。

本学専任教員の平均年齢は 59.97 歳である。61 歳から 65 歳が 67 人 (31.6% 4.6%増) で最も多く、次に 66 歳から 70 歳が 47 人(22.2% 2.9%増)、56 歳から 60 歳が 41 人(19.3% 5.7%減) となっており、40 歳以下の若手教員は 3 人 (1.4% 0.2%減) である。

このように、専任教員数は大学設置基準に基づいて適切に配置されている。年齢構成がやや高年齢に偏っているが、学科別、職位別、男女別、分野別の構成は適切である。

専門分野別の教員構成は、15 学科並びに教養課程ごとに偏りなく配置している。

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用は「学校法人塚本学院専任教員の任免に関する規程」及び「大阪芸術大学教育職員就業規則」に基づき行っており、就業規則第3条には、本学の求める教員像が「個人の尊厳を重んじ、真・善・美を探求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育の実践者」と記述されている。なお助手については「大阪芸術大学助手規程」を、嘱託助手については「大阪芸術大学大学院嘱託助手規程」を定め、運用している。

採用にあたっては、各学科からの希望、推薦を元に、事務局長、教務担当部署並びに人事課が計画を策定・立案し、常務会及び大阪芸術大学資格審査委員会で「大阪芸術大学教育職員資格審査基準」により審議され、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。

第一線で活躍し、継続的な出校が困難な者を採用する場合、近年は専任教員ではあるが、更新制の年間契約により嘱託等として採用するケース、あるいは専任教員ではないが、1 年契約の「客員教授」に委嘱するケースもあり、教育の活性化に寄与している。

なお、本学では公募による教員募集は行っていないが、これは本学の扱う領域の大半が公募の難しい、限られた専門領域のため、前任者や近接領域を専門とする教員を通じて採用するケースが多い。また、著名な人物を採用しようとする場合も同様である。

昇任は採用と同様、「学校法人塚本学院専任教員の任免に関する規程」に基づき行っている。昇任案は採用の場合と同様に立案され、常務会及び資格審査委員会で「大阪芸術大学教育職員資格審査基準」により審議、検討し、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。審議にあたっては教育業績、研究業績、社会貢献、管理運営面での貢献などを総合的に判断している。

また、学科の新設・再編時の配置人数の調整や、適材適所の配置、人事の活性化等を目的として、学科間の異動あるいはグループ内各校間の異動を実施している。

【研究活動の助成制度】

本学では教育理念である芸術分野における境界領域の開拓と創造性の奨励を図るため、教員の教育研究活動を助長すべく、研究助成制度を設けている。

全専任教員に対しては研究手当として、月額 1 万円を支給しており、その使途は限定していない。また、教員からの応募制による助成制度が設けられている。申請された研究計画を運営委員会等で審査・採択し、研究終了後は成果報告書の提出を求めている。この内、

塙本学院教育研究補助費及び大阪芸術大学藝術研究所研究調査補助の2制度の研究成果は冊子及び本学ホームページで公開している。

表 2-8-1 研究助成制度（平成 26(2014)年度実績）

名称	趣旨・内容	採択件数	審査機関
塙本学院教育研究補助費	専任教員の研究活動を助長するため、1人又は少人数の研究者が共同して計画する研究計画を対象として、1件につき50万円（印刷製本についてはさらに10万円）を限度として支給する。	33 件	教育研究補助費運営委員会
大阪芸術大学藝術研究所研究調査補助	藝術分野における専門領域の開拓と創造性の奨励を図るため、藝術研究所の運営委員等が行う単独もしくは共同の研究調査を対象に助成を行う。	3 件	藝術研究所運営委員会
塙本学院「塙本英世記念国際交流計画」に基づく海外研修員	国際交流と人材の養成のため、教職員を外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術施設に派遣し、學術研究又は教育事情を調査研究する機会を与える。研修期間は1年までとし、滞在費と往復交通費を支給する。	0 件	国際交流委員会
塙本学院出版助成	専任教員の優れた研究業績を公刊して、本学の高等教育研究機関としての評価を高めるために、出版助成を行う。毎年1件につき150万円を5件を限度に助成する	2 件	藝術研究所運営委員会

「塙本学院教育研究補助費」は本学教員が個人又は共同研究を申請し、委員会による審査・採択を得て、研究費を受給する制度である。研究成果を冊子・ホームページで公開しており、研究の質も担保されている。「大阪芸術大学藝術研究所研究調査補助」は複数学科による共同研究であることを条件にした助成制度で研究成果発表を公開で行うなど特色のある制度となっている。出版助成についてはコンスタントに出版活動に結びついており、書評に取り上げられるなど成果を挙げている。海外研修員制度については、海外での調査研究を計画する若手教員に対する大きな支援となっている。

本学では、科学研究費補助金を始めとする外部資金への積極的な応募と獲得を目指し、平成 23 年に「塙本学院教育研究補助費」との書式・公募時期の共通化を行った。これにより応募件数が大幅に増加し、採択件数がそれまでと比較して増加した。

その反面、「塙本学院教育研究補助費」が実技を主とする教員にとって、書式の作成の難易度が上がり、また公募時期が従来の年度明け 4 月から前年度秋となったことから、応募件数が半減する結果となった。実技を主とし、研究活動が本格的ではない教員に対して、学内外の研究への参加、資金獲得の支援や促進をどのように行うかが課題である。

【授業評価アンケート】

平成 13(2001)年度から学生による授業アンケートを実施している。授業アンケートは、原則全科目・全教員を対象に実施しているが、個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。アンケートは、学生自身の出席状況や教員の授業実施状況など 13 項目と自由記述から構成されている。集計結果は、大阪芸術大学グループ通信に公開し、各教員にもフィードバックしている。また教員には、アンケート結果を今後どのように授業に活かしていくのか、授業への取り組み方について、教務課まで書類で提出することを義務付けている。

授業アンケートを導入以降、制度の定着とともに、教員は授業改善に積極的に取り組ん

でいる。その結果、学生の授業に対する満足度は80%を超えており、平成17(2005)年度からは、質問項目を精査し回収方法も変更したことが高い回収率に繋がっている。

【FD委員会】

本学では、平成20(2008)年度に大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を設置した。委員は各学科長及び教養課程主任教授で、教務課が所轄部署である。平成21(2009)年度の3月に第1回のFD委員会を実施し、平成13(2001)年度から実施してきた授業アンケートの報告と今後の運用について協議した。平成22年度より、授業アンケートの集計結果を各学科長に配布し、授業状況の現状把握と併せて授業改善計画の提出を義務付けた。その結果に基づいてFD委員会の委員(造形系1人・メディア系1人・音楽系1人)並びに事務局で6月より授業参観し、今以上の授業の充実・改善に努めることとした。平成26年度は授業参観を前期・後期合わせて14科目実施し、講義・演習・実習様々な形態の授業方法、教室・施設面についての現状や課題について議論を重ねた。

【教員発表会】

教員発表会は、平成19(2007)年7月から専任教員を対象として、毎週1回、FDの一環として実施している。公開の対象は教職員及び学生であり、教員の研究テーマを広く周知させることが目的である。発表内容については、2週間前に教務課にレジュメとして提出され、Web上で公開している。発表後、教員には、発表会の感想と今後の教育・研究のあり方などを記した書類を教務課まで提出することを義務付けている。

【研究業績報告】

自己点検・評価活動の一環として、専任教員全員に、毎年度初めに前年度の研究業績について報告を求めており、芸術大学としての特性によるさまざまな専門領域にわたる研究活動を、広く報告してもらえるよう、A(著書・論文等)、B(その他の文筆や口頭による発表)、C(実技発表)の3つに分類して提出を求めており、これらは教務担当部署で受付け、人事課で保管され、昇任・昇格の際の参考としても用いられる。

【人権研修】

毎年、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担当となり実施している。教員に対しては学科等ごとに計15回実施、最新の人権にまつわる情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼として行なっている。平成25(2013)年度のテーマは「日常生活と人権」、平成26(2014)年度のテーマは「教育と人権」である。

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

本学では教養教育の組織・責任体制として教養課程を設けている。大学設置基準の大綱化以降、教養課程の組織を既存学科へ吸収する例が多いが、本学では教養課程を学科と同列の組織として設置している。学科長に当たる役職者として教養課程主任教授を任命し、教養課程内の教育研究活動の任を負わせている。

教養課程主任教授は教養課程の代表として、教務委員会及び各種委員会の委員となり、学則変更、人事、入試、教務といった重要事項の意思決定に加わっている。組織として学科同様の自立性と責任を持ち、教育研究の根幹となる教養教育の推進に努めるとともに、各学科と連携して教育課程の運営に当たっている。

教養課程内には教養課程分科会が設けられ、教養課程主任教授を主管に人文・社会、自然、外国語、情報、保健体育、教職課程、司書・学芸員課程の計 7 系列の担当専任教員が、教養課程に係る事項について審議している。審議事項のうちカリキュラム変更等の事項は、教務委員会で図られ、さらに教授会において決定される。

本学は専門教育を根幹とする上で、専門教育の基礎となる教養科目及び専門関連科目を重要視しており、それだけに教養課程にかかるウエイトは大きい。教養課程は学科と同等の組織と位置づけられており、運営上の責任体制も確立されている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の構成、特に高年齢層への偏りについて、今後退職者が増加し更新していく中で改善を進めていく。具体的には客員教授・准教授を始めとする契約制の雇用を増加するなど一線級のプロフェッショナル、特に若手の人材を招へいできる仕組みを導入している。

また、研究活動の助成について、学内助成制度への応募件数の減少や実技を主とする教員への支援・促進が課題となっているが、公募情報の適切な周知と働きかけ、制度・書式の整備などの改善を図っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【校地・校舎】

本学キャンパスは、大阪府南河内郡河南町にあり、近鉄南大阪線・長野線喜志駅から大学専用スクールバスにて約 10 分の所にある。校地・校舎とも大学設置基準上必要な校地面積を十分に充たしている。

本学キャンパスの校舎群は日本初の公開コンペティションによって設計され、その後およそ 20 年間にわたって整備が進められた。昭和 54(1979)年芸術選奨文部大臣賞を受賞した特色ある社会的評価の高いものである。

また、各施設・設備は十分に整備され、有効に活用されている。

表 2-9-1 本学の校地・校舎面積

校地面積	設置基準上必要な 校地面積	校舎面積	設置基準上必要な 校舎面積
392, 139 m ²	49, 800 m ²	133, 730 m ²	40, 746 m ²

【主要施設】

<塚本英世記念芸術情報センター>

昭和 56(1981)年に竣工。キャンバスの基調デザインであるコンクリート打ち放しの外観を備えたスケール感豊かな建物で日本建築学会作品賞、日本芸術院賞、JIA25 年賞（社団法人日本建築家協会）・BELCA 賞（社団法人建築・設備維持保全推進協会）を受賞した。

地上 8 階・地下 3 階のセンターの中には、芸術情報資料が多数収集された図書館のほか、パイプオルガンを備えたホールなど多様な学科内容を反映した設備が入っている。学生はここで芸術に関する情報や表現に触れるほか、気軽に憩いの時間を過ごすことができる。本学の創設者である塚本英世初代学長を記念し、本学のシンボルとしての役割を果たす特色のある建築物である。

展示ホールは、学生・教員、学外の芸術家・クリエイターの創造の成果を展示・発表するための空間で、可動パネルを用い、展示内容に適した空間を構成・演出することができる。

実験ドームは、音響・映像による新しい表現を試すためのホールで、可動ドーム、吊り物等の舞台機構を備えているほか、マルチ映写、立体音響を用いることが可能である。

AV ホールは、映画上映や映像を利用した講演会など、視聴覚メディアに対応したホールで、シンポジウム会場としても使用されている。

<図書館>

芸術情報センターの 2 階～4 階及び、地下 2 階に位置し、閲覧スペースは延面積 2, 788 m²、書庫スペースは延面積 1, 188 m²である。芸術各分野に関する専門書をはじめ、蔵書数は、和・洋書 254, 624 冊、映像資料 17, 118 点、録音資料 26, 518 点、楽譜 51, 223 点、和洋雑誌 2, 826 種、電子ジャーナル 5, 092 種、データベース 11 点である。

座席数合計 581 席、利用者用端末 29 台を有し、平成 25(2013)年度は開館日数 248 日、入館者数は 89, 106 人で、貸出冊数は 40, 148 冊、貸出者数 22, 706 人である。

「ウィリアム・モリスコレクション」をはじめとしてヴィクトリア朝時代の絵入り芸術雑誌や挿絵本、「ラファエル前派コレクション」「万国博覧会（ロンドン、パリ等）関係資料コレクション」等の貴重書を収集・保存している。これらのコレクションは、定期的に 4 階展示コーナーで展示し、一般にも公開している。また、図書館HP 上では、所蔵品展についての解説も公開している。詳しくは基準 10-1 で述べる。

通常授業期間中の開館時間は、平日 9:20～19:20、土曜 9:20～15:40（第 1・3 土曜のみ 18:20 まで）である。日曜・祝日は休館となっている。また、通信教育部のスクーリング期間中も開館（平日 9:20～17:40、土曜 9:20～15:40）し、通信教育部生も利用している。

各学科の研究室には、学科貸出として図書館資料を別個に保管し、利用できるようになっている。なお、当該資料については、該当学科の学生だけではなく、図書館を通じて他

学科の学生も利用できるようになっている。また、2階閲覧室の中央には、各学科の指定図書や各学科の教員が推薦する図書を配置しているので、学科を越えて利用されている。

さらに閲覧室以外に視聴覚資料閲覧室、視聴室、多目的ルーム（学習室）、共同研究室があり、授業・ゼミ等や図書館の各種ガイダンスでの使用の他、学生グループの自主的な学習・研究活動にも使用している。

<博物館・ギャラリー施設>

博物館

本学博物館は平成14(2002)年に大阪府より博物館相当施設として指定された。大学開学以来、教育・研究のために収集してきた国内外の優れた芸術作品・資料の保存・展示を行っている。19世紀末の初期モデルから20世紀半ばまでの蓄音機コレクション、世界で4セットしかないアンリ・カルティエ=ブレッソン写真コレクション、20世紀のグラフィックデザインの大きな流れの一つであるスイス派の作品など、近・現代の貴重な芸術作品・資料を所蔵している。これらのコレクションを広く社会に公開していくと共に博物館学芸員の資格取得に必要な実習も行っている。

博物館事務室を設置し、学芸員有資格者の職員を配置して所蔵品の保存管理、所蔵品展開催、博物館実習実施、展示施設貸出管理、所蔵品貸出等の業務を行っている。

ギャラリー

総合体育館1階に設置した体育館ギャラリーは博物館事務室管理のもと、学生が自分の作品を展示するためのスペースとして、機能しており、主に造形・メディア系の学生が各自展覧会を自主的に企画・実施している。

<体育関係施設>

総合体育館

平成10（1998）年に竣工。斬新なデザインにより、大阪府建築士会より大阪都市景観建築賞、第46回大阪建築コンクールにおいて大阪府知事賞を受賞している。館内には大小のアリーナ、トレーニングルームなど体育施設のほか、ギャラリー、書店、売店、食堂、喫茶店などが設置されており、学生が気軽に過ごすことができるコミュニティ空間となっている。体育の授業の他、各種の全学的イベント、入学式・卒業証書授与式、附属幼稚園の運動会、クラブ活動（バレー部・バトミントン部・バスケットボール部）等に利用されている。

グラウンド

総合体育館の裏手には、弓道・アーチェリー場・テニスコート3面を併設したグラウンドを整備している。人工芝のグラウンドは陸上競技・野球・サッカーの種目に対応する広さで、体育の授業の他、クラブ・サークル活動に利用されている。また、夜間照明も完備している。（約20,500m²）

平成22(2010)年8月に10号館裏手に第2グラウンド（約39,000m²）を新設している。

総合体育館やグラウンド等の体育設備については、授業、クラブ活動以外にも開放時間を設け、希望する者が自由に使用出来るようにしている。体育施設では体育系クラブに配慮して、グラウンドに人工芝や夜間照明を設置したことにより、クラブ活動が活発化している。

<情報教育施設>

総合体育館1階にインターネットルームを設置し、学生の学習支援を目的に、コンピュータ（Windows 83台・Mac 42台 合計 125台）と大判プリンターを備え、インターネット接続及び制作活動を支援している。授業期間中のインターネットルームの開室時間は、平日 10：00～19：40、土曜日10：00～15：00である。日曜・祝日は、開放していない。また休暇期間中は、平日10：00～17：00、土曜日10：00～15：00に開室し、大規模なコンピュータのメンテナンスもその期間中に行っている。

コンピュータの教育環境は、コンピュータ基礎教育及び授業目的・内容に合わせて9号館5階及び10号館5階にコンピュータ教室（Windows 285台・Mac 124台）を設置し、本学の特徴である芸術教育支援のための制作ソフト（画像系・3D系・音楽系等）を各種備えている。

<実習施設>

芸術劇場

平成17(2005)年10月に竣工。舞台芸術を学ぶ大学の中でも屈指の舞台実習施設で、舞台・客席（569席）・照明・音響設備・楽屋などの劇場設備を完備している。さらに、舞台芸術学科研究室、舞台表現演習室など館内に設置し、舞台芸術学科を中心に授業、実習を行っている。

舞台は、主舞台とそれに続く奥舞台兼組立場の大きなスペースを設け、1階席の床を上下に可動させてオーケストラピットや舞台に転換でき、様々な演劇・演奏・オペラ・ミュージカル等の公演・研究発表が可能である。

撮影所

平成13(2001)年に竣工。延床面積約1,100m²の広さを誇る撮影所は、高さ10mの遮音壁構造で形成された2つのスタジオ棟と屋外作業所で構成されている。スタジオ内には、日本間・洋間の据え付けセットが設けられ、季節や天候の制約に関わらず、計画的にイメージ通りの撮影が可能である。映画撮影の現場で蓄積されてノウハウを反映し、映画制作に最適化された設備の撮影所で映像学科学生たちによる制作が行われている。

映画館

平成21(2009)年10月に完成。7号館1階実習ホールを改装して35mm・16mmフィルム映写機及びDLPプロジェクターによる大画面での映写、ドルビーサラウンド6.1chEXの圧倒的な臨場感あふれる音響再生によって、一般の映画館と同等のクオリティを持つ小劇場を設置する。（屋内面積101m²・客席119席）

学生たちによる映像作品の試写や学内行事に使用している。

音楽関係設備

講義、演奏会などに用いられる多目的ホールとして、3号館ホール・14号館ホールがあり、オーケストラやグループによる授業・実習、演奏会や研究発表に使用されている。またピアノレッスン室が45室あり、個人レッスンに使用されている。学生は申し込みによって自由に練習できる。

また、ポピュラー音楽コース専用のスタジオとして、23号館レッスンスタジオ・アンサンブルスタジオがあり、防音設備・保有機材は録音スタジオレベルの質と量を完備している。専用ミキサー卓やマイク・アンプ・キーボード類が揃い、デモ音源の録音も可能である。

その他

芸術系大学のため、カリキュラムの大部分が実習・実技系科目であり、各学科が特色のある実習スタジオやホール等の実習施設を擁している。実習施設等においては、芸術学部や通信教育部及び大学院の学生が年間を通じて、施設・設備を授業以外でも、作品制作等の場として有効に利用している。芸術劇場や撮影所は同様の施設としては他に類を見ない規模のもので、特色ある施設・設備として、学内外から評価されている。

【施設設備の維持・運営体制】

法人本部内に基本計画検討委員会建築部会を設置し、校地の整備、校舎の増改築等に係る基本計画の企画・立案を行っている。これらは財務部財務課が所掌している。

本学キャンパスの施設管理は庶務部庶務課が所掌しており、教員や各部署と連携して、改修や改善の要望に基づき施設の維持、管理に努めている。また事務局各部署は、当該部署が管理する設備等の改善と充実に努めている。

各施設設備の清掃や管理・警備については庶務部庶務課が所管し、委託業者の協力を得ながら実施している。また、水道・電気・ガス・消防設備・空調設備・照明設備・エレベーター等の点検も実施し、施設設備の良好な状態を維持するように努めている。

身体障害者対応としてスロープ、点字ブロック、音声・点字対応エレベーター、専用駐車場、身体障害者用トイレ等を導入している。

廃液処理、空気環境測定、産業廃棄物などの処理・対策についても関係法令を遵守し、委託業者の協力を得て廃棄・処理を行い良好な環境を保つように努めている。

大学所有の自動車や教職員バス、学生送迎用として業者に委託しているスクールバスについては、法定点検等を実施し安全な状態を保つように努めている。

環境保全のため大学内に芝生を植え、緑化に努めている。

【施設・設備の安全性確保】

基本計画検討委員会建築部会により学内の建物の建築・改修計画が立案され、安全性を確保するように努めている。建物の老朽化への対応として耐震化を図っており、平成22(2010)年度に15・16号館、平成23(2011)年度に8号館、平成24(2012)年度に7号館、平成25(2013)年度には4・5・6号館の耐震補強及びバリアフリー改修工事を行った。

バリアフリー対策として、視覚障がい学生に対する配慮としては、施設面では点字ブロック、音声・点字対応エレベーターを設置し、設備面では音声読み上げソフト導入パソコン、点字プリンター、点字パソコンを導入している。

肢体不自由な学生に対しては、スロープ・専用駐車場の整備・車椅子対応トイレ及び障がい者用エレベーターを設置している。

【設備管理】

契約している設備管理会社がキャンパス内に常駐し、日々施設設備の保守管理に務め安全を確認するとともに、作業日誌を庶務課に提出し、担当者間のコミュニケーションの充実を図っている。また、学内の建物の簡易な補修作業等を併せて行っている。

芸術系の総合大学であるためそれぞれの専門分野に相応しい施設、設備や実習室等に多数の機器を設置しており、それらの安全を確保するため定期的に点検を行っている。

【保安・防犯対策】

学内に常駐する警備業者が日々施設の巡回を行い、庶務課へ保安警備日誌を提出し、日々のキャンパス内の安全確認を行っている。

構内入口には警備員室があり、常時警備員が不審者の侵入を未然に防ぐように努めている。また、構内入口や学生駐車場、教職員駐車場等には交通警備員を配置し、学内への自動車の進入も最小限に留め、自動車等による事故が発生しないように努めている。

キャンパス内の安全性確保のため、学内のエレベーターへの防犯カメラ設置、学舎配置の大型案内板設置による避難場所や避難経路の明示等の対策を行っている。

各施設は庶務課を中心に管理されており、「施設・設備等使用許可願」を提出することで利用できる。授業時間外であってもこの許可願を提出することで、原則午前9時～午後8時まで利用できる。また、許可された書類を警備業者に配付することにより、使用時の巡回・警備・使用後の施錠確認など、適切に対応している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

教養科目を中心とした講義科目については、同一科目を複数クラス開講した上で、各クラスの学科を指定するなどして、履修者を分散させる努力をしている。また、教養科目の英会話やコンピュータを使用する科目、専門関連科目の主開講学科外の学生などは、あらかじめ受講可能者数を設定し、希望者が受講可能者数の上限を超えた場合は抽選で受講可能者を決定している。

各学科の専門教育科目における演習、実習科目については、人数の多い学科では同一科目を複数クラス開講し、教室のキャパシティや設備・備品などの兼ね合いも含め、適正な人数での指導に努めている。

時間割の工夫や複数クラスの開講だけでは学生数の多い学科には対応できないため、学科・科目に特化した専用教室を順次用意している。平成26年度には、舞台芸術学科に音響効果コースの教室を増設し、前年度まで音響効果教室として使用していた教室を演技・ダンスなどの身体表現系の教室として仕様を変更した。また、学生数が減少傾向のある美術学科の実習室を整理し、舞台芸術学科の演技・舞踊などの身体表現系の教室として改築

した。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

校舎の増改築の際に、身体障害者用トイレの設置等バリアフリー対策を進めてきたが、今後も引き続き充実を図っていく。平成26(2014)年度には、健康増進法に規定されている受動喫煙の防止対策として屋外喫煙ブースの設置、総合体育館インターネットルームのラーニングコモンズ化整備、第一食堂の一人でも食事が取りやすいブースなどを設置する改修工事を予定している。

大学内には、食堂・喫茶・軽食等食事が出来るテナントがあるが、昼食時には多数の学生が集中するため、今後席数を増やすなどの対応を計画している。

今日、環境保全に対して大学としての社会的責任は益々高まる傾向にあり、本学も単にハード面だけで環境対策を行う時代から、環境教育を行なうことにより環境問題を理解できる学生を社会に送り出す時代へと変わらなければならない。それと同時に今後も芸術表現を通して、また、総合芸術大学の特色を生かして地球環境に優しい大学を目指す必要がある。

授業を行う適正な学生数を確保するために抽選で受講者数を決めている科目があるが、抽選に漏れる学生が希望通りの履修登録をすることができないという問題がある。また、抽選で受講可能となった学生が、後に必須科目との重複に気づき当選科目的取消を申し出ることがある。抽選に漏れる学生がいる一方で当選を辞退する学生がいるという状況を開けるように改善していきたい。抽選の必要な科目の予備登録システムを構築し、必須科目との重複チェックなどを予備登録の時点で行うような仕組みを作ることが今後の課題である。また、予備登録の必要な科目が定員割れした場合、追加募集を行っているが、職員による手作業であるため今後は追加募集についてもシステム構築を目指し適正な学生数での授業を目指したい。

身体表現系のコースにおいて学生数の増加傾向が見られ、一クラスの受講者数が飽和気味である。複数クラスの開講を試みているが、学生数に対し専用教室が不足しているため、専用教室の増設を検討したい。平成27年度には、放送学科の専用教室として講義教室をヴォイススタジオやレッスン室に改築予定である。

また、平成27年度入学生より、卒業所要要件科目における履修単位数の上限を設ける条項を履修規程に加える。履修単位数の上限を設けることによって、各科目の履修者数が現在よりも減少することが予想され、これにより、クラス数や開講科目の整備を行えば、より適正な学生数での授業運営が期待できると考える。

[基準2の自己評価]

建学の精神、教育目的等をふまえた入学者選抜方針（アドミッションポリシー）を学部、大学院それぞれに定め、さらに学科ごとに設定し、ホームページで公開し運用している。入学者選抜についてはAO、推薦、スポーツ推薦、一般、センター試験利用入試と多様化・多元化を進めており、多彩な能力、資質を持った学生を受け入れている。在籍学生数は入学定員を満たしており、適正である。

教育目的、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）についても、建学の精神をふまえ設定し、大学案内、学生便覧及び本学ホームページにおいて公表している。教育目的や

カリキュラムポリシーの達成に向けて、様々な施策を実施し、特色としている。

教授会、大学院委員会、通信教育部運営委員会等の審議機関や各種委員会には事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について、教員と連携を取りながら進めている。また、大学院ティーチングアシスタント（TA）制度を導入し、大学院嘱託助手、非常勤副手等とともに実習等の授業の円滑な運営に寄与している。

学位授与方針（ディプロマポリシー）を芸術学部及び大学院ごとに定め、学生便覧・大学案内・ホームページで公開している。単位の認定については学則及び履修規程により定めている。進級要件は各学科・コースで設定されている。

就職部では「就職・キャリア支援プログラム」を作成し、ホームページに掲載し周知している。また1年次から4年次にかけ就職・進路ガイダンスを実施している。進学希望者には、就職希望者と同じように進学に際しての指導・助言を行っている。さらに就職試験対策講座、適性診断、就職試験模擬テスト、業界研究セミナー、学内合同企業説明会、キャリアガイダンス、インターンシップの実施、エクステンションセンターによる資格取得支援などに取り組んでいる。

授業科目ごとに授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を点検・評価するための方法の一つとしている。結果は授業担当教員へ科目ごとに周知し、また学科ごとに集計し、FD委員会を通して各学科へフィードバックしている。

学生支援、厚生補導の組織として「学生生活委員会」、「人権教育推進委員会」、「奨学生審査委員会」を設置し、事務担当部署として学生課を設けている。本学独自の奨学制度など経済支援が充実している。健康相談は保健室、心的相談はキャンパスライフサポート室、生活相談等は学生課で受け付け、相談内容の多様化に伴い3部署が常時連携をとりながら対応する体制も整っている。学生自治会からの要望書提出により改善に取り組むなど、学生の意見を吸い上げるシステムも機能している。

大学設置基準に定める必要教員数を充たしており、また教職課程を置く学科については教職課程認定基準を充たしている。実習・実技指導に必要とされる充分な教員を確保し、伴奏要員、技術職員など、教員とともに授業を支える職を置いている。教員の採用・昇任は規程に基づき行っている。ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、授業アンケート、授業参観、教員発表会を実施している。また毎年度、研究業績について報告を求めている。人権研修は、毎年、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、最新の人権にまつわる情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼として実施している。教養教育の実施組織として教養課程を設けている。

校地・校舎とも大学設置基準を大きく上回る面積を有し、芸術情報センター、総合体育館をはじめ、各校舎及び校舎群は数々の賞を受賞しており、社会的評価も高い。また芸術劇場、撮影所、映画館など実習施設も充実している。受講者数の適正化に努め、バリアフリー工事や耐震工事を計画的に実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

«3-1 の視点»

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

大阪芸術大学（以下「本学」）の設置者である学校法人塚本学院（以下「本学院」）は、「学校法人塚本学院寄附行為」第4条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を行う。」と定めている。同第3条において、「本学院の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。」とし、必要とされる規程を整備して、それに基づいて誠実に業務を行っている。

組織倫理に関しては、「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」を設けている他、本学院の全教職員に対して、「大阪芸術大学教育職員就業規則」「事務職員就業規則」「個人情報の保護に関する規程」を定めている。教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理基準」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」及び平成19（2007）年の文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、平成19(2007)年12月に「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定している。これらの規程に基づき経営の規律と誠実性を維持しているといえる。

3-1-② 使命・目的の実現へ継続的努力

本学は、開学当初からの「自由の精神の徹底」「創造性の奨励」「総合のための文化と境界領域の開拓」「国際的視野にたっての展開」「実用的合理主義」という5項目の建学の精神・教育理念を柱とし、大学を形成する中核として機能してきた。また本学の目的は、芸術学部、通信教育部及び大学院の教育課程ごとに定められ、それぞれの学則の第1条に定められている。

大阪芸術大学学則

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教

授研究とともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学通信教育部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は教育基本法及び学校教育法に基づき芸術学の殿堂として専門の学芸を教授研究とともに、広い知識を授け、高潔かつ平和的な国家及び社会の教養高き形成者を育成することを目的とする。

大阪芸術大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏付けられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

この目的は、本学の教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、学則に定めている。本学は、建学の精神及び大学の使命・目的を上記のように定めて学内外に明示している。しかし、高等教育をめぐる政策や大学の役割の変化、社会変化や技術進歩による芸術領域の変容が進み、本学を取り巻く環境が開学当初とは相当異なってきている。建学の精神及び大学の使命・目的の運用には語句そのものを当てはめるのではなく、時代的や社会的な状況に照らして整理し実践することとし、実際の教育活動へ反映するよう努めており、大学の使命・目的の実現へ継続的に努力を行っているといえる。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

本学院は、「学校法人塚本学院寄附行為」を定め、教育基本法及び学校教育法に従い教育事業を行うことを掲げている。学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の制定や改正に対して、関係する規程を整備し適切に対応している。平成 20(2008)年に「学校法人塚本学院研究倫理基準」、平成 21(2009)年に「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」の制定、また平成 19 (2007) 年の文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、平成 19(2007)年 12 月に「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」の制定を行い、関係法令を遵守し適切に対応しているといえる。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

(i) 環境保全への配慮

本学が所在している大阪府南河内郡河南町は大阪府南部の郊外に位置し、田や畠、林な

どの緑がたくさん残る地域である。キャンパスはこのような緑に囲まれており、恵まれた自然環境の中に存在している。緑豊かな丘陵に広がるキャンパスは、約 40 万平方メートルほどの広さを誇り、学生にのびのびとした環境を与えている。創作意欲をかきたて、作品と向き合う時間や空間を生み出すキャンパスは、まさに芸術の森のようである。アートのあらゆる可能性を追究し、夢を実現できる環境を生かした空間作りを環境保全に配慮しながら行っている。

(ii) 人権への配慮

人権に関する取組みは、法人本部内に人権推進委員会及び人権推進室、大学に人権教育推進委員会を設置し、教職員に対する人権問題の取組み、諸事業の企画立案及び実施、計画、教職員の啓発を目的とした講演会及び研修会の開催等を行っている。

<人権推進室の取組み>

・教職員人権研修

毎年度、人権推進委員会で決定したテーマに基づいて、教員は学科ごとに、職員は役職ごとにテーマを決めたディスカッション形式で研修を実施している。平成 25 (2013) 年度のテーマは「日常生活と人権」であった。

・リーフレットの作成

セクシャルハラスメント防止のリーフレット全教員対象に配付し啓発に努めている。

<人権推進委員会の取組み>

・学内人権週間

毎年 12 月初旬に実施する学生に向けた人権教育で、各種講演会、ビデオ上映、パネル展示により構成している。テーマは、同和問題、障がい者問題、各種ハラスメントに加え、悪徳商法、薬物乱用、性感染症等若者が陥りやすいトラブルについても、人権問題として捉え、取り上げている。平成 25 (2013) 年度は、「日常生活と人権」をテーマに 6 日間に亘り、講演・ビデオ上映及びポスター・標語の募集等の企画を実施した。

・広報誌「芸坂」

人権教育推進委員会が発行している。本学の人権問題への取組みを年度単位でまとめ、学生・教職員に配付している。

(iii) 安全への配慮

<防災への取組み>

本学では消防法に基づき、「大阪芸術大学防災管理規程」を設けて、物的・人的被害を軽減するための防火管理、震災対策について定めている。防火管理においては庶務部長を防火管理者とし、建物ごとに防火担当責任者を、部屋ごとに火元責任者を任命して、予防、消火、通報、避難についての組織的な対応を図っている。消火の際には事務局長を隊長とした自衛消防隊が消防にあたる。年 1 回、自衛消防隊を対象とした消防訓練を地元消防署の指導の下実施している。従来は事務職員の参加のみであったが、平成 21 年 (2009) 年は実際に建物を使用する教員、学生及び警備員を加え、救命についての講習を実施した。また、震災対策では理事長を対策本部長とした震災対策隊を組織しており、地元の河南町から震災時の災害時避難所及び一次避難所として指定されている。

<健康安全への取組み>

平成 21（2009）年度より、学内に保健管理センター保健管理室を設置し、専任の校医・看護士が常駐して、教職員・学生の健康管理にあたっている。インフルエンザ、麻疹、風疹、結核などが発生した場合は、学校保健法を遵守した対応を行うとともに所轄の保健所の指導を受け学内での感染予防、及び感染者発生後の対応を行っている。平成 19（2007）年度は学内から麻疹の疑いのある患者が発生し、感染防止のため 10 日間の休講処置を実施した。また、平成 21（2009）年度には新型インフルエンザの感染防止のため、5 月に 1 週間の休講処置を実施した。その後の感染についても、保健管理センターにて情報の集約及び対応の一元化を図り、教育研究活動への支障を最小限に抑えるよう対応を進めている。その他の取組みとしては、HIV 感染防止のための啓発パネル展示、保健所からの相談員を招いた「性感染（STD）などへの不安や悩み相談」、「若者を取り巻く性感染症の正しい知識」や「薬物乱用の恐怖とその現状」と題した講演会を実施して学生への啓発活動に取組んでいる。また、学園祭での模擬店等の飲食物販売に際しては、保健所の指導のもと検便による検査を実施し、学園祭用の仮設水道には消毒液を設置している。

<学生保護への取組み>

正課中や課外活動中の事故に対する傷害保険、教育実習やインターンシップに対する対人・対物賠償保険に大学として加入している。盗難に対しては、施錠のできる貴重品ロッカーを保安室前に設置するとともに、盗難注意を呼びかける掲示により注意を促している。若者が陥りやすい各種の悪徳商法に対しては、冊子を作成して配布するとともに、消費者センターから講師を招いて講演会を実施し、クーリングオフの適応・不適応やその方法、近隣の主な消費者センターの連絡先を紹介している。また、学生による薬物の乱用や販売に対しても、冊子を作成して配布し、近畿厚生局麻薬取締部の麻薬取締官 OB を講師に招いて講演会を実施している。

<危機管理への取組み>

本学は、平成 21 年（2009）12 月に「学校法人塙本学院危機管理ガイドライン」を設けた。従来、起こりうる事象に対して、個別に所管部署が対応する状況であったが、これを組織的に対応するようにして、影響を最小限に抑制することを目指している。また、危機管理を安全衛生上の諸問題、情報の管理・漏えい対策、風評被害を含めた広く包括的な概念として捉えている。危機管理委員会の選任やマニュアルの整備、訓練・研修の実施などの取組みをすすめていく。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

平成 23（2011）年 4 月に施行された、学校教育法施行規則の一部改正により、「教育研究活動等の状況についての情報公開は、大学のホームページ上や学校案内等に掲載している。

私立学校法の一部改正を受け、事業報告書・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録・監査報告書等を法人本部総務部総務課において閲覧できる体制にしている。また、平成 20（2008）年度決算分よりホームページ上においても掲載しており、上記書類の過去 4 年間分が閲覧可能である。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び経営管理については、大学の設置、運営に関する法令を遵守し、規程を整備し適切に運営しているが、法令の改正等や社会状況の変化に照らし合わせ、諸規程を継続的に点検、見直しを図り対応することが必要である。

環境保全、人権、安全への配慮については、個々に規程を定めそれぞれ様々な取組み等を行うなどして対応ができているが、平成 21 年（2009）年に「学校法人塙本学院危機管理ガイドライン」を定めていることを踏まえ、組織的な対応、防災や健康管理以外の諸問題も含めた広範な意味での危機管理への具体的な対応は今後の課題である。

教育情報・財務情報の公表については、引き続き、ホームページ等を通じて積極的に情報の公開を行っていくとともに、情報の内容を整理し、さらに充実したものとなるよう努めていく。

3-2 理事会の機能

«3-2 の視点»

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院は、私立学校として責任ある学校経営を行っていくため、理事会を要とする管理運営体制を確立している。決定すべき事項は、発議→常務会→理事会、評議員会という流れで審議・決定を行っており、意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているといえる。理事会、評議員会については「学校法人寄附行為」第 17 条、第 22 条において、常務会については「常務会内規」において次のとおり定められている。

「学校法人寄附行為」

（理事会）

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（評議員会）

第 22 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は 13 人及至 17 人の評議員をもって組織する。評議員総数は理事総数の 2 倍を超えるものとする。

「常務会内規（抜粋）」

第 1 条 学院の経営及び業務の運営に関する事項を協議するため、常務会を置く。

第 6 条 常務会の協議事項は次のとおりとする。

- 1 理事会に付議する事項
- 2 理事会から付託された事項
- 3 緊急に処理することを要する学院の業務に関する事項
- 4 その他常務会において必要と認めた事項

理事長は、理事会において議長となり、重要事項をはじめ、さまざまな案件について審議し、業務の執行に当たっている。理事会は、本学院の最高意思決定機関であり、その役員の定員は、「学校法人塙本学院寄附行為」第6条において、理事の定員は6人乃至8人、監事の定員は2人と定めている。また、理事及び監事の選任については、「学校法人塙本学院寄附行為」第8条及び第10条において次のとおり定められている。

(理事の選任)

第8条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塙本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
 - (2) 評議員の内から評議員互選によって定められた者1人
 - (3) 前各号に規定する理事以外の理事は理事会において選任する。
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学院長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。
 - 3 理事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員（学院長、学長、校長、園長及び教員を含む。以下同じ。）でない者が1名以上含まれるようにしなければならない。
 - 4 理事が再任される場合において、当該理事が最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
 - 5 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事には、この法人の理事又は職員並びに評議員が含まれることになってはならない。
- 3 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 4 監事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者が1名以上含まれるようにならなければならない。
- 5 監事が再任される場合において、当該監事が最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者とみなす。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(以下省略)

平成 25（2013）年度は、理事会を 7 回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告や、本学院、本学における重要規程の改廃、学則変更等に関する審議・決定を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会においては寄附行為に基づいて適切に開催され、理事の出席状況も良好である。理事会の下に設置している常務会は、理事長、副理事長、専務理事、学長で構成されるが、他に各校事務局長、法人本部部長、教務事務部長、入試事務部長などがオブザーバーとして参加し、相互の連携及び意思の疎通を図っている。相互のチェック体制が有効に機能しているので、今後も継続し維持向上していきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

«3-3 の視点»

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の最高審議機関は、芸術学部においては「教授会」、大学院においては「大学院委員会」「研究科委員会」、通信教育部においては「通信教育部運営委員会」であり、それぞれその下に「各種委員会」が体系的に構成されている。

教授会においては、「大阪芸術大学学則」第 60 条第 4 項に基づき、教授会の運営に関する規程「大阪芸術大学教授会運営規程」を定めている。その他の委員会においても「各種委員会規程」を定めており、さまざまな事項が審議されている。重要な事項については法人の最高意思決定機関である「理事会」でさらに審議・承認を得ることになっている。

教授会は「大阪芸術大学教授会運営規程」により運営されており、学長、学部長及び専任の教授、准教授並びに専任の講師から組織されている。教授会では、次に掲げる（学則第 60 条第 2 項）事項に関して審議している。

- ・ 研究及び教授に関する事項
- ・ 学生の補導に関する事項
- ・ 教育課程に関する事項
- ・ 学生の入学、編入学、転学、転学科、留学、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍及び賞罰に関する事項
- ・ 学生の試験及び卒業に関する事項
- ・ 研究生、委託生及び科目等履修生に関する事項

教授会には定例会及び臨時会があり、定例会は原則として毎月 1 回開催され、必要に応

じ臨時会が開催される。

特定の事項について専門的に審議する機関として、各種「委員会規程」にもとづき、各種の「委員会」が設置されている。例えば、教育に係る事項を中心に審議する委員会は「教務委員会」であり、学長、各学科長及び教養課程主任教授、並びに図書館長、事務局長、教務部長、国際部長及び教務課長から構成され、教育課程及び免許・資格課程、履修、教学・教務全般に関する事項を審議している。その他、「入試委員会」「学生生活委員会」「人権教育推進委員会」「図書館運営委員会」「博物館運営委員会」「大阪芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」「大阪芸術大学奨学生審査委員会」「就職委員会」「資格審査委員会」「大阪芸術大学省エネルギー推進委員会」「教職課程運営委員会」等がありそれぞれに規程を設けている。これらの委員会には、各学科及び教養課程から選出された教員及び担当職員が委員として出席しており、それぞれの学科研究室や事務局に寄せられる学生・教職員の意見を審議に反映させられるしくみとなっている。

大学院には、「大学院委員会」「研究科委員会」が設置されている。大学院委員会は、学長、研究科長、研究科から選出された教授及び委員長が必要と認めた者から組織され、大学院の組織及び運営、大学院教員の資格審査に関する事項を審議している。研究科委員会は教育課程、修士・博士論文及び作品、学籍、試験等の事項を審議している。

通信教育部には、「通信教育部運営委員会」が設置されている。学長、通信教育部長・副部長及び主幹、通信教育部を担当する各学科及び教養課程から専任される委員各2人、通信教育部事務室から通信教育部長が選任した者によって組織され、通信教育部に関する研究及び教育、学生の補導、教育課程等の事項を審議している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、教学部門の代表者の立場であるのと同時に、法人の理事長でもあることから、教学部門と管理部門双方の意思決定に関与している。すなわち、本学院の最高意思決定機関としての理事会、評議員会及び常務会に、教学部門の代表者である学長がメンバーとして出席することになり、審議内容並びに意思決定は、教学部門と管理部門相互の意向が反映され、現実に沿ったものとなっている。

また、本学では学長のリーダーシップは、規程にもとづいて次のとおり発揮されている。

- 1 教授会は、学長が招集し議長となる。
- 2 委員会の委員は学長が委嘱する。

本学の教育活動上の事項は、各学科・課程、各委員会において発議され、当該組織の合意の下に、学長が主宰する教授会で審議したのちに実行に移される。教授会については前述のとおり、「大阪芸術大学教授会運営規程」に則り、学長が議長となり、専任の教授、准教授及び専任の講師からなる組織で、学則第60条第2項に掲げる事項に関して審議している。各種委員会についても、学長が多くの委員会で委員長を務め、意見の集約や決議を行っている。以上のように、大学内のみならず学院全体においても学長のリーダーシップが発揮できる体制が確立されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と業務執行は現行の体制で適切に行われており、本学院の運営体制も整

えられている。今後は、現状の体制を維持しながら、学長のリーダーシップがより発揮できるよう、意思決定機関が良好に機能するよう透明性のある管理運営体制の整備を進めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

『3-4 の視点』

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

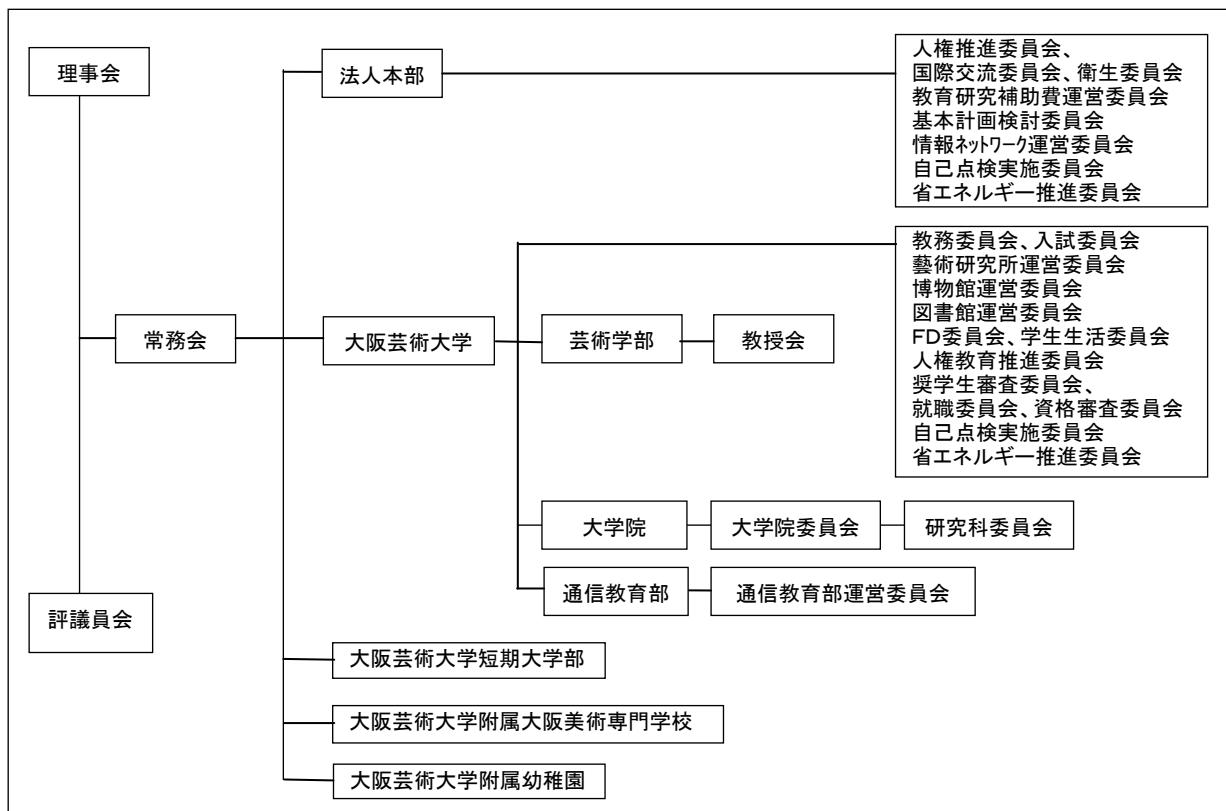
基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学院の管理運営機関の組織図は、図 3-4-1 のとおりである。

図 3-4-1 管理運営機関の組織図



図で示すとおり、学内最高意思決定機関である理事会、評議員会が円滑に行われるために、常務会を設置している。常務会は、理事長、副理事長、専務理事、学長で構成されるが、他に各校事務局長、総務部長、財務部長、経理部長、教務部事務部長、入試部事務部長などがオブザーバーとして参加し、相互の連携及び意思の疎通を図っている。

教学部門の意思決定には、教授会、大学院委員会、研究科委員会、及び通信教育部運営委員会が審議機関として関与し、専門的な事項を扱う審議機関として各種委員会が設置されている。主要な委員会には各学科長・教養課程主任教授及び事務局関連部署の職員が委員となり、各学科と事務局との間で、意思の疎通がスムーズに行われている。各種委員会の主要な案件は教授会に報告し承認を得ており、また、重要な事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学院は「学校法人塚本学院寄附行為」第6条により2人の監事を置き、第10条により監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任するとされており、適切な選任が行われている。職務においては、同第10条の6に明確に定めており、本学院の業務の監査及び財産の状況を監査することとし、これに基づき適切に職務にあたっている。監事は、法人の業務及び財産状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、学院全体の業務状況や財務状況を把握している。

評議員は、「学校法人塚本学院寄附行為」第22条により設置されている。評議員は13人乃至17人の評議員をもって組織し、評議員の総数は理事総数の2倍を超えるものとしている。評議員の内訳は、同23条に次のとおり定められている。

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
- (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者2人乃至4人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上のもののうちから理事会において選任された者2人乃至3人
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者6人乃至10人

評議員の任期は4年（上記の第23条第1号に規定する者は除く。）とし、評議員会は理事長をもって議長として行われる。諮問事項は「学校法人塚本学院寄附行為」第26条に定められており、その内容は以下のとおりである。

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画

- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学院の理事長は、理事長と本学の学長を兼ねていることから、管理部門と教学部門双方の意思決定に関わっている。理事長は、最高意思決定機関である理事会、評議員会、常務会等に出席して、本学院全体を包括的に把握し、本学院の経営において適切なリーダーシップを発揮している。教学部門では、教授会等は学長が議長となり審議を行い、また各種委員会においても集約を行うなど、学長はリーダーシップを発揮している。

常務会には事務局長が出席しており、理事会決定事項の報告を教授会の席で行うなど、学院の方針の浸透を図っている。また、「大阪芸術大学教授会運営規程」第6条に「教授会の議長は、学長がこれに充たる」と定めていることにより、学長は理事会の意向、教授会の意向を汲みとり、調整できる立場にあり、管理部門と教学部門がバランスのとれた良好な関係を保っている。

(4) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学のコミュニケーション、ガバナンスの機能性、そしてリーダーシップとボトムアップの体制は、円滑に行われている。管理部門と教学部門は諸規程によって整備され適切に連携しつつ運営されているが、今後、各部門のさらなる企画運営力の向上のため、委員会活動の充実に努めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

«3-5 の視点»

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

学校法人塙本学院組織機構・事務分掌規程に基づき、機構、職制及び事務分掌を定めて

いる。組織機構は、図 3-5-1 学校法人塚本学院組織機構図のとおりである。

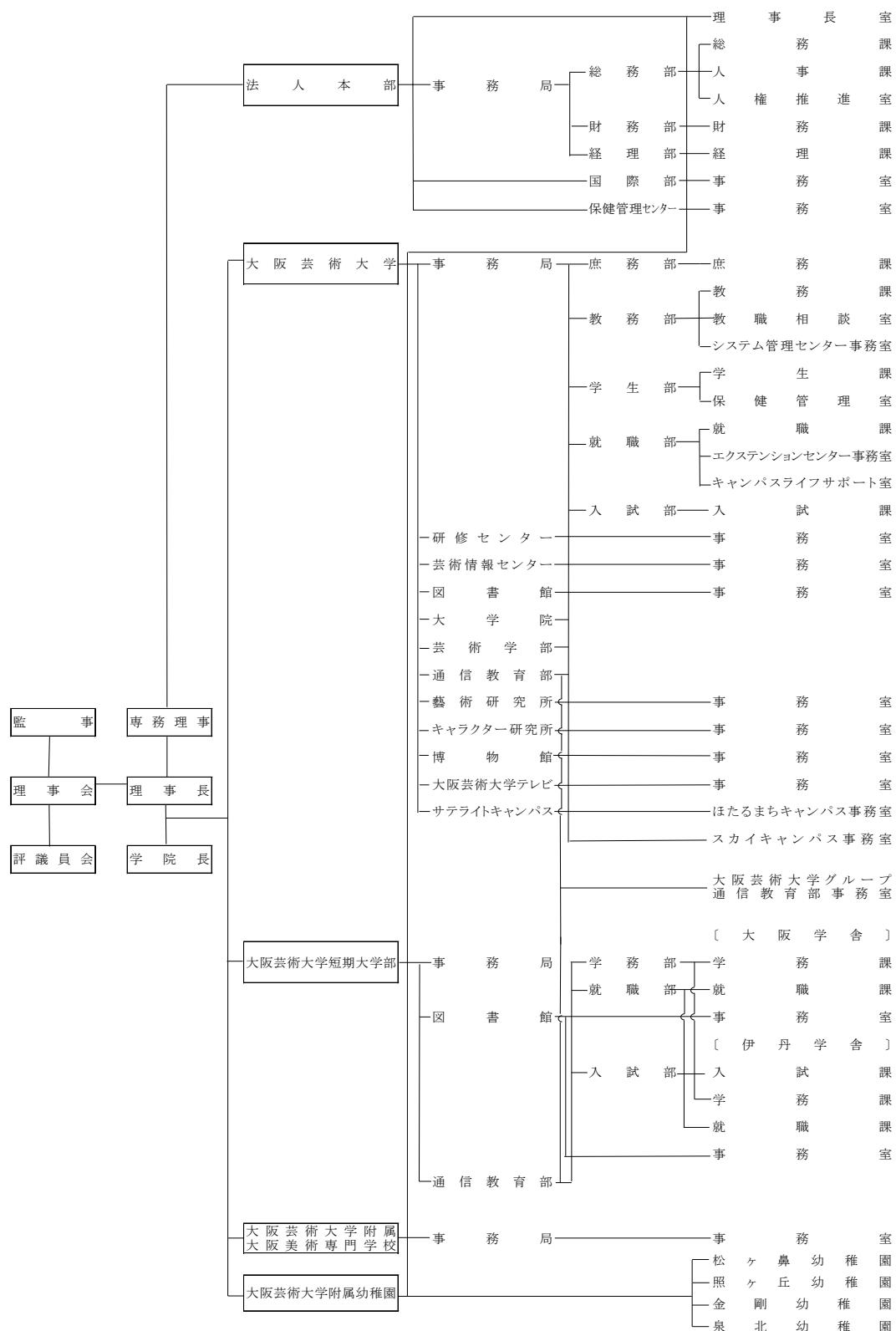
本学の組織は、事務局長の下に事務局部、課、室を置き、基本的な業務を行うほか、通信教育部に事務室を置いて課程ごとの事務を行っている。また、附属施設、研修センター、サテライトキャンパスを置いている。

庶務部は庶務、施設管理を担当する庶務課が置かれ、教務部は教務全般を担当する教務課、教職担当の教職相談室、学内ネットワークその他情報関連設備の維持管理を担当するシステム管理センターが置かれている。学生部には、学生生活支援、厚生指導を担当する学生課、保健相談・管理を担当する保健管理室、キャンパスライフサポート室が置かれ、就職部には学生の就職・進路支援を担当する就職課、エクステンションセンター事務室が、入試部には学生募集、入試運営、広報を担当する入試課が置かれている。

通信教育部には通信教育部事務室が置かれ、課程の教務事務を担当している。また、附属の施設として図書館、博物館が置かれ、それぞれの事務室に司書、学芸員資格を所持した専任職員を配置しており、専門的な業務に対応している。さらに、芸術分野の研究・調査支援を行う藝術研究所、本学グループ内の行事・イベントの取材や学内外への発信を行う大阪芸術大学テレビ、国際交流を担当する国際部（法人本部）が置かれ、それぞれに専任職員が配置され、本学の特色ある教育研究を支援している。なお、本キャンパス外ではサテライトキャンパスとして大阪市阿倍野区のスカイキャンパス、大阪市福島区のほたるまちキャンパス、長野県上田市の菅平高原研修センターにそれぞれ専任職員が配置している。

図 3-5-1 学校法人塙本学院組織機構図

図 3-5-1
学校法人塙本学院組織機構図



3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学の使命・目的を達成するために大学事務局、法人本部に適切な職員が配置されている。大学内での情報伝達、共有の場として、各部署が集まる連絡会が定期的に開催され、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。

本学では教育課程ごとに教務担当部署が置かれ、きめ細かい教育支援を行っている。大学院・芸術学部は教務部教務課、通信教育部は通信教育部事務室がこれにあたり、カリキュラムの企画・編成、授業・試験管理、履修指導、資格課程運営、卒業、教授会の運営、教員の勤務管理等、教務及び教員に係る広い範囲の業務を行っている。また、芸術学部の各学科に非常勤副手、大学院には嘱託助手が置かれ、各学科及び研究科における教務補助業務、学科事務補助業務を行っている。

附属施設の図書館は教員及び学生からの要望に対応する図書・雑誌の閲覧・レファレンスの充実に努めており、博物館は本学コレクションを主体とした展示により、授業との連携、学芸員実習の場として、教育支援の一環を担っている。

教授会、大学院委員会、通信教育部運営委員会や各種委員会等の審議機関には事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について教員、委員と連携を取りながら進めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

学内研修は新規採用職員に対して、採用時に学院の概要、諸規程・制度、就業規則・服務、諸手続についての説明や教職員ハンドブックを配付し初任者研修を行っている。夏には全職員を対象にした総合の研修を行っている。研修内容としては、理事長や副理事長、専務理事等から学院の基本方針や指示等の話や外部からの特別講師を招いて講演を頂いたりすることもあり、今後の方針や日々の業務の見直し等、業務自体を見直す良い機会となっている。

また、本学院では毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標等を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、あわせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」も提出させている。これは、各課・室で共通の目標を持ち取組むことで一体感を形成し、業務の効率化や向上を目指すものである。この取組みは、平成15年度より行っており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

人権研修も活発に実施されており、毎年度、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、専任教職員、アルバイト、非常勤副手等を対象に研修を実施している。10人～20人程度のグループ研修で、人権にまつわる情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を身につけることを主眼として行っている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的を達成するための事務組織を整備しており、職員の確保及び配置・任用は万全である。また、規定に基づいた業務執行体制も整備されている。部署間の連携や情報伝達は円滑に行われており、運営は適切に機能しているといえる。今後も業務の執行をより機能的にするための運営体制の構築を目指す。

3-6 財務基盤と収支

«3-6 の視点»

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学院創立 70 周年に向け、第 2 号基本金に 50 億円の基金を設け、短大部の学舎建替えについて、10 億円を積み立てた。今年度より研究活動の支援、国際交流の推進に対応する第 3 号基本金総額 50 億円を設置し、活動資金を担保できる体制を取っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

新入生の定員確保することにより、学生生徒納付金収入を維持している。

建物耐震化については補助金獲得により、支出額抑制に努めた。資産運用についても元本確保の債券を中心に利息獲得を行い、受取利息の増額により収入財政安定に寄与している。支出については、購入品の内容を精査することにより、不必要的購入が減り、収支の改善につながっている。

繰越支払資金も充実し、安定的な財政基盤を確立させている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

新入生の定員確保を中心に、学生生徒納付金収入の維持を今後とも努めていく。

人件費の割合が高いが、定年退職者により額・比率とも減少していく。教員補充については、契約教員を中心に雇用し人件費削減をすすめていく。

建物の耐震化については、計画通り耐震化を行うが、補助金の獲得により支出額の削減を目指す。

資産の運用においても、経済状況を勘案しながらも、元本の保全を優先し、有利な利息確保に努めしていく。

3-7 会計

«3-7 の視点»

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、私立大学振興助成法第14条第3項の規程に基づき、監査法人による会計監査が年間延べ71日間行われている。毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受け取っている。

また、監事は理事会・評議員会に出席し、業務を監査し必要に応じて公認会計士と意見交換を行い、決算理事会においては監査内容を報告している。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

監事の業務監査について、各部署の管理職員より意見聴取を行い、部署ごとについても現状の把握に努めていく。また、監事研修会等に参加し、改正や変更点等の把握し監査を充実させていく。

[基準3の自己評価]

本学院は、大学の設置・運営に関する法令を遵守し、「学校法人塙本学院寄附行為」をはじめとする諸規程を整備し誠実で透明性のある経営管理を行っている。理事会の機能については、理事会を要とする管理運営体制を確立しており、寄附行為に基づいて適切に理事会を開催している。理事会の下に設置している「常務会」は、理事長、専務理事、学長で構成されるが、他に各校事務局長、法人本部部長、教務事務部長、入試事務部長などがオブザーバーとして参加している。また、理事長が学長を兼ねていることから、大学の意思決定にも深く関わりを持ち、学院全体を包括的に把握しており、管理部門と教務部門の連携及びチェック体制が有効に機能しているといえる。学長は本学院の管理運営においてリーダーシップを発揮するとともに、また教学部門においては、各組織からのボトムアップをはかりバランスのとれたリーダーシップを発揮している。

財政面に関して、借入金は無く、支払資金も充実しており安定している。学生生徒納付金収入の減額を賄うための資産運用も景気の回復により、順調に推移している。

会計処理についても、監事と公認会計士の連携をはじめ、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っており適正に処理を行えている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

«4-1 の視点»

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では平成 4(1992)年 11 月 18 日に『塙本学院自己点検・評価規程』、『大阪芸術大学自己点検実施規程』を制定し、平成 5(1993)年 4 月 1 日に『大阪芸術大学学則』第 2 条、『大阪芸術大学大学院学則』第 2 条、『大阪芸術大学通信教育部規程』第 2 条にそれぞれ『自己点検・評価』の条項を定めて以来、自己点検・評価を組織的に実施する体制作りに取り組んできた。法人には『自己点検運営委員会』を置き、『常務会』をこれに充てている。また、大学には『自己点検実施委員会』を置き、学長を委員長とし、副学長、本学全学科の学科長、教養課程主任教授、通信教育部長および大学院研究科長、事務局から事務局長、学生部長、教務部事務部長、法人本部から専務理事、総務部長を委員に委嘱している。個々の取り組みについては、その内容に応じて常務会や各種委員会において自己点検・評価活動が行われてきた。自己点検実施委員会には下部組織としてワーキンググループ（作業部会）が設けられ、自己評価の報告書を作成する。その内容は自己点検実施委員会において審議され、常務会及び理事会で承認を受け公表される。

さらに、自己点検・評価活動の組織的な取り組みとして、平成 13 (2001) 年度より毎年度、学科長等連絡会を開催している。理事長をはじめとする学校法人塙本学院の理事、大阪芸術大学学長、大阪芸術大学短期大学部学長、大阪芸術大学附属大阪美術専門学校校長、大阪芸術大学附属幼稚園園長、大阪芸術大学大学院の研究科長、大学・短期大学部の各学科長・主任教授、各大学通信教育部長、各大学図書館長、大阪芸術大学博物館長、大阪芸術大学藝術研究所長、各校事務局長等が一堂に会する法人あげての会議となっている。理事長を皮切りに各学科長等から「前年度の反省と、新年度への展望」をテーマに発表をし、各組織の抱える課題と目標を共有する取り組みである。

また、専任教員全員に対し、毎年度初めに前年度の研究業績について報告を求めている。総合芸術大学としての特性から、さまざまな専門領域にわたる研究活動を広く報告できるよう、A(著書・論文等)、B(その他の文筆や口頭による発表)、C(実技発表) の 3 つに分類して提出を求めている。前年度の自己の教育研究活動内容を文書化することにより、各教員が教育研究上の目標を定める契機となることを期している。学長宛で教務課に提出、人事課で保管され、昇任・昇格の際の参考資料としている。

事務職員に対しては、毎年度、課・室ごとに当該年度の数値目標を設定する「目標設定届」と、前年度の目標に対する達成度を報告する「目標達成報告書」を提出させている。課・室単位で共通の目標を持ち、取り組むことで一体感を醸成し、業務の見直しや効率化

を目指すものである。平成 15（2003）年度から続いている、自己点検・評価活動の一環として定着している。提出された「目標設定届」「目標達成報告書」は全部署に配付し、目標や目標の達成度を共有しあっている。

このように、組織単位、教員では個人単位、職員では課・室単位で自己点検・評価に係る報告を求め、自発的に改善につなげていく活動が定着している。また、学生による授業アンケートの実施は全学的に行われており、その結果は各学科に示され教育内容の向上につながっている。

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価への取り組みは、その内容に応じて、常務会、学科長会議、各種委員会においてなされてきた。「大阪芸術大学自己点検実施規程」により自己点検実施委員会が設けられてはいるが、自己点検評価報告書の作成をはじめとする自己点検・評価の全学的な取り組みにおいて、当委員会がその中心的存在として機能を十分に発揮してきたかという点に関しては少なからず疑問が付されるところである。先の日本高等教育評価機構における認証評価受審の際の「自己点検・評価を恒常的に行う体制の確立と、点検評価結果の教育研究・大学運営の改善・向上につなげるシステムの構築」についての指摘を踏まえ、自己点検実施委員会が字義通り本学における自己点検・評価の中核を担う組織として機能するよう今後も引き続き検討を行っていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

（1）4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

（2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は平成 22（2010）年度の大学機関別認証評価の受審を契機に、自己点検・評価における各種規程、関連資料、データ等に基づく客観性のある自己点検・評価の重要性についてあらためて認識し、諸規程の整備に取り組むとともに自己点検実施委員会の事務所管部署である庶務部をはじめ図書館事務室等において、本学の各種刊行物等の収集、整理を行っている。

自己点検・評価に伴う評価報告書の作成にあたっては、学内各機関及び事務局各部署へ関係資料及びデータの提供を求め、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取り組んでおり、自己点検実施委員会で作成した評価報告書は理事会に報告された後、本学のホームページ上で学内外に公表している。

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価についてまとめられた評価報告書は、本学のホームページを通じて学内

外に公表されることにより、社会への情報公開といった点に関しては、その責任を果たしていると考えられる。

今後も自己点検・評価の裏付けとなる規程や、各種発行物等の資料、教授会や各委員会の議事録等について、事務所管部署において継続的に記録・収集し、誠実な自己点検・評価のためのエビデンスの整備を行っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

«4-3 の視点»

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検実施委員会において取りまとめた自己評価報告書は、理事会に提出され、改善を要する事項や、検討すべき事項については、内容に応じ各委員会や事務局各担当部署の課題として検討が指示され、その検討結果の報告が求められる。

事務組織の課・室ごとに毎年度提出を求める「目標設定届」(Plan<計画・目標設定>、Do<実行>) とその達成度を報告する「目標達成報告書」(Check<点検・評価>、Action<報告・改善>)の作成は、PDCA サイクルの確認を通して業務の見直しや質の向上につながる機会として効果的に機能している。

また、専任教員に対しても研究業績の報告を毎年度求めており、報告書の作成を通じて自発的な PDCA サイクルの確立が期待されている。

グループ全体での自己点検・評価の活用のための PDCA サイクルの仕組みとしては、学科長等連絡会議が設けられている。本学をはじめ短期大学部、附属専門学校、附属幼稚園から、学長、学科長、事務局長等が参加し、年度ごとに設定された目標とその達成へ向けた取り組みの紹介や報告を通して、グループ全体の相互連携と意思の疎通が図られている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

事務組織レベルにおける「目標設定届」「目標達成報告書」や、専任教員レベルでの研究業績報告の作成を通じた PDCA サイクルの仕組みは確立され、業務の改善や教育研究内容の向上につながる機会として機能しているものと考える。

今後は、大学の自己点検・評価について、自己点検実施委員会を柱とした全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めて行く。

[基準 4 の自己評価]

本学は、平成 3 (1991) 年の大学設置基準の改正に伴い大学における自己点検・評価が努力義務として規定されたことを契機に、「学校法人塚本学院自己点検・評価規程」「大阪芸術大学自己点検実施規程」及び学則に定めた自己点検・評価の条項に基づき、自己点検・評価を組織的に実施する体制作りに取り組んできた。

本学の自己点検・評価の取り組みは、その内容に応じて、常務会、学科長会議、各種委

員会においてなされてきた経緯があり、事務組織レベル、教員レベルでの取り組みに関しては恒常的に行われる体制が確立できているものの、大学全体を総合的に把握し自己点検・評価を実施するための組織・体制整備といった点においては、その役割を担うべき自己点検実施委員会が十分に機能していなかった。

本学は、平成 22（2010）年の大学機関別認証評価の評価結果における指摘事項を受け、今後も継続して自己点検・評価を恒常的に行う体制を整備し、点検結果の教育研究・大学運営の改善と向上につなげるシステムの構築に取り組んでいく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学位授与方針において「芸術を通した社会創造・社会貢献」を目指し、また教育方法として「教育効果の積極的な公開」及び「地域・社会との繋がり」を重視している。本学の社会連携におけるポリシーともいえ、これらに基づいて積極的に活動を展開している。大学施設の開放による物的資源の提供及び公開講座等による人的資源の提供に、教育研究成果発表としての様々な展覧会・公演等のイベントが加わり、芸術教育機関として特色のある社会連携を展開している。これらにより、本学が持つ資源及び教育研究活動の成果を社会へ提供・還元しつつ、そのプロセスの中で教職員、学生にとっては実地経験を蓄積し、社会的評価を受けることで、教育効果を大きく向上することが可能となっている。

【大学施設の開放】

①大阪芸術大学博物館

平成 14(2002)年に大阪府より博物館相当施設としての認定を受け、本学の所蔵品を中心に大阪芸術大学芸術情報センターで定期的に所蔵品展を行っている。また、学外美術館等での特別展、展覧会への所蔵品貸し出し、技術協力も行っている。

②大阪芸術大学図書館

館内は地域住民に開放しており、登録によって図書の貸出等の利用ができる。地域住民以外の一般利用者は、図書の貸出は利用できないが、当日利用の申込により閲覧が可能である。一般利用者は年間 83 人である。

また、「ウィリアム・モ里斯コレクション」をはじめとする貴重書を収集・保存しており、これらを所蔵品展として、一般公開している。その他、学生が企画しての展示も行っている。

【公開講座】

阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット、羽曳野市教育委員会、河南町教育委員会等の公的団体との連携・共催による各種公開講座を開催している。

【教員免許状更新講習】

本学教職課程では平成 24 (2012)年度から「教員免許状更新講習」を実施している。それまで学校や教育委員会等の要請に応じて教員研修を個別に実施してきたが、教職課程を

擁する学科の協力のもと、教務部教職相談室が運営主体となって、法定講習を新規に開講したものである。

美術や音楽領域の各学科、平成22(2010)年度開設の初等芸術教育学科、同一法人グループ内の短期大学部保育学科などの教員が講習を担当し、さらに専門家をゲストスピーカーとして招へいし、学校教員の方々の資質向上やスキルアップに貢献している。

平成25(2013)年度は前年度より1講座多い6講座を開講し、いずれの講座でも定員を充足した。事後アンケートでは大半の受講者から内容や運営において「大変良かった」「良かった」との評価を頂いている。制度上必要とされる内容や水準に本学の特色を加え、受講者のニーズに応えた講習を開講し、さらに充実させる予定である。

【本学主催による展覧会、公演及び演奏会など】

芸術教育機関として、各学科・研究科が活発に学内外での展覧会、公演及び演奏会を活発に実施している。造形、メディア領域の卒業制作展や各種発表、音楽領域の定期演奏会・卒業公演のように、教育研究成果の発表として定期的に実施しているものだけでなく、学生主体による実行委員会を立ち上げ、教職員のサポートのもと、企画・立案から実施に至るすべてを行うイベントもある。

これらの中には正課内の授業に組み込まれるものも多数あり、演習及び実技・実習の中で、本番を前提にした実践的な制作・指導が行われている。通常の課題一制作一講評が限られた時間・空間での嘗為に留まるのに対し、学内外での成果発表は授業に臨むモチベーションの向上をもたらすとともに、社会的評価を受け、フィードバックするサイクルによって教職員・学生へ教育研究効果を高めている。こうした実地経験の蓄積は本学にとって大きな財産となっている。

(2) A-1 の自己評価

本学は芸術教育機関として、物的・人的資源の提供に加え、学内外への成果発表を各学科・研究科が長年にわたり積極的に実施している。これまでの取り組みは、大阪府内または近畿圏内の文化・芸術振興及び活性化へ寄与しているものと自負している。また、学外への成果発表の機会は芸術教育の一環あるいは集大成として意識されており、教員・学生への教育効果を高めている。

ただ、学外への成果発表については、次のような課題があり、改善の必要がある。

- ・機会の増加により、学生、教職員の教育研究活動に支障が出るおそれがあること。
- ・企画を長年にわたって実施している中で、単なる成果発表、慣例的な実施に陥る懸念があること。
- ・企画の立案から実施に至るまでのルートがさまざまであるため、情報の集約・共有が不十分な場合があり、事務処理や学内外への広報において効率が悪いケースがあること。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記で挙げた課題については、各学科・研究科の企画段階で教員・学生へ過剰な負担がかからないように考慮して改善していく。正課の授業において実施する際はそのスケジューリングや学生動員が基本的に各学科・研究科の主体性に任されているが、企画書を承認

する際には内容面を含めて、事務局がマンネリにならないよう意識しながら管理していく。また、定期的に実施しているものについては、目標の設定と達成状況、費用対効果を確認しながら進めていく。

A-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《A-2 の視点》

A-2-① 教育研究上の、企業や他大学との適切な関係の構築

(1) A-2 の事実の説明（現状）

本学では、企業や他大学との社会連携を教育活動に取り込み、教育目的の一つである、「芸術を通じて社会を創造し、社会に貢献する」人材の育成に力を入れている。

まず企業との連携（产学連携）についての、内容面では、これまで商品の共同開発やまちづくり・住空間デザインのコンペティションの他、テレビドラマ・CMの制作及び放映、映画撮影の実績があり、本学の学科・コースの特色を生かしたものとなっている。

実施形態としては、まず、企業・団体から教員あるいは就職課などを通じて、本学にオファーがなされ、内容を事務局も含めて検討し、場合によっては契約書を交わして、権利関係を確認する。内容面で学生の教育効果が見込めないと判断された場合は、辞退することもある。正課の教育活動内で実施する場合は、「演習、実技・実習における課題としての取り組み」、「企業の実務担当者へのプレゼンテーション」「最終案決定・商品化」といったプロセスを通ることが多い。

テレビドラマ制作の場合は、原案・シナリオ制作から出演・撮影までを学生・副手等若手スタッフが手がけ、独立UHF局ネットワークで全国に放映された実績を持っている。これらの活動は、企業活動の最前線に関与する部分での社会連携であり、学生のキャリア形成につながる教育であるともいえる。

大学間の連携については、本学は、「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟し、加盟大学間の共同事業への参加、単位互換の実施等を実施している。

また、海外の大学と交流協定を締結しており、協定校との美術交流展、セミナー、短期留学制度等を実施している。教職員・学生が多く参加し、建学の精神の一つである「国際的視野」を涵養すべく、教育研究活動に刺激を与えていた。なお、国際交流については法人本部国際部を本学キャンパス内に設け、専任職員が交流先との関係の維持・発展、セミナーの企画・実施や、留学制度への対応に当たっている。

(2) A-2 の自己評価

本学では企業や大学との社会連携及び国際交流活動を教育活動の一環として捉えている。教育効果が得られないと見込まれる場合は実施されない。言い換えると単に企業の下請け・補助作業に終わるのではなく、携わった教員・学生への教育効果が挙がるのかどうかを判断した上で取り組むように努めている。

本学での社会連携活動は上述したように、企業活動の最前線に直接関与するとともに、

商品・作品として社会に出て、評価を受けることで、学生にとっても社会の現場で鍛えられるというメリットがある。

その一方で、産学連携に係るオファーの多くは年度の途中でなされ、結果も短期間で求められる場合が大半である。このような場合、授業計画の進行している最中に、プロジェクトが挿入され、授業計画の変更や教員・学生の負担感が増加する可能性がある。また、計画的に実施できた場合でも、成績評価の基準をどのように設けるか、思ったような成果が挙げられなかった場合の評価といった問題がある。

大学間連携については概ね良好に機能し、特に協定校との国際交流については国際部を中心に活発に活動を実施しており、建学の精神である「国際的視野に立っての展開」の実践に大いに寄与している。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、企業からのオファーは就職課、教員を経由した場合は教務課、または学科に直接持ち込まれるケースが多いが、それぞれカリキュラムや教職員・学生の負担との関連で内容が適切であるかどうかを判断している。今後、円滑に実施するために、担当窓口の一元化、産学官連携の受け皿となる授業科目の設定や、授業期間をふまえたスケジュール調整の実施、さらに、本学が著しく不利益とならないよう、金銭面での負担や動員等に関する一定のルールや方針を構築することを検討している。

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《A-3 の視点》

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) A-3 の事実の説明（現状）

本学は企業、他大学からの要請の他、近隣自治体等からの要請にも積極的に応え、地域社会、特に関西圏の芸術・文化活動の活性化へ貢献するとともに、地域社会における本学の信頼感、存在感を高めている。実施体制としては、本学がオファーを受け、事務局が実施を検討した上で、内容的に適当な学科を紹介、実施するというケースが多い。当初から本学が主体的に推進するケースは多くない。昨今の不況も影響してか、要請が増加傾向にあり、教職員・学生に過剰な負担とならないよう、社会連携のメリット、デメリットを認識した上で参加の是非を決定している。

【自治体・公的団体等の実施する文化事業、イベントへの協力・協賛】

大阪市等の自治体や公的団体が主催する文化事業・イベント及びメディア・企業が主催する地域事業・文化イベントに協賛するとともに、その中で本学企画として教員・学生が企画・制作に携わるものもある。

単なる協賛金の供与や教員・学生がアルバイトとして参加するだけではなく、文化事業・イベントの趣旨の範囲内で本学が主体的に企画内容を決め、制作することが認められている。教員の指導のもと、基本的には学生主体で実行委員会を組織し、学科の枠を越え

て、参加していることは本学の特色を表している。また、展覧会への協賛・協力依頼にも応えており、芸術・文化活動の活性化に貢献している。具体的な取り組みについては下記の通りである。

【キャンパス近隣地域との協力関係】

本学キャンパスのある大阪府南河内郡河南町、またその近隣地域の自治体、公的団体等が実施する各種事業に社会貢献の一環として積極的に協力している。本学学生・教職員挙げて参加しており、地元からの信頼感を高めている。

(2) A-3 の自己評価

本学と地域社会の社会連携については、芸術・文化事業への参加・協賛の他、地域事業への協力と多岐に亘り、要請に積極的に応えることで地域との協力関係を高めている。音楽系学科による演奏会の実施や商店街との連携によるアートイベントの開催など本学の特色を生かしたものもあり、本学の特色を表している。

課題としては、社会連携に係る窓口が統一されておらず、事務局を通じて正式に依頼されるものもあれば、教職員や学生の個人的な関係によるものもあり、動員の際の条件についても、日当や交通費が支給されるものから、ボランティアによるものまでまちまちであること、また、個人的な依頼の場合は事務局が把握できず、事故が起こった場合の責任体制等に懸念があることなどが挙げられる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域社会との連携によるメリット・デメリットを見極め、地域での信頼感、存在感を高めつつ、教職員・学生の負担が増加しないよう、事務局で円滑な社会連携ができる仕組みを整備していく。

A-4 大学の教育研究活動に係る情報の社会への発信

《A-4 の視点》

A-4-① 大学の教育研究活動に係る情報を適切に社会に発信しているか。

(1) A-4 の事実の説明（現状）

・キャンパス・ミュージアム「大阪芸術大学博物館」による教育研究活動情報発信

大阪芸術大学博物館は、それ自体が特色ある附属施設であるとともに、本学の教育研究活動及び学生支援において重要な位置を占めている。

平成 14(2002)年、本学創立以来、教育研究活動の中で蓄積されてきた芸術作品・芸術資料の公開、そして、博物館学芸員課程の博物館実習の場を学内に設けることを目的に、既存の芸術情報センター、総合体育館に設けられた展示・収蔵施設を利用する形態で博物館相当施設として設立された。独立した建物、また常設展示室を持たず、学生や来学者からは博物館の存在が認識されにくい傾向にあるが、逆にキャンパス全体を展示施設、いわば「キャンパス・ミュージアム」と捉え、キャンパス内のあらゆる施設・場所を使用して、

大学主催の展覧会や授業の成果発表のみならず学生の自主的な作品発表を実施している。

博物館事務室では、所蔵品展開催の他、教育活動としての博物館実習の実施、また施設・展示備品の貸出や展示方法のアドバイスをおこない、教員や学生に対して日常的に様々な支援を行っている。

施設面では、博物館事務室が管理している展示ホール、アートホール、体育館ギャラリーを授業の成果発表や教員の作品発表の場として提供している。また、体育館ギャラリーは学生の自主的な作品発表の場としても提供しており、授業期間中の稼働率はほぼ 100% である。展示施設の使用希望者は年々増加傾向にあり分割使用など運用面で工夫することで、広く学生に作品発表の場が提供されるよう努めている。また、大学が学内外で主催する展覧会において、展示計画、輸送展示、展覧会場管理等、展覧会の実施から運営にかかる業務を担っている。

博物館実習について、芸術学部・大学院は平成 15 年度から、通信教育部は平成 16 年度より実施している。芸術学部（芸術計画学科以外）・大学院の実習を 2 回、芸術計画学科の実習を 2 回、通信教育部の実習を 2 回実施し、合計 120 人を受け入れた。

博物館としての展覧会は、大学が所蔵する様々な芸術作品や芸術資料を紹介する所蔵品展を年間に 3 回、その他の展覧会を 1 回開催し、学生や一般来場者に対して無料公開している。また、展覧会にあわせて SP レコード試聴会を実施した。

上記のような制作から展示・公開までを視野に入れた教育研究の積極的な展開は、芸術教育の活性化に繋がり、また学位授与方針に挙げられるクリエイターを初めとする人材育成の達成の大きな柱となっている。その中核としての「大阪芸術大学博物館」に期待される役割は大きく、今後も「キャンパス・ミュージアム」の充実に努めたい。

・メディアセンター「大阪芸術大学テレビ（OUA-TV）」による教育研究活動情報発信

「大阪芸術大学テレビ（通称 OUA-TV）」は、平成 18（2006）年 10 月に発足。学生たちの為の情報発信ステーションとして大阪芸術大学芸術学部・通信教育部・大学院、大阪芸術大学短期大学部、大阪美術専門学校、附属幼稚園といった各グループ校を繋ぐメディアセンターとしての役割を担っている。

平成 19（2007）年より本格運用開始。Web 上に特設ページを設置し、芸術系大学の特色あるイベントや、教員・学生たちが所有する映像コンテンツをまとめたニュース形式の番組「OUA-TV NEWS」を配信する。各学科の授業・演習・実習に加え、学生たちによる演奏会や作品展覧会、学内外で行われる様々なイベントの取材・中継をメインに、教員やゲストによるセミナー・シンポジウム、これまで蓄積された研究成果・作品の発信など多彩な活動が挙げられる。

大阪芸術大学総合体育館に設置された特設スタジオには、放送局で使用される設備・機器を整備し、充実したインフラを擁している。またスタッフには放送学科教員・卒業生を採用するとともに、放送学科を中心とした現役の学生たちが番組制作に参加している。

また、関西・関東の独立放送局と連携し平成 22（2010）年から地上波テレビ放送「大阪芸大テレビ」をスタート。番組に出演するキャスターやリポーターは、放送学科アナウンスコースや声優コースの学生たちを実習科目の一環として起用しており、その活動が教育活動として運営されていることが特色である。

その他の活動として、地方自治体との事業提携によるプロモーション DVD 作成や、大阪府警察の交通安全キャンペーン CM 制作、公共性の高いイベントにおいて大阪芸術大学が所有する中継車を使用したビジョン投映を請け負うなど、産学官連携の推進にも大きな役割を果たしており、今後もその特色ある活動により、教育活動の活性化に大きく寄与することが期待されている。

最後に、スタッフによるコメントを引用し、大阪芸術大学テレビ立ち上げから現在に至るまで、大学にもたらしてきた効果を表す。

『開かれたキャンパスライフを目指して・・・。』

私たち大阪芸術大学グループの情報発信地「O U A – T V」を開設したことでのような成果を見ることができます。

第一に各キャンパスのニュースを学生始め、保護者、教員、職員そして社会に向けてお伝えすることで、どなたに見て頂いても恥ずかしくない高度な学びの場を作り出そうと努めていることです。

第二に従来、美術は美術、音楽は音楽、デザインはデザイン、舞台は舞台と閉鎖的であった各学科が、他学科の活動を知ることで積極的にそれぞれの枠を取り払い、才能を共有しあうようになりました。学科の枠を超えた、共同研究や共同発表が盛んになりました。

第三に各研究室に散乱している学生や教師の研究や作品を O U A – T V が撮影編集することで教材が生き生きとよみがえっています。そのことで、最近は、「私の作品を放送して欲しい」、「私の研究を広く発表したい」と申し出る学生や教師たちでスタッフは多忙です。

第四に O U A – T V でニュースを読んだ学生は就職試験にその D V D を持っていけるし、アニメや舞台を制作した学生はその作品を持って出版社などにプレゼンテーションを行ったりしています。

第五に地元の放送局とタイアップして地域のニュースを発信したり、すでに世界に飛び出している卒業生たちの活躍の様子をリアルタイムに伝えています。

そして何より大切なことは、学内でカメラを携えた O U A – T V 職員たちが「おはようございます。今日も元気で！」とか「お疲れ様でした！ 気をつけてお帰りください。」と呼びかけて駆け回ることで、断然、学生たちのマナーが良くなっています。難しい注意書きや厳しいルールのポスターなど要りません。だから学内の環境が美しく保たれています。

放送ってそんな力を持っていますね。

創設以来OUA-TVの運営理念は、Only evolution can avoid extinction（進化を継続なければ絶滅する）です。常に時代を呼吸し大阪芸術大学グループとしての教育の場を誠実に伝えていく発信地として健全に運営していきたいと思います。

[基準Aの自己評価]

芸術教育機関として、特色ある社会連携を実施しており、社会、企業、地域との関係において信頼感及び存在感を高めている。今後ますます大学の社会的責務として取り組みが増す中で、通常の教育研究活動との兼ね合いや教職員・学生の負担軽減に対応できるよう、全学的な受入れ・推進体制、方針の整備が不可欠である。

[基準Aの改善・向上方策（将来計画）]

上記で挙げた課題について、芸術教育機関として、教育研究活動の質の向上に活用する方向性で社会連携を実施すべく、全学的な受入れ・推進体制及び方針の整備を検討していく。